

4 地業工事 〈続き〉	3 鋼杭地業	種類の記号 (4.4.2) ・SKK400 ・SKK490	(4.5.3) 帯筋 ・ 図示による () ・ 鉄筋かごの補強 (4.5.3) ・ 杭径1.5m以下の場合は鋼板6×50(mm)、1.5mを超える場合は鋼板9×50～75(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ、1節につき3箇所以上入れ、リングと主筋との接触部を溶接する。溶接長さは、補強材の幅とする。 鉄筋の最小かぶり厚さ (4.5.3) ・ 100mm 鉄筋の重ね継手長さ、主筋の基礎底盤への定着長さ (4.5.3～4.5.5) ・ 図示による () セメントの種類 (4.5.3) ・ 高炉セメントB種 [G] コンクリートの種別 (4.5.3) ・ A種 ・ B種 ・ 審査(評定又は大臣認定)された内容による コンクリートの設計基準強度(Fc) (4.5.3) ・ 図示による () 構造体強度補正值(S) (4.5.3) ・ 3N/mm ² ・ 図示による () ・ 審査(評定又は大臣認定)された内容による 試験杭 (4.2.2)(4.5.4)(4.5.5) 試験杭の位置 ・ 図示による () 孔壁測定 (4.5.4)(4.5.5) 測定箇所 ・ 試験杭 () 箇所及び本杭 () 箇所 杭の精度 (4.5.4)(4.5.5) 水平方向の位置ずれ ・ 材料 (4.6.2) ○再生クラッシュラン [G] ・ 切込砂利及び切込砕石 (4.6.3) 砂利厚さ (4.6.3) ※60mm ○ 100mm 適用箇所 ・ 基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ ○ 図示による () ⑤ 砂利地業 (4.6.2) ⑥ 捨コンクリート地業 (4.6.3) 捨コンクリートの厚さ (4.6.4) ※50mm 施工範囲 (4.6.4)(6.14.1) ・ 基礎梁下、土に接するスラブ ・ 図示による () 設計基準強度 (4.6.4)(6.14.1) ※18N/mm ² スランブ (4.6.4)(6.14.1) ※15cm又は18cm 材料 (4.6.2) ○ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 施工範囲 (4.6.5) ・ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下 ⑦ 床下防湿層 (4.6.5)	5 鉄筋工事	① 鉄筋 (5.2.1) 鉄筋の種類 種類の記号 呼び径(mm) 備考 ・ SD295A ※D16以下 ・ SD345 ※D19以上 ・ ・ 形状等 (5.2.2) 種類 種類の記号 網目の形状、寸法、鉄線の径(mm) 使用部位 ・ 溶接金網 ・ 鉄筋格子 ② 溶接金網 (5.2.2) ③ 鉄筋の継手 (5.3.4)(5.5.2)(5.5.3) 継手方法等 部位 継手方法 呼び径(mm) 柱、梁の主筋 ・ ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 耐力壁の鉄筋 ・ 重ね継手 ・ その他の鉄筋 ○ 重ね継手 ・ ※D16以下 () 耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4) ・ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図) 3.1(a)(2)) ・ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図) 3.1(a)(3)) 継手位置図 (5.3.4) ・ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図) 5.1, 6.1, 7.1, 7.3, 8.1) 鉄筋の定着方法 (5.3.4) ・ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図) 3.1(b)) 鉄筋の定着長さ (5.3.4) ・ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図) 3.1(b))	6 コンクリート工事	⑤ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (5.3.5) 最小かぶり厚さ ○ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図)表4.1) 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ・ 無し ・ 有り 適用箇所 () 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 軽量コンクリートで土に接する部分 ・ 無し ・ 有り 適用箇所 () ・ 最小かぶり厚さに加える厚さ () mm 耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等) ・ 無し ・ 有り 適用箇所 () ・ 最小かぶり厚さに加える厚さ () mm 鉄筋相互のあき(機械式継手及び溶接継手を除く) (5.3.5) ・ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図) 4.1) 6 機械式継手 (5.3.5) 使用箇所 ・ 図示による () H12建告第1463号に適合する性能 (5.5.2) ・ A級 機械式継手の種類及び工法 () (5.5.2) 鉄筋相互のあき (5.3.5) ・ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図) 4.1) 品質の確認方法 (5.5.2) ・ 図示による () 不良となった継手の修正方法等 (5.5.2) ・ 図示による () 7 溶接継手 (5.5.2) 使用箇所 ・ 図示による () H12建告第1463号に適合する性能 (5.5.3) ・ A級 鉄筋相互のあき (5.3.5) ・ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図) 4.1) 継手の工法 (5.5.3) ・ 図示による () 品質の確認方法 (5.5.3) ・ 図示による () 不良となった継手の修正方法等 (5.5.3) ・ 図示による () ⑧ 各部配筋 (5.3.7) 各部配筋 ○ 図示による (構造関係共通図(配筋標準図)) 9 圧接完了後の試験 (5.4.9)(5.4.10) 外観試験 (5.4.9)(5.4.10) ※行う(全数) 抜取試験 (5.4.9)(5.4.10) ※超音波探傷試験 ・ 引張試験 試験ロット:1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。なお、200箇所を超えるときは200箇所ごととする	7 気乾単位容積質量 (6.2.3) ○ 2.3t/m ³ 程度 ・ 軽量コンクリート (6.10.1) 7 軽量コンクリート (6.10.1) 種類 ・ 1種 ・ 2種 適用箇所 ・ 図示による () 8 寒中コンクリート (6.11.1) 適用期間 ・ 図示による () ・ 積算温度を基に定める場合 (6.11.2) ・ 図示による () 9 暑中コンクリート (6.12.2) 構造体強度補正值(S) ※6N/mm ² 10 マスコンクリート (6.2.1)(6.13.1) 適用箇所 ・ 図示による () セメントの種類 (6.13.2) ・ 中熟ポルトランドセメント ・ 低熟ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 [G] ・ フライアッシュセメントB種 ・ 普通ポルトランドセメント 混和材料 (6.13.2) ・ 混和剤 混和剤の種類 ※JIS A 6204に適合するAE減水剤または高性能AE減水剤 スランブ (6.13.2) ※15cm ⑪ 無筋コンクリート (6.14.1) 設計基準強度 (6.14.1) ※18 (N/mm ²) スランブ (6.14.1) ※15cm 又は 18cm セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・ 高炉セメントB種 [G] ・ フライアッシュセメントB種 [G] 適用箇所 (6.2.1)(6.14.1) ※標準仕様書6.14.1(e)による箇所 ○ 図示による (捨てコンクリート) 12 流動化コンクリート (6.2.1)(6.15.1) 適用箇所 ・ 図示による () 13 ひび割れ誘発目地 (6.6.3)(6.8.2)(9.7.3) 打継目地 ・ 標準仕様書9.7.3による ・ 間隔、位置、形状 ・ 図示による () ⑫ コンクリートの仕上り (6.2.5) 部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値 ・ 標準仕様書表6.2.3による 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5)(6.8.3) 種 別 適用箇所 ○ A種 ○ B種 ・ C種 15 打増し厚さ (6.8.2) (打放し仕上げ部) 打増し厚さ ・ 20mm ・ 10mm ・ 20mm ⑬ 型枠 (6.8.3) せき板の材料及び厚さ ・ 合板(※12mm () [G]) ・ 断熱材の兼用した型枠材の使用 (6.8.3) ・ MCR工法用シート (6.8.3) 打増し厚さ ・ 20mm 打増し範囲 ・ 図示による () スリーブの材質 (6.8.3) ※標準仕様書6.8.3(i)(2)(i)から(iv)による ⑭ コンクリートの単位水量測定 実施要領 ○ 図示による (構造関係共通図(構造関係共通事項)構-4施工法等計画書関連等 コンクリートの単位水量測定)	4 場所打ち コンクリート杭地業	寸法、継手等 (4.2.2)(4.4.2) 種類 杭径(mm) 板厚(mm) 杭長(mm) 継手数 セット数 長期設計支持力(kN/本) 備考 試験杭 上杭 中杭 下杭 本杭 上杭 中杭 下杭 杭先端部形状 (4.4.2) ・ 開放形 ・ 半開放形 ・ 閉そく形 先端部の補強 (4.4.2) ・ 標準仕様書 図4.4.1, 表4.4.2による 先端部の補強(補強バンド等)及びその他付属品材質 ・ SS400と同等又はそれ以上 施工方法 (4.4.1) ・ 打込み工法 (・油圧ハンマー ・ ディーゼルハンマー) (4.2.2)(4.4.3) ・ ブレローリングの併用 ・ 行わない ・ 行う 掘削深さ及び径 ・ 図示による () 杭の精度 (4.4.3) ・ 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・ 杭の傾斜 ・ 1/100以内 試験杭 試験杭の位置 ・ 図示による () 打込杭推定支持力の算定 ・ 図示による () 特定埋込杭工法 (4.4.4) ・ 平13国交告第1113号第6による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法 ・ 平13国交告第1113号第6による地盤の許容支持力式の内α、β、γが下記値を採用できる工法 α = ()、β = ()、γ = () 工法 ・ 中掘り拡大根固め工法 杭の精度 (4.4.3) ・ 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・ 杭の傾斜 ・ 1/100以内 試験杭 試験杭の位置 ・ 図示による () 杭の現場継手 (4.4.5) ・ 溶接継手 形状 (4.4.2) ・ JIS A 5525による 溶接材料 ・ 標準仕様書 7.2.5(a)(b)による ・ 図示による () 無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ※審査(評定又は大臣認定)を受けた工法 検査 ※審査(評定又は大臣認定)により定められた項目 施工 ※審査(評定又は大臣認定)された施工管理基準による 杭頭の処理 (4.3.7)(4.4.6) ・ 処理しない ・ 処理する 処理方法(切断にともなう補強方法含む) ・ 図示による () 杭頭の中詰め材料 (4.3.7)(4.4.6) ・ 基礎のコンクリートと同調合のもの 掘削工法 (4.5.1)(4.5.4) ・ アースドリル工法(安定液 ※使用する ・ 使用しない) ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法(孔内の水張り ・ 行う ・ 行わない) 併用する工法 (4.5.1)(4.5.5) ・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・ 掘削杭工法(安定液 ・ 使用する ・ 使用しない) 寸法等 (4.2.2) 軸径(mm) 掘削径(mm) 杭長(mm) セット数 長期設計支持力(kN/本) 備考 試験杭 本杭 鉄筋の種類 (4.5.3) 種類の記号 呼び径(mm) 備考 ・ SD295A ・ SD345 ・
		4 場所打ち コンクリート杭地業			寸法等 (4.2.2) 軸径(mm) 掘削径(mm) 杭長(mm) セット数 長期設計支持力(kN/本) 備考 試験杭 本杭 鉄筋の種類 (4.5.3) 種類の記号 呼び径(mm) 備考 ・ SD295A ・ SD345 ・					

防水層の種類 (9.4.2~4) (表9.4.1~3)						
種別	施工箇所	絶縁用シートの材質	断熱材	仕上塗料		高日射反射率防水の適用
				種類	使用量	
・S-F1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・S-F2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・S-M1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・S-M2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・S-M3				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・SI-F1			(材質) ※下記に示すもののほか、JIS A 9521(建築用断熱材)による	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・SI-F2			が「リフレフォーム」保温材の密度及び熱伝導率の規格に適合するもの又はJIS A 9511(発泡「スチロフォーム」保温材)によるA種が「リフレフォーム」保温材の密度及び熱伝導率の規格に適合するもの ・(厚さ) ・25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・SI-M1			(材質) ※JIS A 9521(建築用断熱材)による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透過係数を除く規格に合格するもの、JIS A9521(建築用断熱材)による押出法「リフレフォーム」断熱材の1種b、2種b又は3種b、JIS A9511(発泡「スチロフォーム」保温材)によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透過係数を除く規格に適合するもの、JIS A 9511(発泡「スチロフォーム」保温材)によるA種押出法「リフレフォーム」保温材の保温板 ・(厚さ) ・25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・SI-M2		※発泡「リフレシート」		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・

屋内防水層の種類				
種別	施工箇所	保護層		立上り部の保護
		平場のモルタル塗り	立上り部の保護	
・S-C1		・床塗り工法 ※標準仕様書 15.2.5(b) (2)及び(3)に準ずる	・下地モルタル塗り ※標準仕様書 15.2.5(c) (1)に準ずる	・モルタル塗り厚さ ※7mm以下

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ

A L Cパネル下地の場合機械的固定工法は適用しない
ルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.4.1から表9.4.3による

固定金具の材質及び形状
材質 ※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの鋼板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの
厚さ(mm) ※0.4以上

防水下地かP Cコンクリート部材下地の場合の処理
目地処理 ※図示
入隅部の増張り (S-F1, S1-F1, S-C1の場合) ※図示

防水下地がA L Cパネル下地の場合の処理
目地処理 ※図示
入隅部の増張り (S-C1の場合) ※図示

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法)
・適用しない
保護層の施工 (屋内保護密着工法の場合) ※図示

4 塗膜防水 (9.5.3) (表9.5.1, 2)					
種別	施工箇所	仕上塗料		保護層	高日射反射率防水の適用
		種類	使用量		
・X-1		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・
・X-2		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・
・Y-1	※地下外壁防水			・適用する	・適用しない
・Y-2	※屋内防水			・適用する	・適用しない

5 ケイ酸質系塗布膜防水 (9.6.1, 3) (表9.6.1, 2)					
防水層の種類					
種別	施工箇所	種類	設置数量		
※C-U1					

6 脱気装置 (9.2.3) (9.3.3) (9.5.3)					
防水種別	種類	設置数量			
D-1 D-2 D-3 D-4 D1-1 D1-2 AS-T3 AS-T4 AS-J1 AS1-T1 AS1-J1	※「アフォーム」類製造所の仕様による	※「アフォーム」類製造所の仕様による ・ 個/m ²			
X-1	・防水層の主材料の製造所の仕様による	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ 個/m ²			

①シーリング (9.7.2) (表9.7.1)

下表以外は、標準仕様書表9.7.11による
ただし、外壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは11章に、カーテンウォールの場合のシーリングは17章による

施工箇所	シーリング材の種類 (記号)
印部	目地寸法 幅10×10 MS-2

シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書9.7.3(a) (1)~(3)による

10 石工工事 (10.1.3, 5)							
1 施工							
石材の割付け ※標準仕様書10.1.3(a) (1), (2)による 粗面仕上げの場合のみ込み部分の仕上げ 屋内の床を本磨きとする場合のワックスかけ ・行う (適用箇所) ・全て ・行わない							
2 石材等 (10.2.1.3) (表10.2.1, 2)							
天然石							
施工箇所	品質	石材の種類	形状	寸法 (mm)	厚さ (mm)	表面仕上げ	備考
	・1等品 ・2等品		※正方形に近い矩形				
テラズブロック							
施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	形状	仕上り	寸法 (mm)	表面仕上げ	備考
	※大理石 ・花こう岩	※1.5~12	・平もの ・役もの	・片面 ・両面			
テラズタイル							
施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	寸法による区分	表面仕上げ	備考		
	※大理石 ・花こう岩	※1.5~12	・300型 ・400型				
取り付用モルタル、既調合の目地モルタル、石表面処理材、裏打ち処理材 ※石材施工業者の指定する製品							

3 外壁湿式工法 (10.2.2.3) (10.3.2, 3)					
受金物 材質 ※SS400 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ=100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ=150mm					
石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地ごしらえ ※流し筋工法 ・あと施工アンカー工法 ・あと施工アンカー・横筋流し工法					
ドレンパイプの材質 ・樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25~35φ					
アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 あと施工アンカーの材質及び寸法 () 目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない 伸縮調整目地 位置 ※標準仕様書表11.1.1による シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書9.7.3(a) (3)による					

4 内壁空積工法 (10.2.2) (10.4.2, 3)	
受金物 材質 ※SS400 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ=100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ=150mm	
石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地ごしらえ ※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法 アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 あと施工アンカーの材質及び寸法 () 目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない 伸縮調整目地 位置 ※6mごと シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書9.7.3(a) (3)による	
5 乾式工法 (10.2.2) (10.5.2, 3) (表10.2.4)	
取付け方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない だぼ用の穴の位置 ※標準仕様書10.5.2(b) (1)による 外壁の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない アンカーの材質及び径 ※ステンレス (SUS 304) M10 あと施工アンカーの材質及び寸法 () 目地 一般目地 目地幅(mm) ※8以上 シーリング材 ・適用する (※標準仕様書9.7による) ・図示 ・適用しない	
6 床及び階段の石張り (10.6.2, 3)	
床石張りの裏面処理 ・適用する ・適用しない 階段張りの裏面処理 ・適用する ・適用しない 目地 一般目地 目地幅(mm) ・図示 シーリング材 ・適用する ・適用しない 伸縮調整目地 位置 ※床面積30㎡程度ごと、細長い通路の場合6㎡程度ごと及び他部材との取合い部 ・図示	
7 アーチ、上げ裏等の石張り (10.2.2) (10.7.1, 2)	
取付け工法 ・内壁空積工法 ・乾式工法 取付け金物 ※標準仕様書10.2.2(c)による 引金物、だぼ、かすがい及び受金物 ※標準仕様書10.2.2(a)による 吊金物及び化粧吊りボルト ・設ける 吊金物 ※ステンレス (SUS 304) 径6mm長さ90mm (加工物) ・ 吊りボルト ※ステンレス (SUS 304) M10化粧ナット付き ・ 設けない 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない アンカーの材質及び径 ・SS400 M12 ・ステンレス (SUS 304) M10 あと施工アンカーの材質及び寸法 () 目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 伸縮調整目地 位置 ※他の部位との取合い部 ・図示	
8 笠木、甲板等の石張り (10.2.2) (10.7.1, 3)	
取付け工法 ・外壁湿式工法 ・乾式工法 取付け金物 ※標準仕様書10.2.2(c)による 引金物、だぼ、かすがい及び受金物 ※標準仕様書10.2.2(a)による 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 乾式工法の場合の取付け代 ※標準仕様書10.5.3(b)による 石裏の補強用モルタル ・適用する ・適用しない アンカーの材質及び径 ・ステンレス (SUS 304) M10 あと施工アンカーの材質及び寸法 ()	

11 タイル工事 (11.1.3) (表11.1.1)									
1 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (11.2.2, 3, 7)									
2 セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り									
位置 ※標準仕様書表11.1.1による ・図示									
タイルの形状、寸法等									
施工箇所	形状寸法 (mm)	再生材の適用	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	耐滑り性	備考
		有	I類 II類 III類	施ゆう 無ゆう	有	無	標準特注	有	無
標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験張り ・行う ・行わない 見本焼き ・行う ・行わない モルタル塗りのコンクリート素地の処理 ・MCR工法 ・目黒し工法 (高圧洗浄)									
壁タイル張りの工法 外装タイル ・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り 内装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り ・既調合モルタル モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。 ・既調合目地材									
3 接着剤による陶磁器質タイル張り (11.3.2~4, 7)									
位置 ※標準仕様書表11.1.1による ・図示									
タイルの形状、寸法等									
施工箇所	形状寸法 (mm)	再生材の適用	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	耐滑り性	備考
		有	I類 II類 III類	施ゆう 無ゆう	有	無	標準特注	有	無
標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験張り ・行う ・行わない 見本焼き ・行う ・行わない 接着剤のホルムアルデヒド放数量 ※規制対象外 外装壁タイル接着剤張りにおける目地のシーリング材 打継ぎ目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系シーリング材 伸縮調整目地 ※変成シリコン系シーリング材 その他の目地 ※変成シリコン系シーリング材 モルタル塗りをコンクリート素地の処理 ・MCR工法 ・目黒し工法 (高圧洗浄)									
4 陶磁器質タイル型枠先付け (11.4.2, 3) (表11.4.1)									
位置 ※標準仕様書表11.1.1による ・図示									
タイルの形状、寸法等									
施工箇所	形状寸法 (mm)	再生材の適用	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	耐滑り性	備考
		有	I類 II類 III類	施ゆう 無ゆう	有	無	標準特注	有	無
標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験張り ・行う ・行わない 見本焼き ・行う ・行わない									
タイル型枠先付けの種類									
種別	適用タイル	タイル型枠先付け面のせき板の種類							
・タイルシート法	・小口タイル	・標準仕様書6.8.3(b) (2)							
・目地削法	・二丁掛けタイル	・金属製タイル先付けパネル							
・積層法	大形タイル	・							

16 建具工事	1 防火戸	※建具表による	(16.1.3)
	2 見本の製作等	建具見本の製作 ・行う(建具符号:) ・行わない 建具見本の程度 ・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・納まり等が分かる程度のもの 特殊な建具の仮組 ・行う(建具符号:) ・行わない	(16.1.4)
	3 防犯建物部品	・適用する(適用箇所は建具表による) ・適用しない	(16.1.6)
④	アルミニウム製建具	性能等級 外部に面する建具 ・A種(建具符号: ※建具表による) ・B種(建具符号: ※建具表による) ・C種(建具符号: ※建具表による) ・防音ドアセット、防音サッシ 遮音性の等級() (建具符号: ※建具表による) ・断熱ドアセット、断熱サッシ 断熱性の等級() (建具符号: ※建具表による) ・耐震ドアセット 面内変形追従性の等級() (建具符号: ※建具表による)	(16.2.2, 4.5) (表14.2.1)
⑤	網戸等	枠の見込み寸法 表面処理 外部に面する建具 ・B-1種 ・B-2種 皮膜等の種類(※標準仕様書表14.2.11による) 着色(アンバー・ブロンズ・ブラック系・ステンカラー) 屋内の建具 ・C-1種 ・C-2種 皮膜等の種類(※標準仕様書表14.2.11による) 着色(アンバー・ブロンズ・ブラック系・ステンカラー) 結露水の処理方法 ※図示 水切り板、ぜん板 ※図示	(16.2.3)
6	樹脂製建具	性能等級 外部に面する建具 ・A種(建具符号: ※建具表による) ・B種(建具符号: ※建具表による) ・C種(建具符号: ※建具表による) ・防音ドアセット、防音サッシ 遮音性の等級() (建具符号: ※建具表による) ・断熱ドアセット、断熱サッシ 断熱性の等級() (建具符号: ※建具表による) 枠の見込み寸法 表面色 水切り板、ぜん板 ガラス	(16.3.2~5)
7	鋼製建具	性能等級 簡易気密型 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4(建具符号: ※建具表による) ・S-5(建具符号: ※建具表による) ・S-6(建具符号: ※建具表による) ・防音ドアセット、防音サッシ 遮音性の等級() (建具符号: ※建具表による) ・断熱ドアセット、断熱サッシ 断熱性の等級() (建具符号: ※建具表による) ・耐震ドアセット 面内変形追従性の等級() (建具符号: ※建具表による)	(16.2.2) (16.4.2~4) (表16.4.2)
8	鋼製軽量建具	性能等級 簡易気密型 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4(建具符号: ※建具表による) ・S-5(建具符号: ※建具表による) ・S-6(建具符号: ※建具表による) ・防音ドアセット、防音サッシ 遮音性の等級() (建具符号: ※建具表による) ・断熱ドアセット、断熱サッシ 断熱性の等級() (建具符号: ※建具表による) ・耐震ドアセット 面内変形追従性の等級() (建具符号: ※建具表による)	(16.2.2) (16.5.2~4)

9 ステンレス製建具	性能等級 簡易気密型 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4(建具符号: ※建具表による) ・S-5(建具符号: ※建具表による) ・S-6(建具符号: ※建具表による) ・防音ドアセット、防音サッシ 遮音性の等級() (建具符号: ※建具表による) ・断熱ドアセット、断熱サッシ 断熱性の等級() (建具符号: ※建具表による) ・耐震ドアセット 面内変形追従性の等級() (建具符号: ※建具表による)	(16.2.2) (16.4.2) (16.6.2~4)	
⑩	木製建具	建具材の加工、組立時の含水率 ※B種 建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ○フラッシュ戸 建具表による 表面材の合板の種類 合板の種類 ・普通合板 表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※70%合板程度) 不透明塗料塗り (※しな合板程度) 板面の品質 接着の程度(Ⅰ種・Ⅱ種) ・天然木化粧合板 樹種名 接着の程度(Ⅰ種・Ⅱ種) ・特殊加工化粧合板 化粧加工の方法 (・オーバレイ・プリント・塗装) 表面性能()タイプ 接着の程度(Ⅰ種・Ⅱ種)	(16.7.2~4)
⑪	建具用金物	表面板の厚さ ※表16.7.6による ・かまち戸 かまち樹種() 鏡板樹種() 見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・ふすま 張りの種別(Ⅰ型・Ⅱ型) 上張り・鳥の子・新鳥の子又はビニル紙程度 押入等の裏側は雲花紙程度 縁仕上り・塗り縁・生地縁(素地)・生地縁(ウレタンクリヤー塗装) 見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・戸ふすま 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・紙張り障子 見込み寸法 ※30mm ・建具表による 枠、くつずりの材料 ・建具表による	(16.8.2, 3)
⑫	鍵	金物の種類・見え掛り部の材質等 ※標準仕様書表16.8.1及び適用は建具表による 樹脂製建具に使用する丁番 ※標準仕様書表16.8.3による 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置 ○建具表による 錠前類 ○建具表による クローザ類 ○建具表による マスターキー ・製作する ○製作しない その他の鍵 ※各室3本1組 鍵箱 ※有り・無し	(16.8.4)
13	自動ドア開閉装置	自動ドア ・SSLD-1 ※標準仕様書表16.9.11による ・SSLD-2 ・DSL-D-1 ・DSL-D-2 ・SMD-1 ※標準仕様書表16.9.21による ・SMD-1 性能 防錆 センサーの種類 凍結防止	(16.9.2, 3)
14	自閉式上吊り引戸装置	性能 ※標準仕様書表16.10.11による	(16.10.3)
15	重量シャッター	シャッターの種類 ・管理用シャッター 耐風圧強度() N/m ² ・外壁用防火シャッター 耐風圧強度() N/m ² ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター 開閉機能による種類 ※上部電動式(手動併用) ・上部手動式 シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 ※Z12又はF12	(16.11.2, 3)

16 軽量シャッター	開閉形式 ※手動式 ・ 上部電動式(手動併用) 耐風圧強度() N/m ² スラットの材質 ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっき付着量(※Z06又はF06) ・JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) めっき付着量(※A290) スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形	(16.12.2~4)	
17 オーバーヘッドドア	セクション材料による区分 耐風圧区分(Pa) 開閉方式による区分 収納形式による区分 ガイドレールの材質	(16.13.2, 3)	
⑬	ガラス	適用は以下によるほか、ガラスの種類・厚さは建具表による。 ・合わせガラス 品 種 ・フロート合わせガラス ・フロート強化ガラス ・網入磨き合わせガラス ・網入磨き合わせガラス ・強化ガラス 材料板ガラスによる種類 ・フロートガラス ・型板ガラス ・熱線吸収板ガラス ・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入磨き板ガラス 品 類 ・断熱複層ガラス ・日射熱遮へい複層ガラス ・熱線反射ガラス ・熱線反射ガラス 色目(ブルー・グレー) ・高性能熱線反射ガラス 色目(ブロンズ・シルバー) 反射被膜面 ・内面 ・外面 映像調整 ・行わない ・行う ・倍強度ガラス 材料板ガラスによる種類の名称 ・フロート倍強度ガラス ・熱線吸収倍強度ガラス 色 調 ・ブルー ・ブルー ・ブロンズ ガラスの留め材及び溝の大きさ 建具の種類 ガラス留め材 ガラス溝の大きさ(mm) アルミニウム製 ・シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 鋼製及び鋼製軽量 ・シーリング材 ステンレス製 ・シーリング材 ・図示	(9.7) (16.14.2~4) (表16.14.1)
19	ガラスブロック	表面形状 呼び寸法 厚さ 色 調 クリア 乳白 目地幅(mm) 平積み 曲面積み 目地(mm) 伸縮調整 目地(mm) 防火性能	(16.14.5)
		曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。 壁用金属枠及び補強材 ・設ける(形状 ※図示) ・設けない 力骨 材質 ※ステンレス鋼(SUS 304) 寸法 ※径5.5mm 形状 ※はしご形状横筋及び単筋 化粧目地モルタルの色() 金属製化粧カバー 材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製 寸法 ※図示 形状 ※図示 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(Ⅰ)・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない 目地部の力骨の補強方法 ※ガラスブロック製造所の仕様による ・図示	

17	カーテンウォール工事	1 取付方法、性能等 取付方法 ・層間方式 ・柱、梁方式 ・方立方式 ・スパンデル方式 性能 耐震性能 水平方向(KH) 垂直方向(KV) 水密性 気密性 遮音性 断熱性 耐火性能 耐温度差性(°C)	(17.1.3) (17.2.2) (17.3.2)
2	メタルカーテンウォール	カーテンウォールの材料 材 料 規格等 表面処理 映像調整	(17.2.2, 3, 5)
3	PCカーテンウォール	カーテンウォールの材料 コンクリート ※標準仕様書17.3.2(a)(i)~(iv)による 鉄筋 ※SD295A(・D13・D10) 補強鉄線の径(mm) ※3.2・4.0・5.0・6.0 配筋 ※図示 先付けの材料 ・サッシ枠 ・ゴンドラ用ガイドレール 表面仕上げ材 ・磁器質タイル ・石材(花こう岩・大理石)	(17.3.2~5)

18 塗装工事

① 材料 (18.1.3)

② 素地ごしらえ (18.2.2~7)

3 錆止め塗料塗り (18.3.2.3)

④ 塗装 (18.4.1~18.14.2)

⑤ 断熱材 (19.9.2.3)

⑥ 断熱材打込み工法 図示

19 内装工事

① 接着剤 (19.2.2)

② ビニル床シート (19.2.2.3)

3 ビニル床タイル (19.2.2)

④ ビニル幅木 (19.2.2)

5 ゴム床タイル (19.2.2)

6 カーベツト敷き (19.3.3.4) (表19.3.1.2)

7 合成樹脂塗床 (19.4.2.3) (表19.4.1.4~8)

8 フローリング張り (19.5.2~6) (表19.5.1~5)

⑨ 畳敷き (19.6.2) (表19.6.1)

⑩ せつこうボード、その他ボード及び合板張り (19.7.2.3) (表19.7.1)

18 せつこうボード等の下地は図示による。
適音シール材 ・適用する (・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド) ・適用しない

⑪ 壁紙張り

⑫ 断熱材 (19.9.2.3)

⑬ 断熱材打込み工法 図示

① 材料 (18.1.3)

② 素地ごしらえ (18.2.2~7)

3 錆止め塗料塗り (18.3.2.3)

④ 塗装 (18.4.1~18.14.2)

⑤ 断熱材 (19.9.2.3)

⑥ 断熱材打込み工法 図示

⑦ 断熱材打込み工法 図示

① 接着剤 (19.2.2)

② ビニル床シート (19.2.2.3)

3 ビニル床タイル (19.2.2)

④ ビニル幅木 (19.2.2)

5 ゴム床タイル (19.2.2)

6 カーベツト敷き (19.3.3.4) (表19.3.1.2)

7 合成樹脂塗床 (19.4.2.3) (表19.4.1.4~8)

8 フローリング張り (19.5.2~6) (表19.5.1~5)

⑨ 畳敷き (19.6.2) (表19.6.1)

⑩ せつこうボード、その他ボード及び合板張り (19.7.2.3) (表19.7.1)

18 せつこうボード等の下地は図示による。
適音シール材 ・適用する (・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド) ・適用しない

⑪ 壁紙張り

⑫ 断熱材 (19.9.2.3)

⑬ 断熱材打込み工法 図示

21 排水工事	① 屋外雨水排水 (21.2.1) (表21.2.1)	<p>排水管材料</p> <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>管の種類</th> <th>形状</th> <th>呼び径</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・遠心力鉄筋コンクリート管</td> <td>外圧管 (1種)</td> <td>・B形管</td> <td>・図示</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>・VP</td> <td></td> <td>・図示</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・VU</td> <td></td> <td>・図示</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・RS-V[G]</td> <td></td> <td>・図示</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td>・DV</td> <td></td> <td>・図示</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>基礎の厚さ及び種類 図示 硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料 ※接着剤 側溝の形状及び寸法 図示 排水管の種類 図示 砂地業に用いる材料 ※標準仕様書 (21.2.1) (g) (1) 図示 砂利地業に用いる材料 ※標準仕様書 (21.2.1) (g) (2) 図示</p> <p>コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書 (6.14) 設計基準強度18N/mm²とする。 ただし、コンクリートが簡易な場合の調査 (容積比) セメント1 : 砂2 : 砂利4程度とする。 図示</p> <p>凍上抑制層 (21.2.1) (表21.2.2) 厚さ 図示 材料 再生クラッシュラン[G] クラッシュラン 切込み砂利 川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下) 砂の粒度試験 行う 行わない</p>	材種	管の種類	形状	呼び径	備考	・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管 (1種)	・B形管	・図示	・	・硬質ポリ塩化ビニル管	・VP		・図示	・		・VU		・図示	・		・RS-V[G]		・図示	・	・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV		・図示	・
	材種	管の種類	形状	呼び径	備考																											
	・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管 (1種)	・B形管	・図示	・																											
	・硬質ポリ塩化ビニル管	・VP		・図示	・																											
	・VU		・図示	・																												
	・RS-V[G]		・図示	・																												
・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV		・図示	・																												
2 鉄製ふた (21.2.1)	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>適用荷重</th> <th>鍵</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>鉄製マンホールふた</td> <td>・水封形 ・簡易密閉形 (バッキン式) ・密閉形 (テーパー・バッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパー・バッキン式)</td> <td>・T-2用 ・T-6用 ・T-20用</td> <td>・有り ・無し</td> <td>左記以外の品質等は (公社) 空気調和衛生工学会SHASE-S209による</td> </tr> </table>	名称	種類	適用荷重	鍵	備考	鉄製マンホールふた	・水封形 ・簡易密閉形 (バッキン式) ・密閉形 (テーパー・バッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパー・バッキン式)	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用	・有り ・無し	左記以外の品質等は (公社) 空気調和衛生工学会SHASE-S209による																					
名称	種類	適用荷重	鍵	備考																												
鉄製マンホールふた	・水封形 ・簡易密閉形 (バッキン式) ・密閉形 (テーパー・バッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパー・バッキン式)	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用	・有り ・無し	左記以外の品質等は (公社) 空気調和衛生工学会SHASE-S209による																												
3 グレーチング (21.2.1)	<table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>形式</th> <th>用途</th> <th>適用荷重</th> <th>メインバーピッチ</th> <th>垂鉛めつき (付着量)</th> <th>上面形状</th> </tr> <tr> <td>・鋼製</td> <td>・受枠付き、ボルト固定</td> <td>・溝ふた (横断用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用</td> <td>・歩行用</td> <td>・細目</td> <td>・ ()</td> <td>・凹凸形</td> </tr> <tr> <td>・ステンレス製</td> <td>・受枠付き、ボルト固定</td> <td>・溝ふた (横断用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用</td> <td>・歩行用</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・凹凸形</td> </tr> </table>	材質	形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	垂鉛めつき (付着量)	上面形状	・鋼製	・受枠付き、ボルト固定	・溝ふた (横断用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用	・歩行用	・細目	・ ()	・凹凸形	・ステンレス製	・受枠付き、ボルト固定	・溝ふた (横断用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用	・歩行用	—	—	・凹凸形										
材質	形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	垂鉛めつき (付着量)	上面形状																										
・鋼製	・受枠付き、ボルト固定	・溝ふた (横断用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用	・歩行用	・細目	・ ()	・凹凸形																										
・ステンレス製	・受枠付き、ボルト固定	・溝ふた (横断用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用	・歩行用	—	—	・凹凸形																										
4 街きよ、緑石、側溝 (21.3.1) (表21.3.1)	<p>街きよ、緑石、側溝</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>形状、寸法</th> </tr> <tr> <td>・緑石</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・L形側溝</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・U形側溝</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・U形側溝ふた</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>地業の材料 ※標準仕様書 (4.6.2) (a)による 図示 砂利地業の厚さ ※100 (mm) 図示 コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書 (6.14) 設計基準強度18N/mm²とする。 ただし、コンクリートが簡易な場合の調査 (容積比) セメント1 : 砂2 : 砂利4程度とする。 図示</p> <p>凍上抑制層 (21.2.1) (表21.2.2) 厚さ 図示 材料 再生クラッシュラン[G] クラッシュラン 切込み砂利 川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下) 砂の粒度試験 行う 行わない</p>	種類	形状、寸法	・緑石	・図示	・L形側溝	・図示	・U形側溝	・図示	・U形側溝ふた	・図示	・	・図示																			
種類	形状、寸法																															
・緑石	・図示																															
・L形側溝	・図示																															
・U形側溝	・図示																															
・U形側溝ふた	・図示																															
・	・図示																															

22 舗装工事	1 路床 (22.2.2, 3, 5)	<p>路床の材料</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>材料</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>・盛土</td> <td>・A種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・凍上抑制層</td> <td>・再生クラッシュラン[G]、クラッシュラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下)</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)</td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>路床安定処理 ・添加材料による安定処理 種類 普通ポルトランドセメント 高炉セメントB種[G] フライアッシュセメントB種 生石灰 () 添加量 kg (目標OBR 5以上) ・ジオテキスタイル 単位面積質量 60g/m²以上 厚さ (mm) 0.5~1.0 引張強さ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 1.5×10⁻¹ cm/sec以上</p> <p>試験 砂の粒度試験 行う 行わない 路床土の支持力比 (CBR) 試験 行う 行わない 現場CBR試験 行う 行わない 路床締固め度の試験 (現場密度) 行う 行わない</p> <p>路盤の厚さ 図示 路盤材料 砕石 再生クラッシュラン[G] クラッシュラン鉄鋼スラグ[G] 図示</p> <p>試験 路盤締固め度の試験 ※行う 行わない</p> <p>アスファルト舗装の構成及び厚さ 図示 材料 アスファルト 再生アスファルト[G] ストレートアスファルト 骨材 道路用砕石 アスファルトコンクリート再生骨材[G] 図示</p> <p>加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4) (表22.4.4)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>種類</th> </tr> <tr> <td>表面</td> <td>・一般地域</td> <td>・密粒度アスファルト混合物 (13) ・細粒度アスファルト混合物 (13) ・寒冷地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・寒冷地域</td> <td>・密粒度アスファルト混合物 (13F)</td> </tr> </table> <p>シールコートの施工 ・行う 行わない</p> <p>試験 アスファルト混合物等の抽出試験 行う 行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p> <p>コンクリート舗装の厚さ (22.5.2~4.6) (表22.5.1~3)</p> <table border="1"> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装</td> <td>歩行者用通路</td> <td>※70 図示</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車路及び駐車場</td> <td>150 図示</td> </tr> </table> <p>寒冷地の縁道立下り寸法等 図示 材料 コンクリート 標準仕様書22.5.2による 早強セメント 使用する 注目地材料 ※低弾性タイプ 高弾性タイプ 目地 種類、間隔、構造 ※標準仕様書表22.5.3及び図22.5.11による 図示 試験 コンクリート版厚さの試験 行う 行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p> <p>(22.6.2~4) (表22.6.1)</p> <table border="1"> <tr> <th>種類・工法</th> <th>部位</th> <th>基層</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>・加熱系</td> <td>・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物</td> <td>・車道及び駐車場 ・歩行者用通路</td> <td>・無し ・図示</td> </tr> <tr> <td>・常温系</td> <td>・ニート工法 ・塗布工法</td> <td>・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装</td> <td>3~5 1程度以下</td> </tr> </table> <p>舗装厚さの許容差 ※標準仕様書 (22.4.2(C)) による 材料 加熱系混合物に添加する材料 着色骨材 () 自然石 () 配合 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量 ニート工法及び塗布工法の配合等 試験 加熱系 標準仕様書 (22.4.6(a)~(c)) 抽出試験 行う 行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p> <p>(22.7.2, 3, 6)</p> <table border="1"> <tr> <th>材料</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>ストレートアスファルト</td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 行う 行わない 舗装の平坦性 ※着しい不陸がないもの</p>	種別	材料	厚さ (mm)	・盛土	・A種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]	・図示	・凍上抑制層	・再生クラッシュラン[G]、クラッシュラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下)	・図示	・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)	・図示	区分	地域	種類	表面	・一般地域	・密粒度アスファルト混合物 (13) ・細粒度アスファルト混合物 (13) ・寒冷地域		・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物 (13F)	舗装の種類	部位	厚さ (mm)	コンクリート舗装	歩行者用通路	※70 図示		車路及び駐車場	150 図示	種類・工法	部位	基層	厚さ (mm)	・加熱系	・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物	・車道及び駐車場 ・歩行者用通路	・無し ・図示	・常温系	・ニート工法 ・塗布工法	・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装	3~5 1程度以下	材料	厚さ (mm)	ストレートアスファルト	・図示
	種別	材料	厚さ (mm)																																													
	・盛土	・A種 ・建設汚泥から再生した処理土[G]	・図示																																													
	・凍上抑制層	・再生クラッシュラン[G]、クラッシュラン ・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下)	・図示																																													
	・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)	・図示																																													
	区分	地域	種類																																													
表面	・一般地域	・密粒度アスファルト混合物 (13) ・細粒度アスファルト混合物 (13) ・寒冷地域																																														
	・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物 (13F)																																														
舗装の種類	部位	厚さ (mm)																																														
コンクリート舗装	歩行者用通路	※70 図示																																														
	車路及び駐車場	150 図示																																														
種類・工法	部位	基層	厚さ (mm)																																													
・加熱系	・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物	・車道及び駐車場 ・歩行者用通路	・無し ・図示																																													
・常温系	・ニート工法 ・塗布工法	・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装	3~5 1程度以下																																													
材料	厚さ (mm)																																															
ストレートアスファルト	・図示																																															
② 路盤 (22.3.2, 3, 5) (表22.3.1)	<p>路盤の厚さ 図示 路盤材料 砕石 再生クラッシュラン[G] クラッシュラン鉄鋼スラグ[G] 図示</p> <p>試験 路盤締固め度の試験 ※行う 行わない</p>																																															
③ アスファルト舗装 (22.4.2~6) (表22.4.1~4)	<p>加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4) (表22.4.4)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>種類</th> </tr> <tr> <td>表面</td> <td>・一般地域</td> <td>・密粒度アスファルト混合物 (13) ・細粒度アスファルト混合物 (13) ・寒冷地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・寒冷地域</td> <td>・密粒度アスファルト混合物 (13F)</td> </tr> </table> <p>シールコートの施工 ・行う 行わない</p> <p>試験 アスファルト混合物等の抽出試験 行う 行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p>	区分	地域	種類	表面	・一般地域	・密粒度アスファルト混合物 (13) ・細粒度アスファルト混合物 (13) ・寒冷地域		・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物 (13F)																																						
区分	地域	種類																																														
表面	・一般地域	・密粒度アスファルト混合物 (13) ・細粒度アスファルト混合物 (13) ・寒冷地域																																														
	・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物 (13F)																																														
4 コンクリート舗装 (22.5.2~4.6) (表22.5.1~3)	<p>コンクリート舗装の厚さ (22.5.2~4.6) (表22.5.1~3)</p> <table border="1"> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装</td> <td>歩行者用通路</td> <td>※70 図示</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車路及び駐車場</td> <td>150 図示</td> </tr> </table> <p>寒冷地の縁道立下り寸法等 図示 材料 コンクリート 標準仕様書22.5.2による 早強セメント 使用する 注目地材料 ※低弾性タイプ 高弾性タイプ 目地 種類、間隔、構造 ※標準仕様書表22.5.3及び図22.5.11による 図示 試験 コンクリート版厚さの試験 行う 行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p>	舗装の種類	部位	厚さ (mm)	コンクリート舗装	歩行者用通路	※70 図示		車路及び駐車場	150 図示																																						
舗装の種類	部位	厚さ (mm)																																														
コンクリート舗装	歩行者用通路	※70 図示																																														
	車路及び駐車場	150 図示																																														
5 カラー舗装 (22.6.2~4) (表22.6.1)	<table border="1"> <tr> <th>種類・工法</th> <th>部位</th> <th>基層</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>・加熱系</td> <td>・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物</td> <td>・車道及び駐車場 ・歩行者用通路</td> <td>・無し ・図示</td> </tr> <tr> <td>・常温系</td> <td>・ニート工法 ・塗布工法</td> <td>・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装</td> <td>3~5 1程度以下</td> </tr> </table> <p>舗装厚さの許容差 ※標準仕様書 (22.4.2(C)) による 材料 加熱系混合物に添加する材料 着色骨材 () 自然石 () 配合 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量 ニート工法及び塗布工法の配合等 試験 加熱系 標準仕様書 (22.4.6(a)~(c)) 抽出試験 行う 行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p>	種類・工法	部位	基層	厚さ (mm)	・加熱系	・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物	・車道及び駐車場 ・歩行者用通路	・無し ・図示	・常温系	・ニート工法 ・塗布工法	・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装	3~5 1程度以下																																			
種類・工法	部位	基層	厚さ (mm)																																													
・加熱系	・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物	・車道及び駐車場 ・歩行者用通路	・無し ・図示																																													
・常温系	・ニート工法 ・塗布工法	・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装	3~5 1程度以下																																													
6 透水性 アスファルト舗装 (22.7.2, 3, 6)	<table border="1"> <tr> <th>材料</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>ストレートアスファルト</td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 行う 行わない 舗装の平坦性 ※着しい不陸がないもの</p>	材料	厚さ (mm)	ストレートアスファルト	・図示																																											
材料	厚さ (mm)																																															
ストレートアスファルト	・図示																																															

7 ブロック系舗装 (22.8.2, 3)	<p>・コンクリート平板舗装</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>目地材</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※普通平板 (N)</td> <td>※300角</td> <td>・60</td> <td>※砂</td> <td>表面加工</td> </tr> <tr> <td>・透水平板 (P)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・モルタル</td> <td>・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し</td> </tr> </table> <p>歩行者用通路に使用するコンクリート平板は [G] (再生材料を用いた舗装用ブロック) とする。 透水平板は [G] (透水性コンクリート) とする。 仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、コンクリート平板間の段差3mm以内</p> <p>・インターロッキングブロック舗装</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>部位</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>曲げ強度 (N/mm²)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※普通ブロック (N)</td> <td>車路</td> <td>※80</td> <td>※5.0</td> <td>色彩、表面加工</td> </tr> <tr> <td>・透水性ブロック (P)</td> <td>歩行者用通路</td> <td>※60</td> <td>※3.0</td> <td>・標準品</td> </tr> </table> <p>歩道部に使用するブロックは [G] (再生材料を用いた舗装用ブロック) とする。 透水平板は [G] (透水性コンクリート) とする。 仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、ブロック間の段差3mm以内</p> <p>・舗石舗装</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>施工方法</th> <th>基層 (mm)</th> </tr> <tr> <td>・小舗石 (花崗岩)</td> <td>・</td> <td>・80</td> <td>・うろこ張り</td> <td>・コンクリート舗装 (※70)</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・アスファルト舗装 (※50)</td> </tr> </table> <p>仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、舗石間の段差3mm以内 ・ジオテキスタイル 品質 単位面積質量 60g/m²以上 厚さ (mm) 0.5~1.0 引張強さ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 1.5×10⁻¹ cm/sec以上</p> <p>種類 ①A種 (施工範囲: ①図示 通路) ②B種 (施工範囲: ②図示 建物周囲地)</p> <p>JIS K 5665 (路面標示用塗料) による</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>施工</th> <th>適用</th> <th>色</th> <th>幅 (mm)</th> <th>塗布厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>・1種 [G]</td> <td>常温</td> <td>液状</td> <td>・白</td> <td>・150</td> <td>・1.0</td> </tr> <tr> <td>・2種 [G]</td> <td>加熱</td> <td></td> <td>・</td> <td>・100</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・3種1号</td> <td>溶解</td> <td>粉体状</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[G] 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料</p>	種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	目地材	備考	※普通平板 (N)	※300角	・60	※砂	表面加工	・透水平板 (P)	・	・	・モルタル	・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し	種類	部位	厚さ (mm)	曲げ強度 (N/mm ²)	備考	※普通ブロック (N)	車路	※80	※5.0	色彩、表面加工	・透水性ブロック (P)	歩行者用通路	※60	※3.0	・標準品	種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	施工方法	基層 (mm)	・小舗石 (花崗岩)	・	・80	・うろこ張り	・コンクリート舗装 (※70)	・	・	・	・	・アスファルト舗装 (※50)	種類	施工	適用	色	幅 (mm)	塗布厚さ (mm)	・1種 [G]	常温	液状	・白	・150	・1.0	・2種 [G]	加熱		・	・100	・	・3種1号	溶解	粉体状			
	種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	目地材	備考																																																																	
	※普通平板 (N)	※300角	・60	※砂	表面加工																																																																	
	・透水平板 (P)	・	・	・モルタル	・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し																																																																	
種類	部位	厚さ (mm)	曲げ強度 (N/mm ²)	備考																																																																		
※普通ブロック (N)	車路	※80	※5.0	色彩、表面加工																																																																		
・透水性ブロック (P)	歩行者用通路	※60	※3.0	・標準品																																																																		
種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	施工方法	基層 (mm)																																																																		
・小舗石 (花崗岩)	・	・80	・うろこ張り	・コンクリート舗装 (※70)																																																																		
・	・	・	・	・アスファルト舗装 (※50)																																																																		
種類	施工	適用	色	幅 (mm)	塗布厚さ (mm)																																																																	
・1種 [G]	常温	液状	・白	・150	・1.0																																																																	
・2種 [G]	加熱		・	・100	・																																																																	
・3種1号	溶解	粉体状																																																																				
⑧ 砂利敷き (22.9.2)	<p>種類 ①A種 (施工範囲: ①図示 通路) ②B種 (施工範囲: ②図示 建物周囲地)</p>																																																																					
9 路面標示用塗料 (22.9.2)	<p>JIS K 5665 (路面標示用塗料) による</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>施工</th> <th>適用</th> <th>色</th> <th>幅 (mm)</th> <th>塗布厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>・1種 [G]</td> <td>常温</td> <td>液状</td> <td>・白</td> <td>・150</td> <td>・1.0</td> </tr> <tr> <td>・2種 [G]</td> <td>加熱</td> <td></td> <td>・</td> <td>・100</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・3種1号</td> <td>溶解</td> <td>粉体状</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[G] 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料</p>	種類	施工	適用	色	幅 (mm)	塗布厚さ (mm)	・1種 [G]	常温	液状	・白	・150	・1.0	・2種 [G]	加熱		・	・100	・	・3種1号	溶解	粉体状																																																
種類	施工	適用	色	幅 (mm)	塗布厚さ (mm)																																																																	
・1種 [G]	常温	液状	・白	・150	・1.0																																																																	
・2種 [G]	加熱		・	・100	・																																																																	
・3種1号	溶解	粉体状																																																																				

23 植栽及び屋上緑化工事	1 植栽地の確認等 (23.1.3)	<p>土壌の水素イオン濃度指数 (pH) 試験 行う 行わない 電気伝導度 (EC) の試験 行う 行わない</p>															
	2 植栽基礎の整備 (23.2.2, 4)	<table border="1"> <tr> <th>植栽</th> <th>工法</th> <th>有効土層の厚さ (cm)</th> <th>整備範囲</th> <th>土壌改良材</th> </tr> <tr> <td>・樹木</td> <td>※A種 ・B種 ・C種 ・D種</td> <td>樹高12m以上 (※100 - 120 - 150) 樹高7m以上~12m未満 (※80 - 100) 樹高3m以上~7m未満 (※60 - 80) 樹高3m未満 (※50 - 60)</td> <td>・葉張り部分 ・植栽部分 ・図示</td> <td>・適用する ・適用しない</td> </tr> <tr> <td>※芝、地被類</td> <td>※B種</td> <td>※20</td> <td>・植栽部分 ・図示</td> <td>・適用する ・適用しない</td> </tr> </table> <p>植栽基礎の排水設備 設ける (※図示) 設けない</p>	植栽	工法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材	・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	樹高12m以上 (※100 - 120 - 150) 樹高7m以上~12m未満 (※80 - 100) 樹高3m以上~7m未満 (※60 - 80) 樹高3m未満 (※50 - 60)	・葉張り部分 ・植栽部分 ・図示	・適用する ・適用しない	※芝、地被類	※B種	※20	・植栽部分 ・図示	・適用する ・適用しない
	植栽	工法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材												
	・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	樹高12m以上 (※100 - 120 - 150) 樹高7m以上~12m未満 (※80 - 100) 樹高3m以上~7m未満 (※60 - 80) 樹高3m未満 (※50 - 60)	・葉張り部分 ・植栽部分 ・図示	・適用する ・適用しない												
	※芝、地被類	※B種	※20	・植栽部分 ・図示	・適用する ・適用しない												
	3 植込み用土 (23.2.3)	<p>※現場発生土の良質土 客土</p>															
	4 土壌改良材 (23.2.3)	<p>・パーク堆肥[G] 施工箇所 ※植栽範囲 図示 使用量 植栽基礎面積1㎡あたり (・50 l)</p> <p>・汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) [G] 施工箇所 ※植栽範囲 図示 使用量 植栽基礎面積1㎡あたり (・10 l) 材料</p> <p>・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、有害試験の結果、害が認められないものとする</p>															
	5 樹木 (23.3.2)	<p>樹種、寸法、株立数等 図示</p>															
	6 支柱 (23.3.2, 3)	<p>支柱材 ※丸太 (間伐材) [G] 真竹 防腐処理方法 ※加圧式防腐処理丸太材 形式 図示</p>															
	7 幹巻き用材料 (23.3.2)	<p>材料 ※幹巻き用テープ 及びびこも</p>															
	8 芝 (23.4.2)	<p>種類 ※コウライシバ ノシバ 芝張りの工法 平地 ※目地張り べた張り 法面 目地張り ※べた張り</p>															
	9 吹付けは種 (23.4.2)	<table border="1"> <tr> <th>種子の種類</th> <th>発芽率</th> <th>種子の量 (g/m²)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※洋芝類 (採取後2年以内)</td> <td>※発芽率80%以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種子の種類	発芽率	種子の量 (g/m ²)	備考	※洋芝類 (採取後2年以内)	※発芽率80%以上			・	・					
種子の種類	発芽率	種子の量 (g/m ²)	備考														
※洋芝類 (採取後2年以内)	※発芽率80%以上																
・	・																
10 地被類 (23.4.2)	<table border="1"> <tr> <th>樹種</th> <th>コンテナ径</th> <th>単位面積当たりのコンテナ数</th> <th>芽立数</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数	・	・	・	・	・	・						
樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数														
・	・	・	・														
・	・																
11 新植、移植樹木、芝等の枯保証 (23.3.4) (23.3.6) (23.4.7)	<p>新植樹木 (芝張り、吹付けは種及び地被類を含む) の枯保証の期間 ※引渡しの日から1年 無し 移植樹木の枯損処置を行う期間 ※引渡しの日から1年 無し</p>																
12 屋上緑化[G] (23.5.2, 3)	<p>植栽基礎及び材料 ・屋上緑化システム 土壌層の厚さ 図示 排水層 軽量骨材 (層の厚さ:) 板状成形品 植込み用土 ※改良土 人口軽量土 樹木の樹種並びに種類、寸法、株立数、寸法等 図示 見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等 図示</p> <p>・屋上緑化軽量システム 芝及び地被類の樹種並びに種類等 図示 見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等 図示</p> <p>工法 (23.5.4) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の) 風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ・適用しない</p> <p>支柱 設置する (形式 図示) かん水装置 設置する (種類 図示)</p>																

□ 建物概要

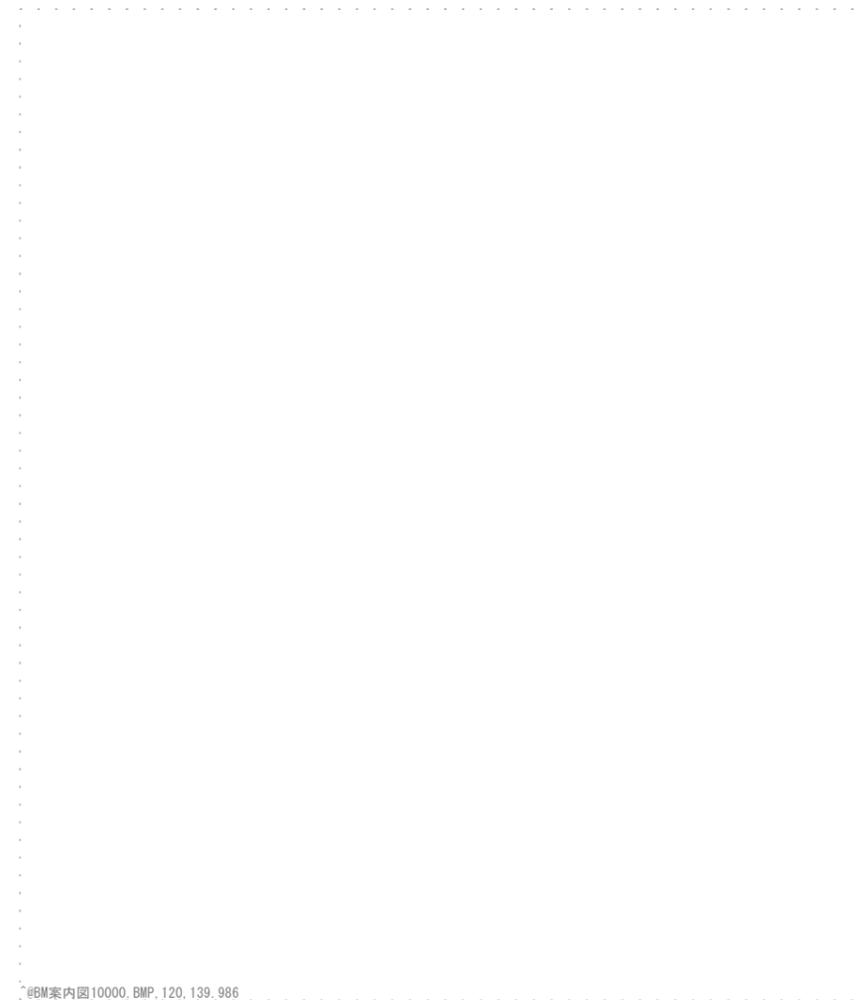
工事名称	昼生小学校区放課後児童クラブ建設工事	建築面積	90.41㎡ (27.3坪)
工事場所	三重県亀山市中庄町地内	延床面積	85.99㎡ (26.0坪)
用途・構造	学童保育所 木造 平家建て	最高高さ	5.567m
敷地面積	523.30㎡	軒高さ	3.54m

□ 敷地求積図

①	= 27.9314m × 11.7804m × 1/2	= 164.521㎡
②	= 27.9314m × 11.6394m × 1/2	= 162.552㎡
③	= 12.00m × 2.50m	= 30.000㎡
④	= 0.67m × 2.50m × 1/2	= 0.838㎡
⑤	= (3.617m+4.956m) × 1/2 × 2.50m	= 10.716㎡
⑥	= (2.204m+3.544m) × 1/2 × 2.50m	= 7.185㎡
⑦	= ④	= 0.838㎡
⑧	= 5.00m × 2.50m	= 12.500㎡
⑨	= (5.00m+6.899m) × 1/2 × 1.102m	= 6.556㎡
⑩	= (6.899m+8.609m) × 1/2 × 3.132m	= 24.286㎡
⑪	= 12.00m × 8.609m	= 103.308㎡
合計		523.300㎡

□ 付近見取図・案内図

S=1:20,000



①BIM案内図10000 BMP.120.139.986



□ 建物求積図



<建築面積>

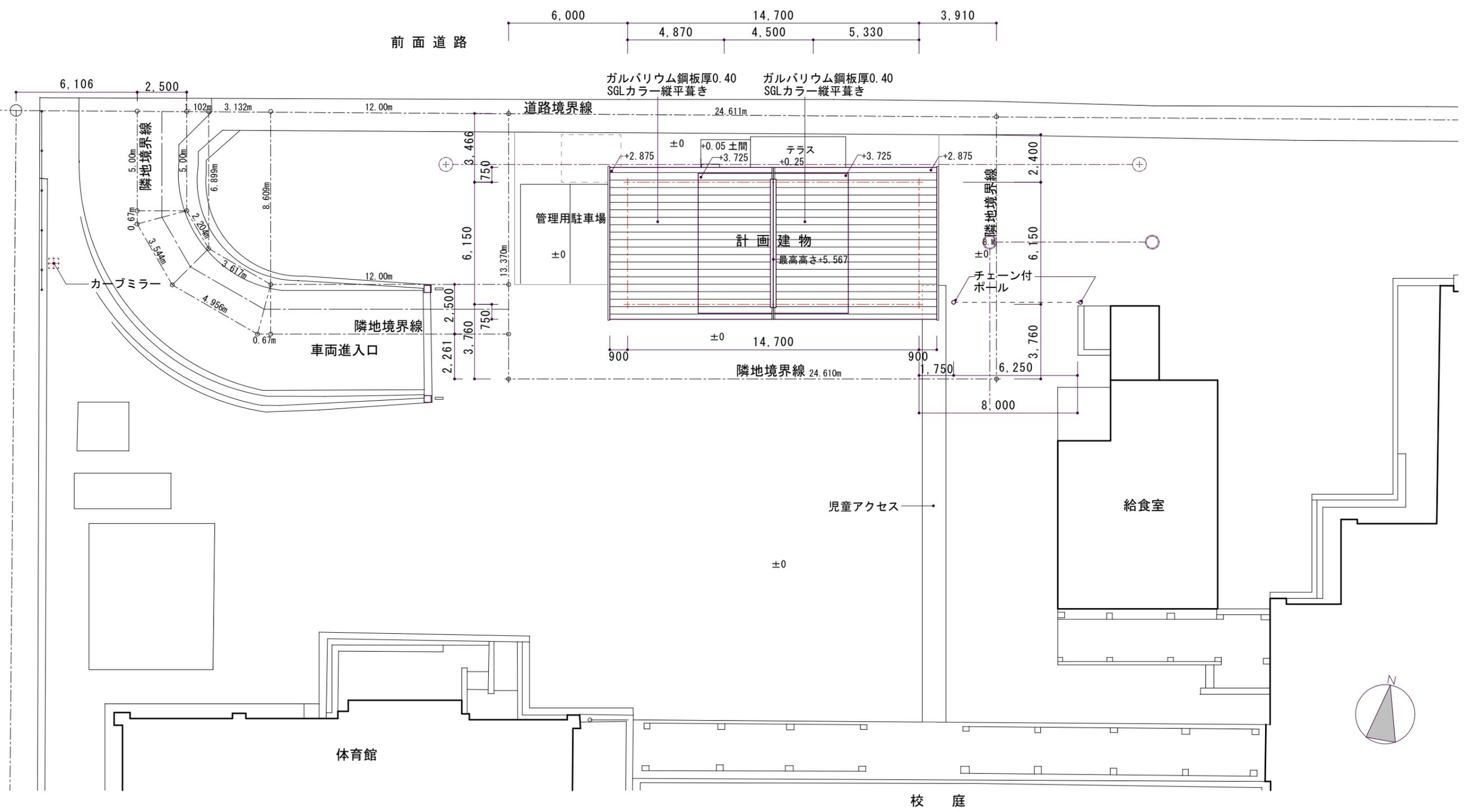
6.15m × 14.70m = 90.405㎡

建築面積 : 90.405㎡

<延べ床面積>

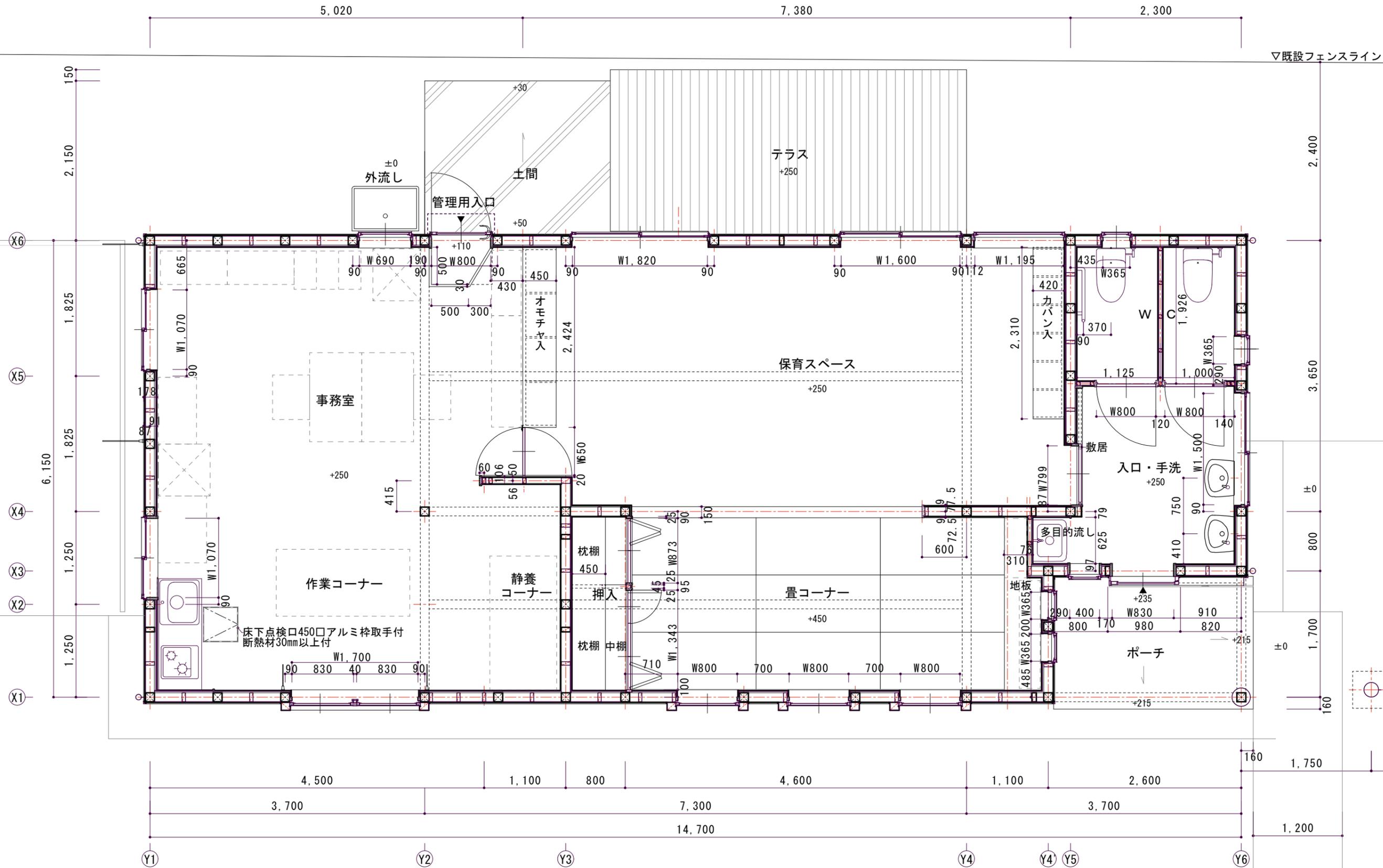
6.15m × 14.70m - 1.70m × 2.60m
= 90.405㎡ - 4.42㎡ = 85.985㎡

延べ床面積 : 85.99㎡



※設計GLについては、施工時に現地にて工事監理者と協議の上決定すること。

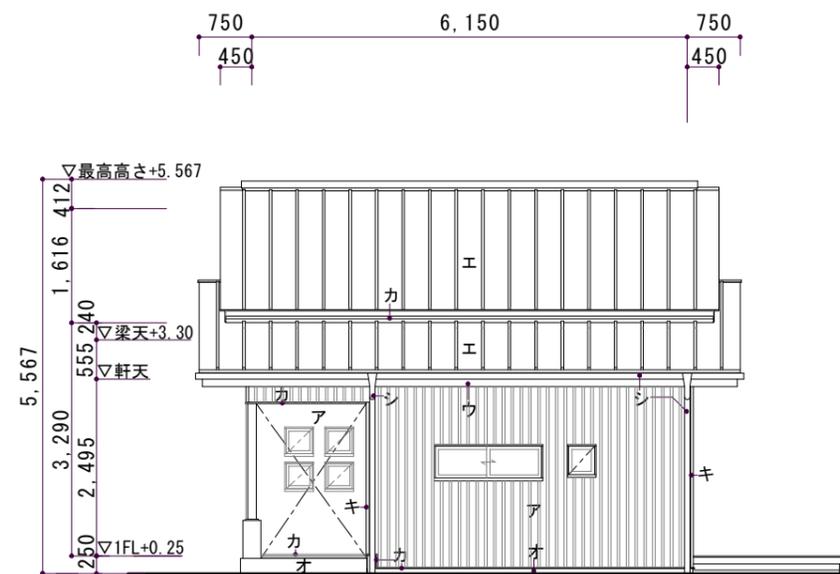
景設計室 三重県亀山市栄町1481-10 Tel:0595-82-3736 Mail:ksekkei-shitsu@almond.ocn.ne.jp	平成30年度 屋生小学校区放課後児童クラブ建設工事	一級建築士 第312324号 竹内 裕子	配置図・屋根伏図	scale S = 1:200 date 18.08.31.	NO. A-12



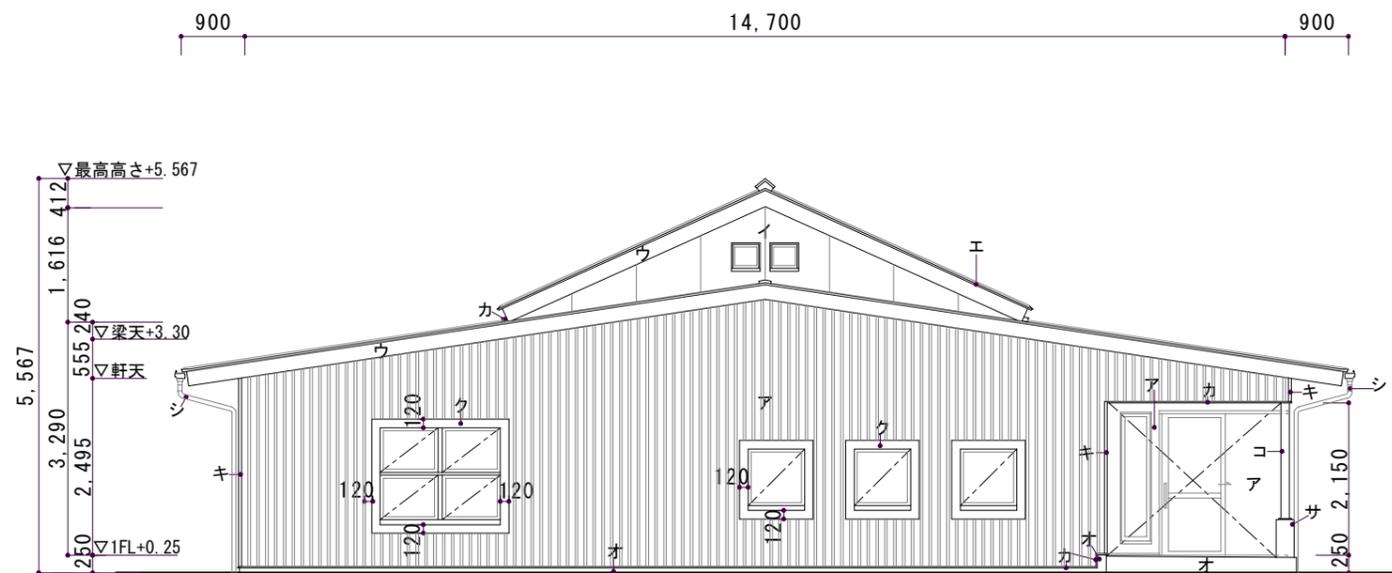


※額縁の無い開口部廻り: 四周ガルバ見切又は水切

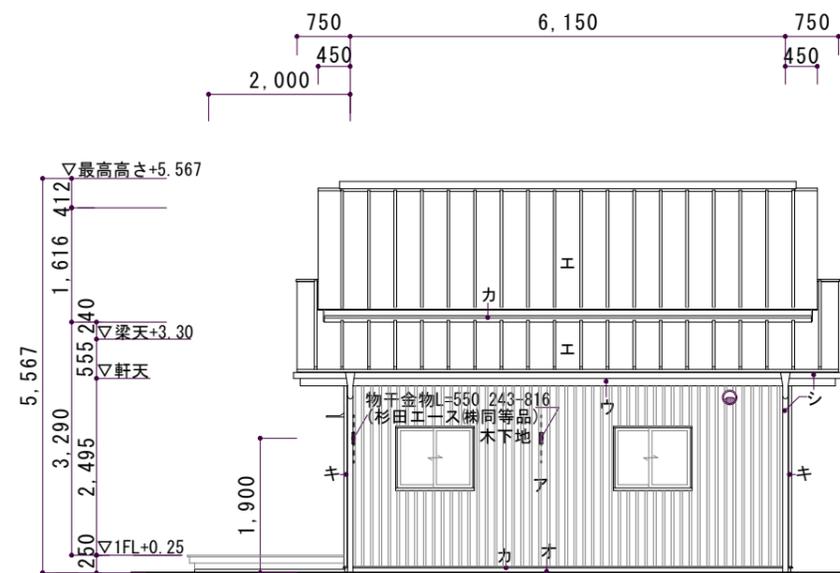
北立面図



東立面図



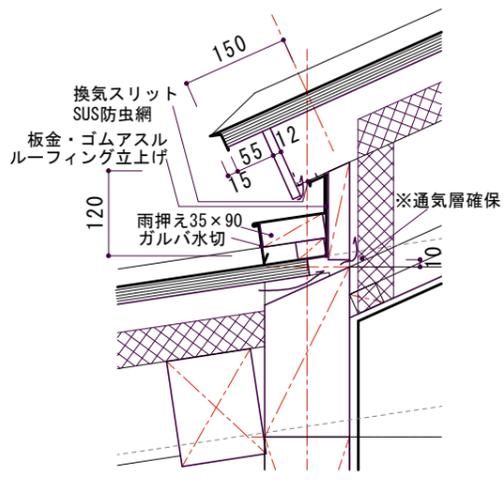
南立面図



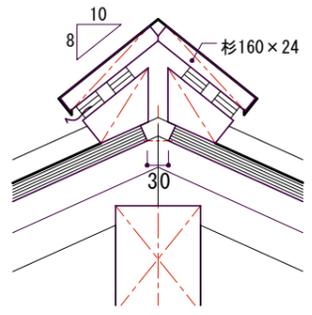
西立面図

■凡例

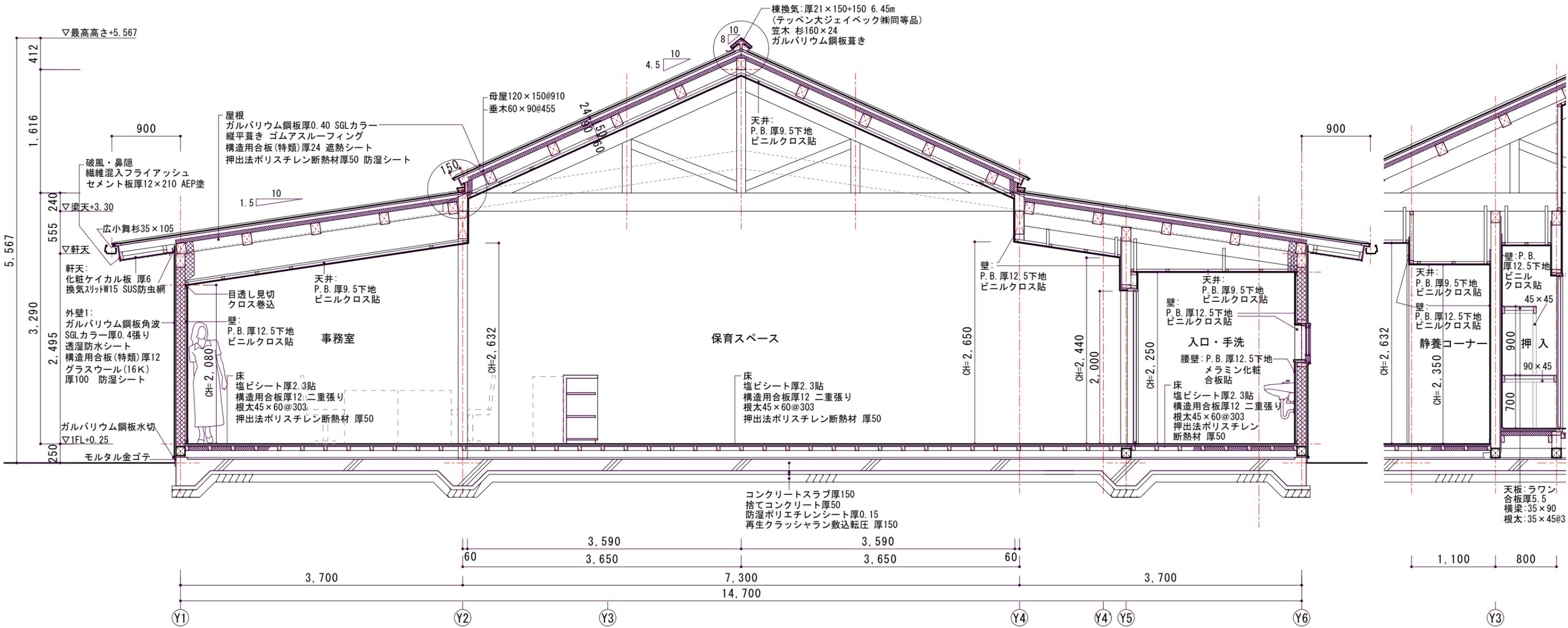
ア	ガルバリウム鋼板角波SGLカラー厚0.4張
イ	窯業系サイディング 厚14
ウ	破風・鼻隠: 繊維混入フライッシュセメント板厚12 AEP塗
エ	屋根: ガルバリウム鋼板厚0.4 縦平葺き
オ	モルタル金ゴテ
カ	ガルバリウム鋼板水切
キ	ガルバリウム鋼板見切
ク	ガルバリウム鋼板額縁(外壁と別カラー)
コ	外部現し木部: 防腐剤加圧注入処理
サ	ヒューム管
シ	樋: 高耐候性塩ビ製樋
ス	縦樋: 塩ビ60φ 軒樋: 塩ビ半丸105

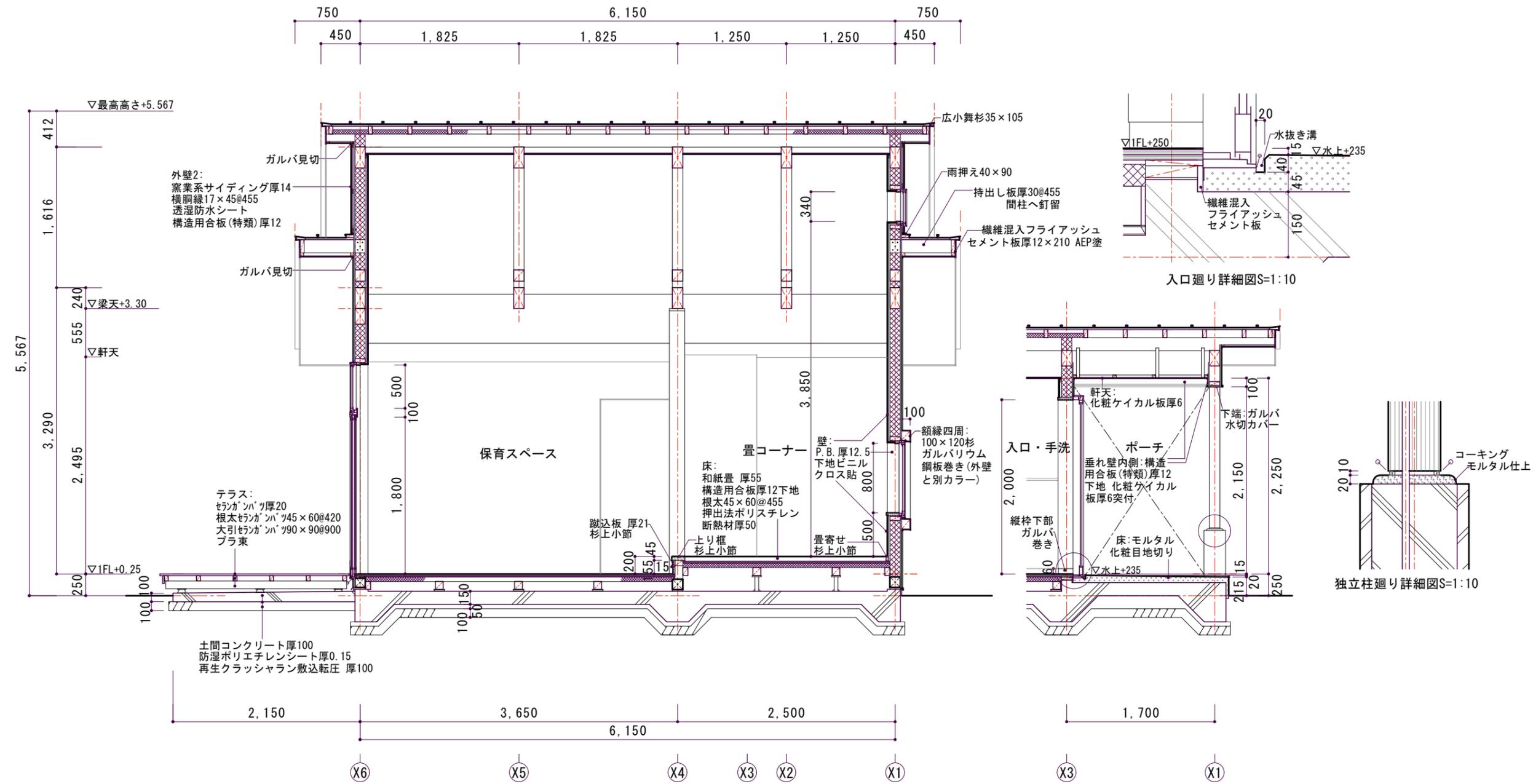


屋根切替わり廻り詳細図 S=1:10



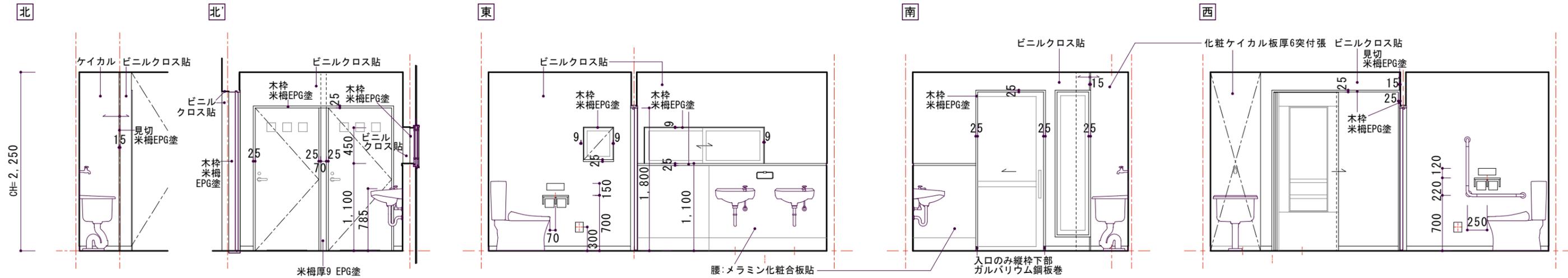
棟換気納り詳細図 S=1:10



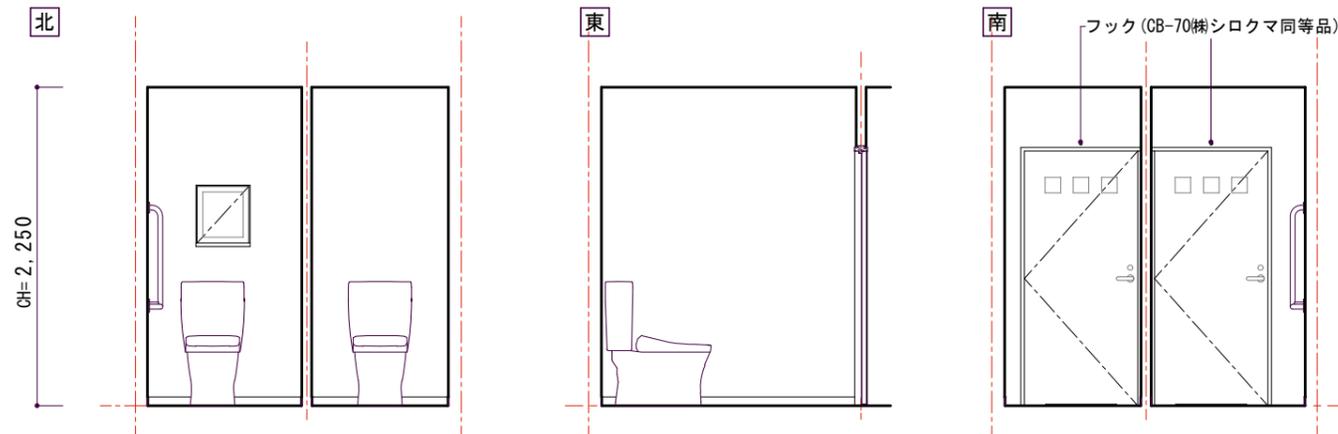


多目的流し

入口・手洗



W C

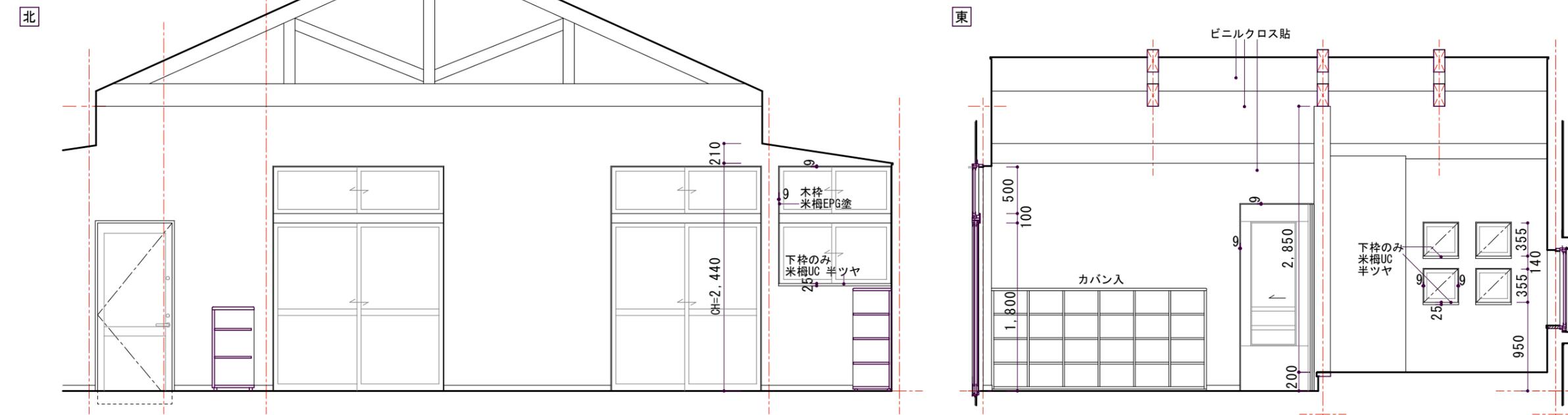


室名: 多目的流し
天井: ビニルクロス貼
壁: 化粧ケイカル板厚6突付張
腰壁: -
床: 塩ビシート厚2.3貼
巾木: ビニル巾木
備考:

室名: 入口・手洗
天井: ビニルクロス貼
壁: ビニルクロス貼
腰壁: メラミン不燃化粧板貼
床: 塩ビシート厚2.3貼
巾木: ビニル巾木
備考:

室名: W C
天井: ビニルクロス貼
壁: ビニルクロス貼
腰壁: -
床: 塩ビシート厚2.3貼
巾木: ビニル巾木
備考:

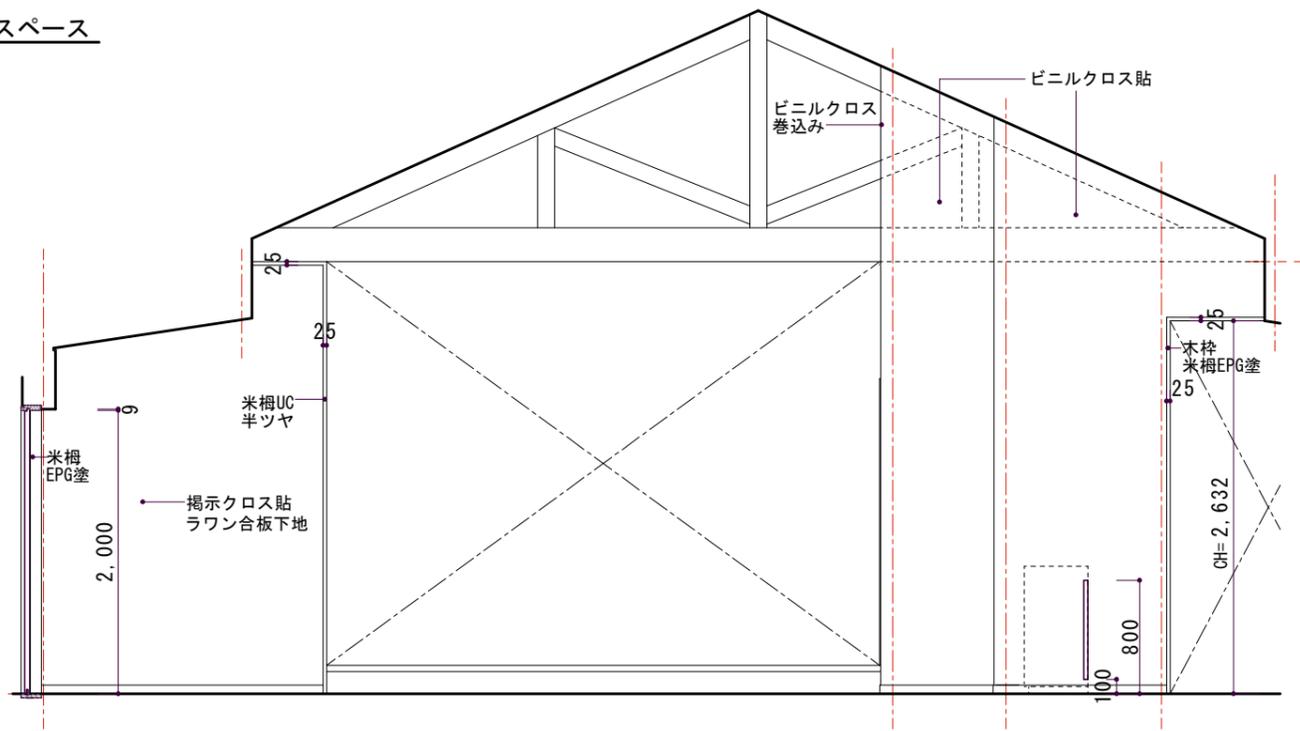
保育スペース



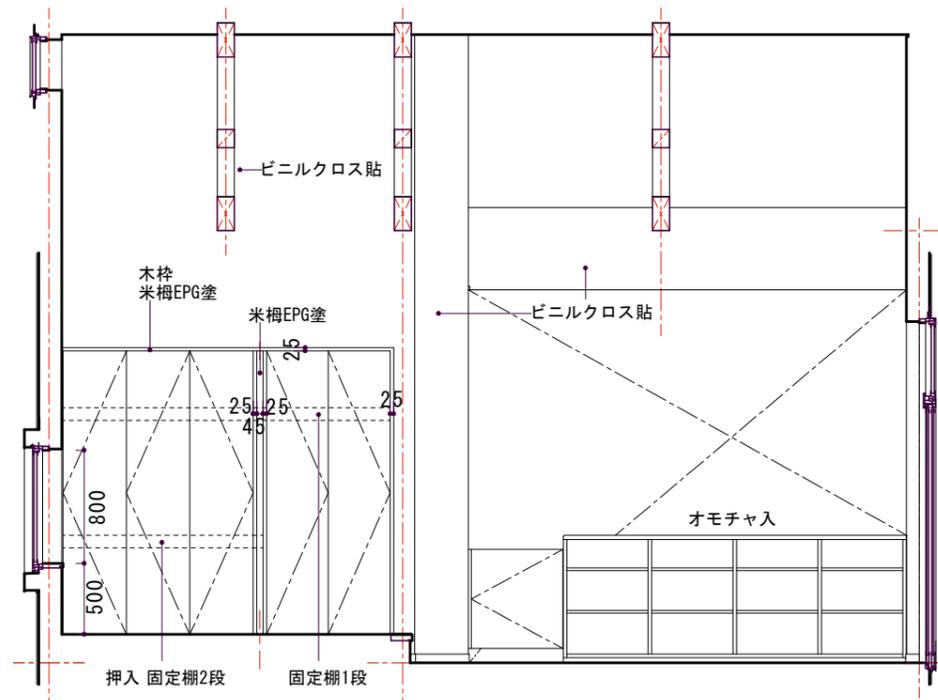
室名: 保育スペース
天井: ビニルクロス貼
壁: ビニルクロス貼
一部壁: 掲示クロス貼
床: 塩ビシート厚2.3貼
巾木: ビニル巾木
備考:

保育スペース

南

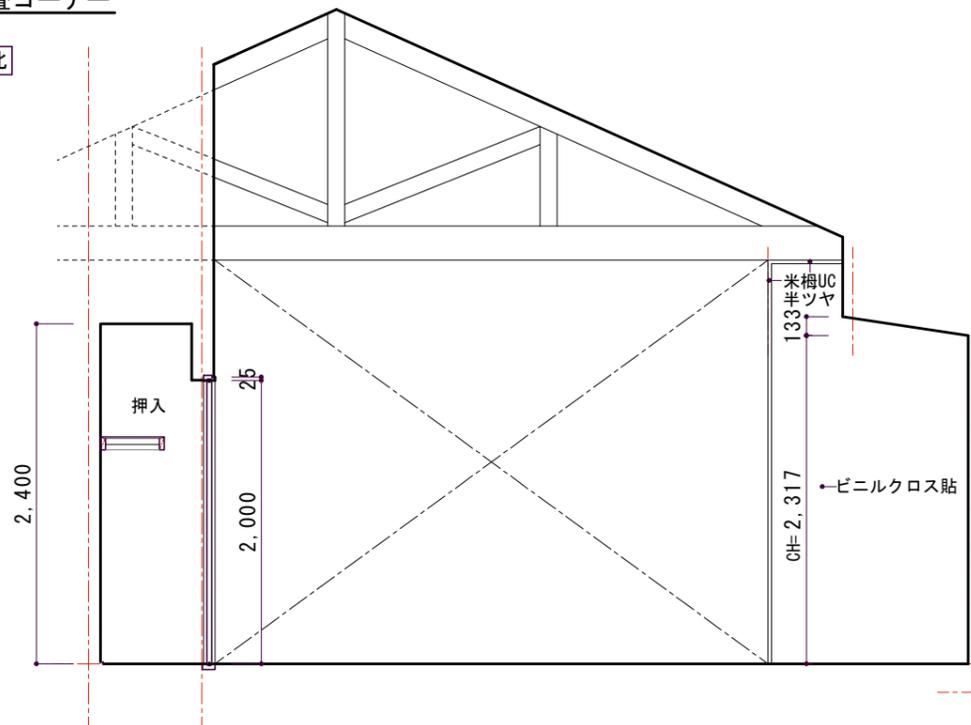


西

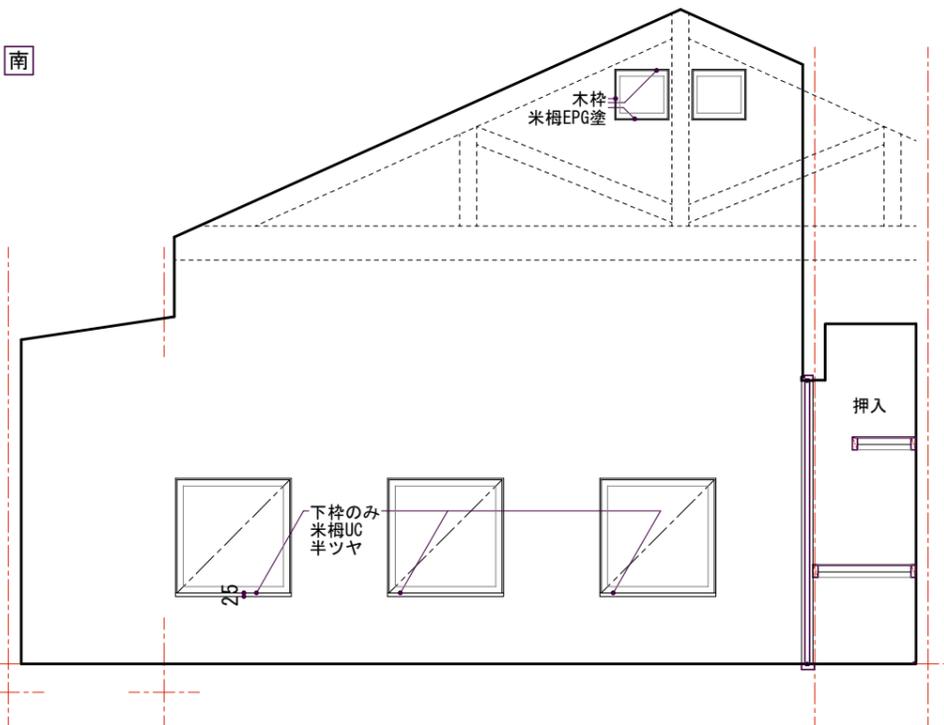


畳コーナー

北



南

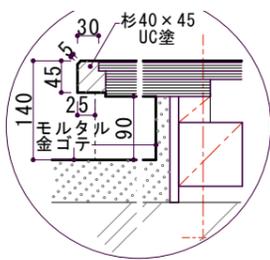


室名	畳コーナー
天井	ビニルクロス貼
壁	ビニルクロス貼
腰壁	-
床	和紙畳厚55銀白引目(大建工業同等品)
巾木	畳寄せ 杉WAX
備考	地板部塩ビシート貼厚2.3

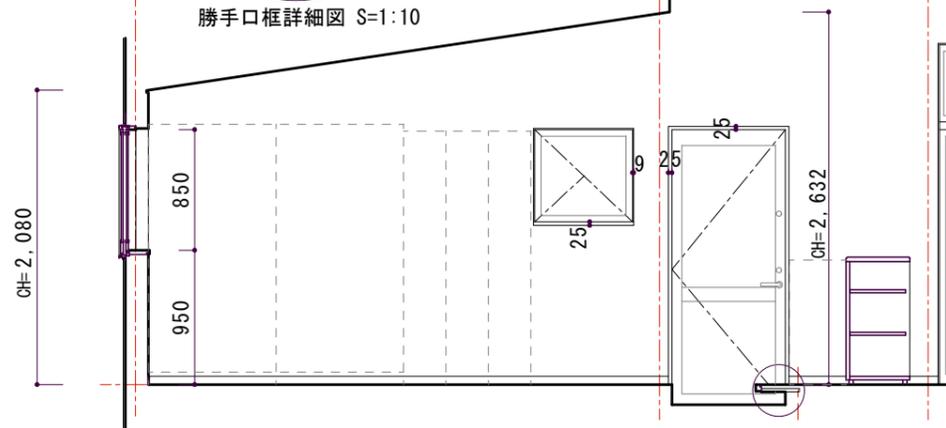
室名	押入
天井	-
壁	ビニルクロス貼
腰壁	-
床	ラワン合板厚5.5突付素地
巾木	雑巾摺り 杉素地
備考	-

事務室

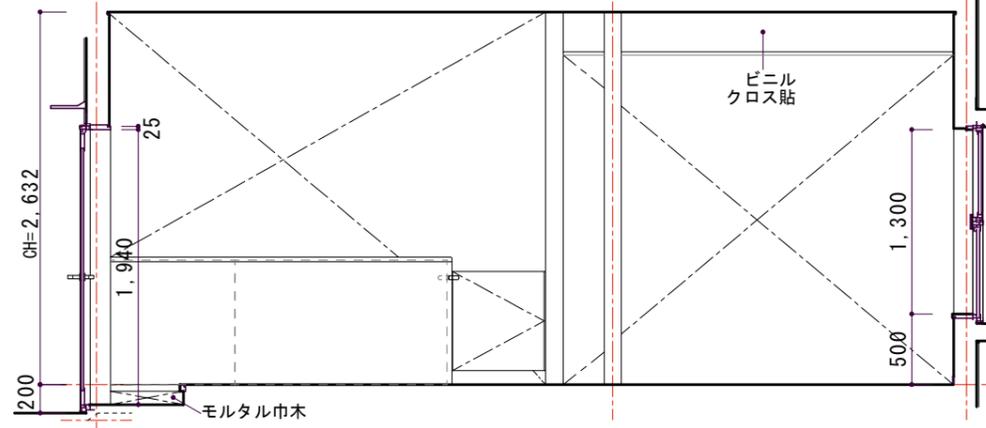
北



勝手口框詳細図 S=1:10



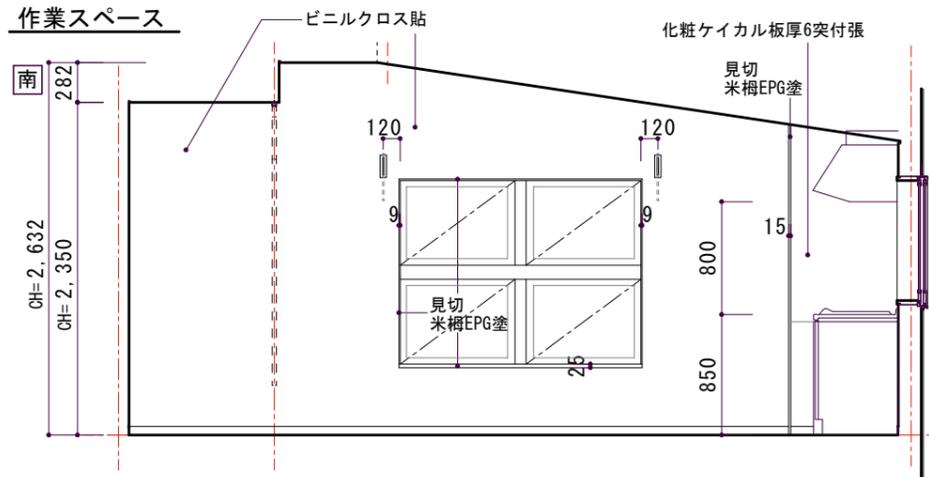
東



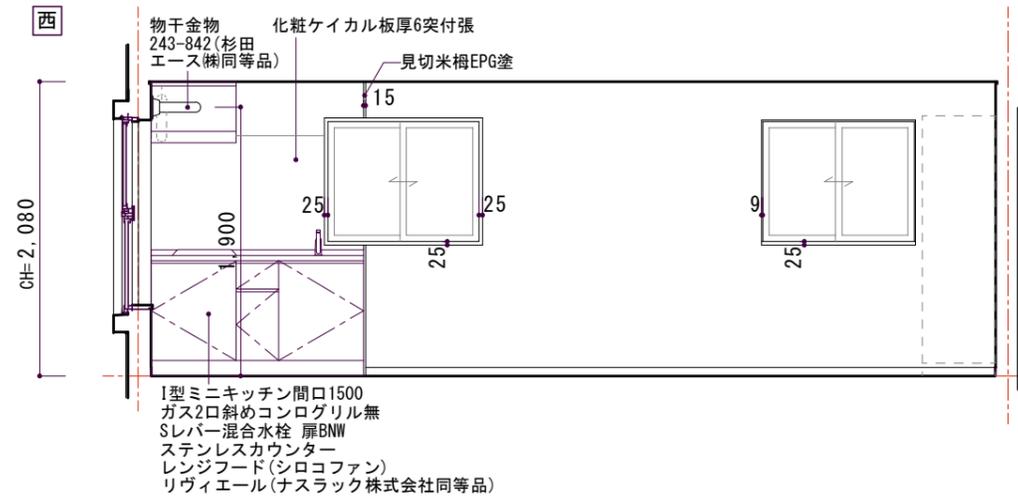
室名:事務室
天井:ビニルクロス貼
壁:ビニルクロス貼
腰壁:-
床:塩ビシート厚2.3貼
巾木:ビニル巾木
備考:

作業スペース

南



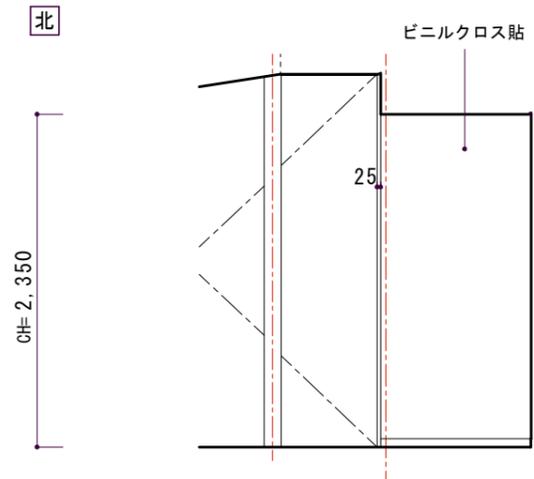
西



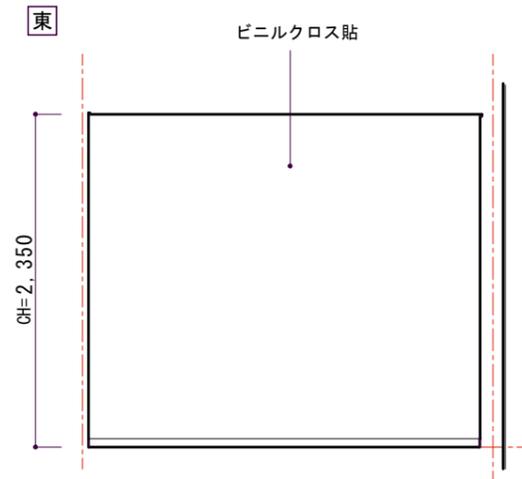
室名:作業スペース
天井:ビニルクロス貼
壁:ビニルクロス貼
壁一部 化粧ケイカル板厚6突付張
床:塩ビシート厚2.3貼
巾木:ビニル巾木
備考:

静養コーナー

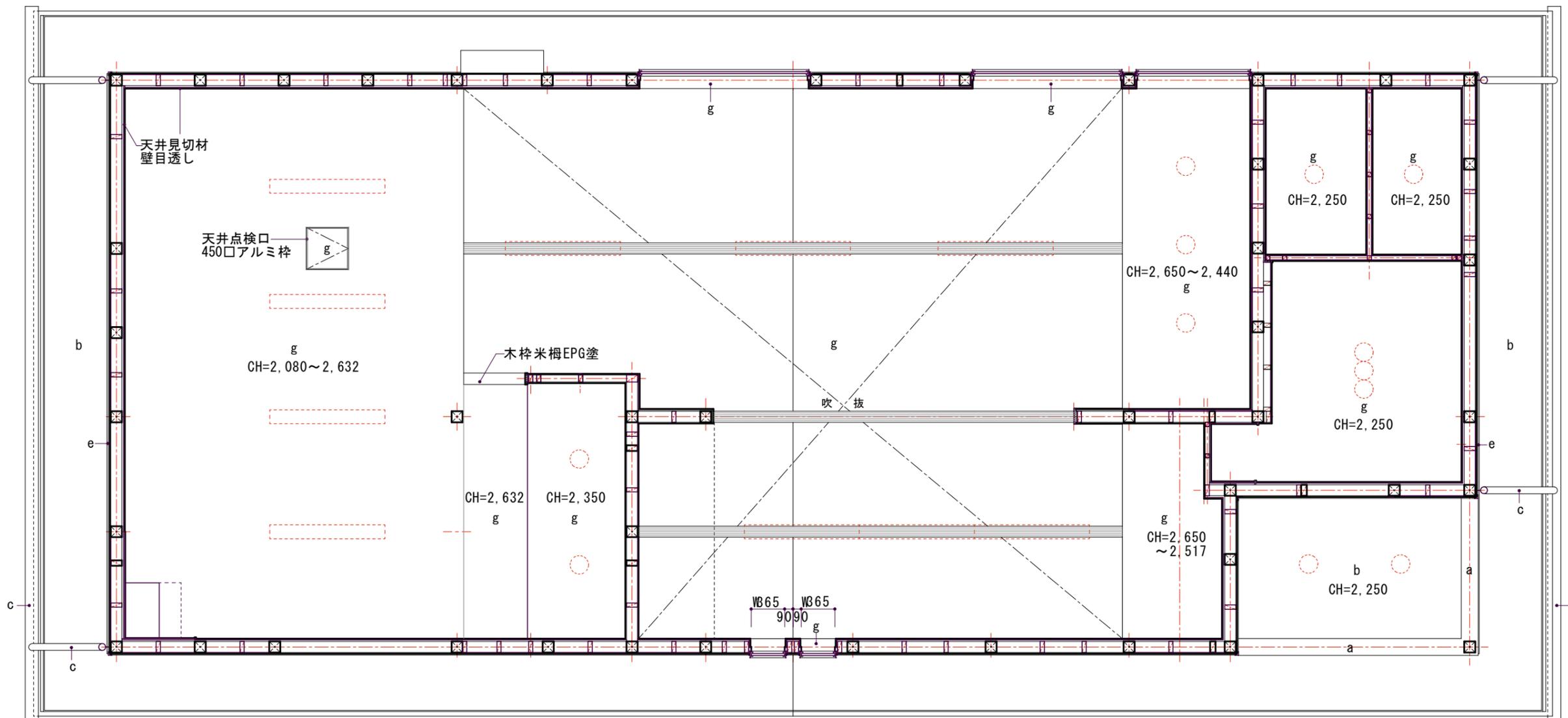
北



東



室名:静養コーナー
天井:ビニルクロス貼
壁:ビニルクロス貼
床:塩ビシート厚2.3貼
巾木:ビニル巾木
備考:

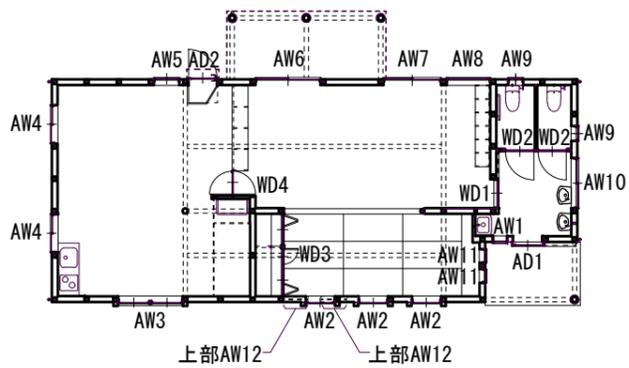


■凡例

a	ガルバリウム鋼水切 厚0.4
b	化粧ケイカル板 厚6
c	樋:高耐候性塩ビ製樋
d	縦樋:塩ビ60φ 軒樋:塩ビ半丸105
e	換気スリットW15
g	ビニルクロス貼

※サッシWH寸法は室内側からの枠内寸法を示す

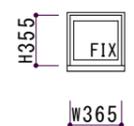
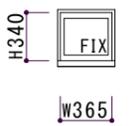
キープラン



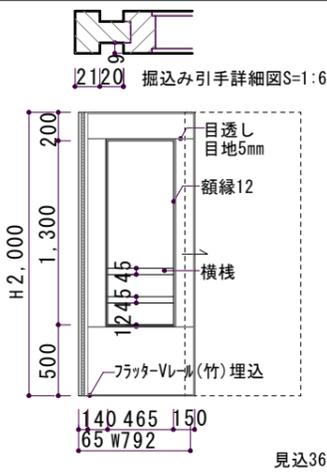
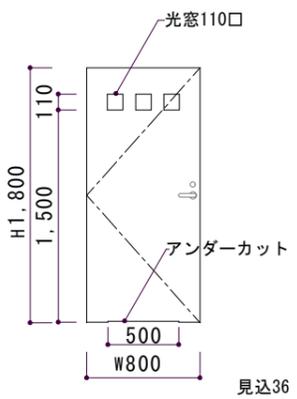
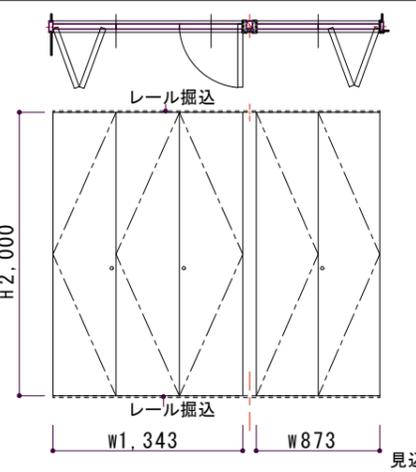
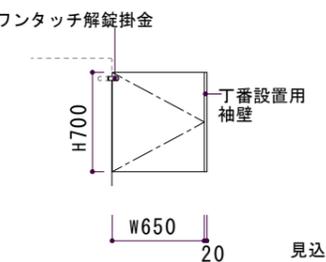
記号/形式/数量	AD1 アルミ片引き戸 1	AD2 アルミ片引き戸 1	AW1 アルミFIX窓 1	AW2 アルミ滑出し窓 3	AW3 2連×2段アルミ滑出し窓 1
形状					
室名	入口・手洗	事務室	入口・手洗	畳コーナー	作業スペース
材料/仕上	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ
障子	複層ガラス トーメイ 4+Air11+3	複層ガラス トーメイ 4+Air11+3	複層ガラス トーメイ 4+Air11+3	複層ガラス トーメイ 4+Air11+3	複層ガラス トーメイ 4+Air11+3
金物	外側: シリンダー錠2 内側: サムターン 付属金物一式	外側: シリンダー錠2 内側: サムターン 内付ドアクローザー 付属金物一式	付属金物一式	カムラッチハンドル 付属金物一式	カムラッチハンドル 付属金物一式
引手/取手	室内側: 大型取手 室外側: 大型取手	レバーハンドル	-	-	-
備考	中棧付	中棧付	-	アルミ開き網戸	アルミ開き網戸

記号/形式/数量	AW4 アルミ二枚引違い窓 2	AW5 アルミ滑出し窓 1	AW6 アルミ二枚引違い欄間付二枚引違い窓 1	AW7 アルミ二枚引違い欄間付二枚引違い窓 1	AW8 アルミ二枚引違い欄間付二枚引違い窓 1	AW9 アルミ滑出し窓 2	AW10 アルミ二枚引違い窓 1
形状							
室名	事務室、作業スペース	事務室	保育スペース	保育スペース	作業スペース	WC	入口・手洗
材料/仕上	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ
障子	複層ガラス トーメイ 3+Air12+3	複層ガラス トーメイ 4+Air11+3	複層ガラス トーメイ ランマ 上3+Air12+3 内側引違部分飛散防止フィルム貼 下4+Air11+3	複層ガラス トーメイ ランマ 上3+Air12+3 内側引違部分飛散防止フィルム貼 下4+Air11+3	複層ガラス トーメイ ランマ 上3+Air12+3 下3+Air12+3	複層ガラス 型 3+Air12+3	複層ガラス トーメイ 3+Air12+3
金物	付属金物一式	カムラッチハンドル 付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	カムラッチハンドル 付属金物一式	付属金物一式
引手/取手	-	-	-	-	-	-	-
備考	アルミ網戸	アルミ開き網戸	アルミ網戸 中棧付	アルミ網戸 中棧付	アルミ網戸	アルミ開き網戸	アルミ網戸

※サッシWH寸法は室内側からの枠内寸法を示す

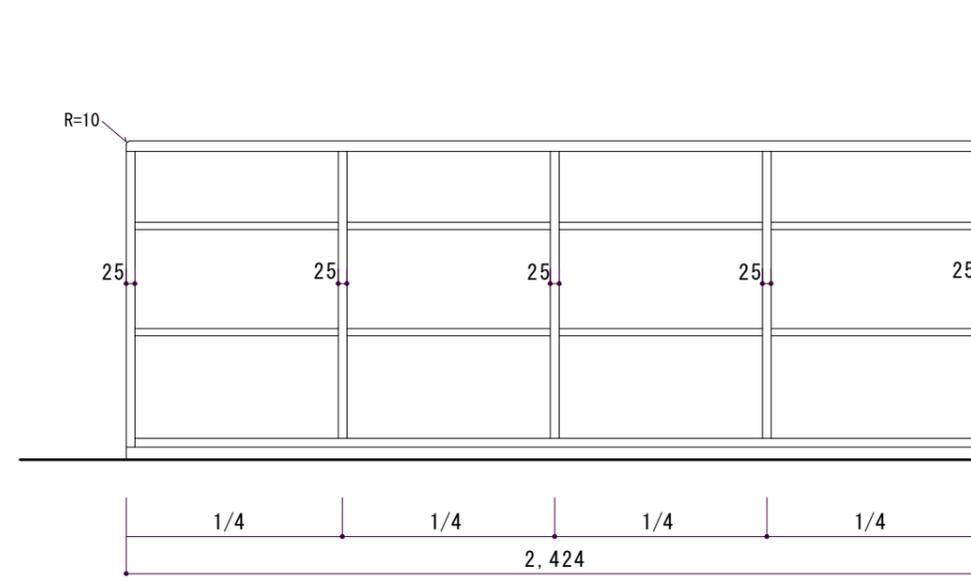
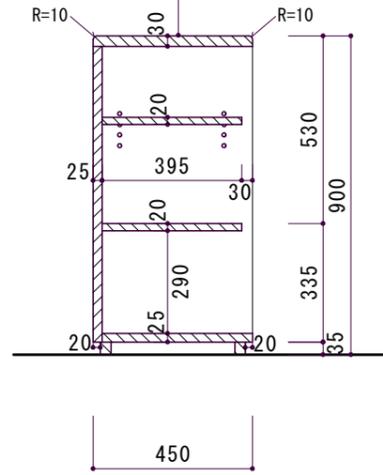
記号/形式/数量	AW11 アルミFIX窓 4	AW12 アルミFIX窓 2
形状	半外 	半外 
室名	畳コーナー	畳コーナー上部
材料/仕上	アルミ	アルミ
障子	複層ガラス トーメイ 3+Air11+3	複層ガラス トーメイ 4+Air11+3
金物	付属金物一式	付属金物一式
引手/取手	-	-
備考	-	-

※建具WH寸法は枠内寸法を示す

記号/形式/数量	WD1 片引きフラッシュ戸 1	WD2 片開きフラッシュ戸 2	WD3 両開き片側折れ戸 + 片開き折れ戸 1	WD4 片開きフラッシュ戸(180°開閉) 1
形状				
室名	入口・手洗	WC	畳コーナー	保育スペース
材料/仕上	両面品合板貼 OSCL フラッシュ 小口無垢 底目地品ベニヤ	両面ポリ合板貼 小口無垢 EPG塗	両面品合板貼 EPG塗 フラッシュ 小口無垢	両面品合板貼 UC塗 フラッシュ 小口無垢
障子	ポリカーボネート厚5トーメイ	ポリカーボネート厚3乳白	-	-
金物	Vレール埋込み 戸車	SUS丁番	掘込みレール上下HD-001(アトムリビング株式会社同等品) 折れ戸、開き戸丁番HD-35	スプリング自由丁番 DA120-5404-01 (スガツネ工業株式会社同等品)
引手/取手	掘込み引手	レバーハンドルSL-41-R-GD-アンバーウッド(株式会社同等品) 表示錠(非常時解除付)	丸型ツマミ	-
備考	戸当りゴム 指挟み防止ゴム	戸当り	召合せ部緩衝材	戸当りゴム ワンタッチ解錠掛金 HP-AK75(スガツネ工業株式会社同等品)

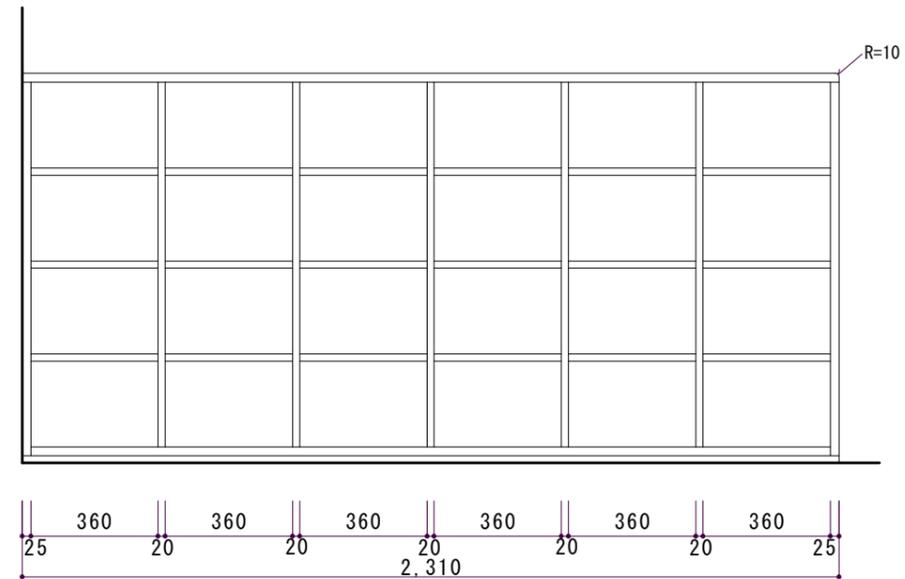
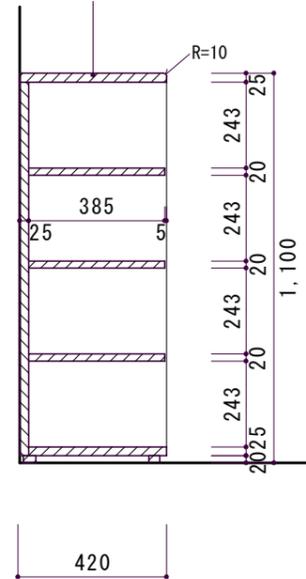
おもちゃ入

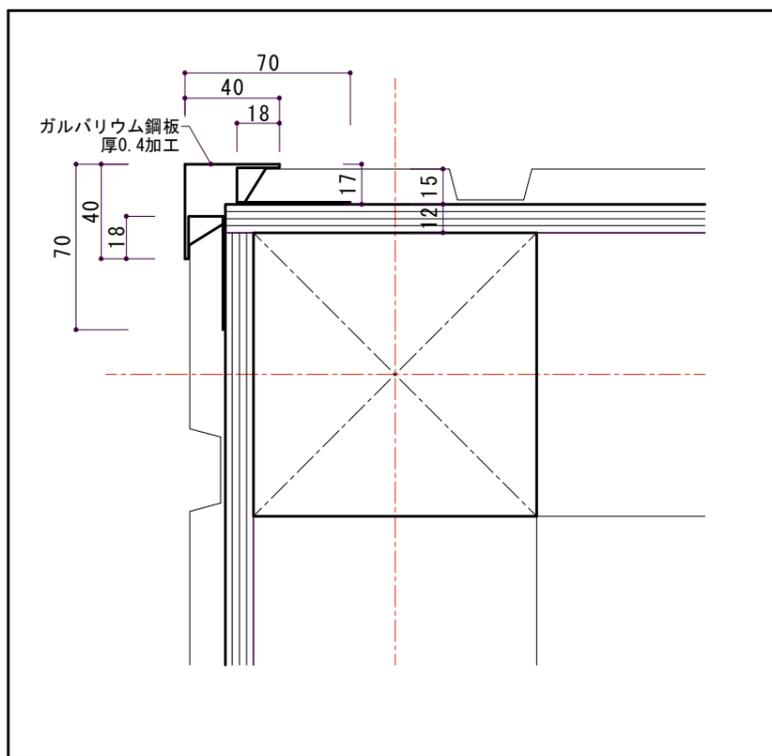
天板・側板・棚板・巾木:
杉節有り クノス自然塗料
クリア2回塗(三分ツヤ)
固定棚1段、可動棚1段
ステンレスダボ@30
(三栄林産株式会社 同等品)



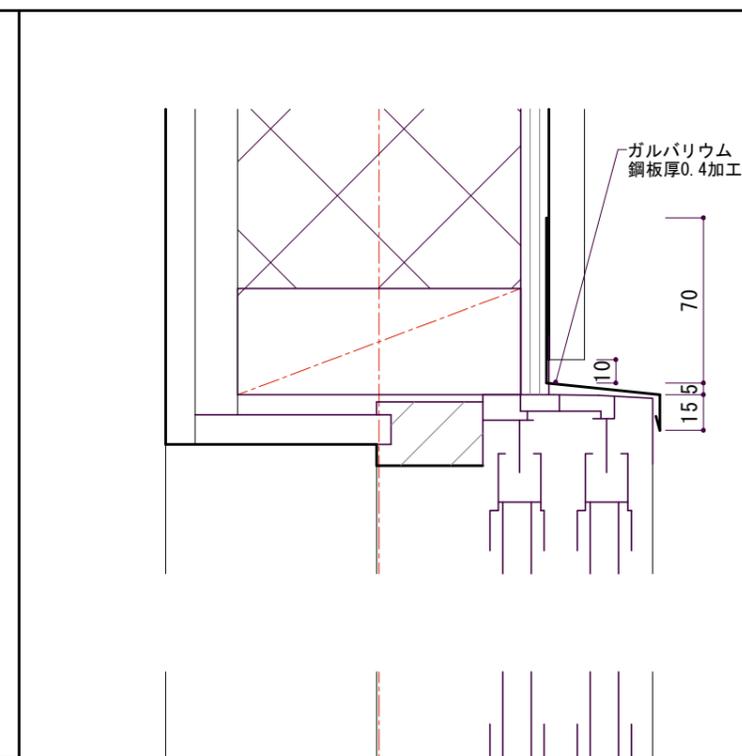
カバン入

天板・側板・棚板:
杉節有り
クノス自然塗料
クリア2回塗(三分ツヤ)
固定棚3段
(三栄林産株式会社 同等品)

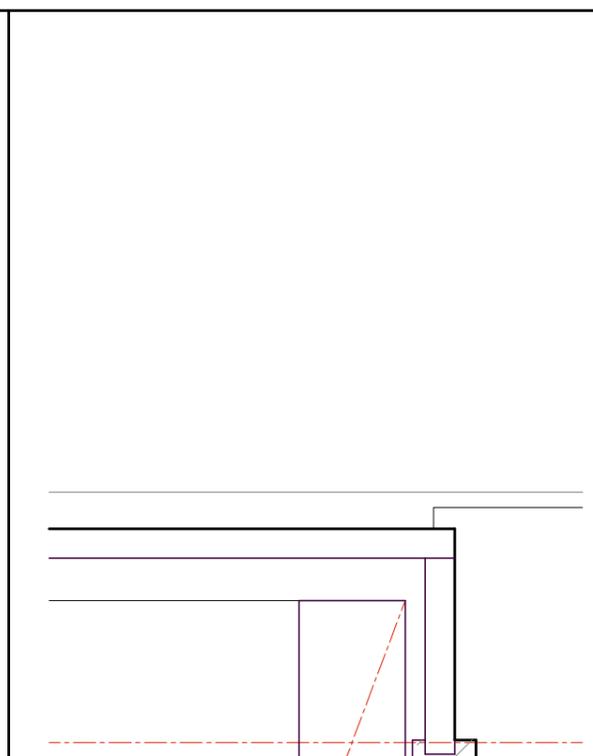




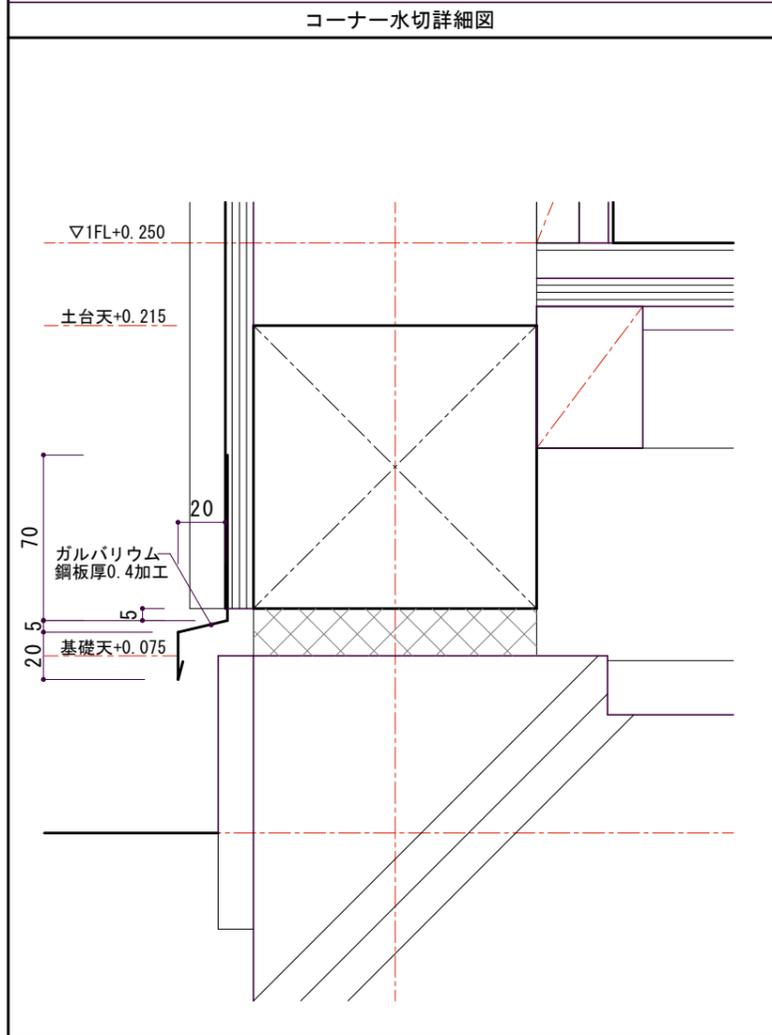
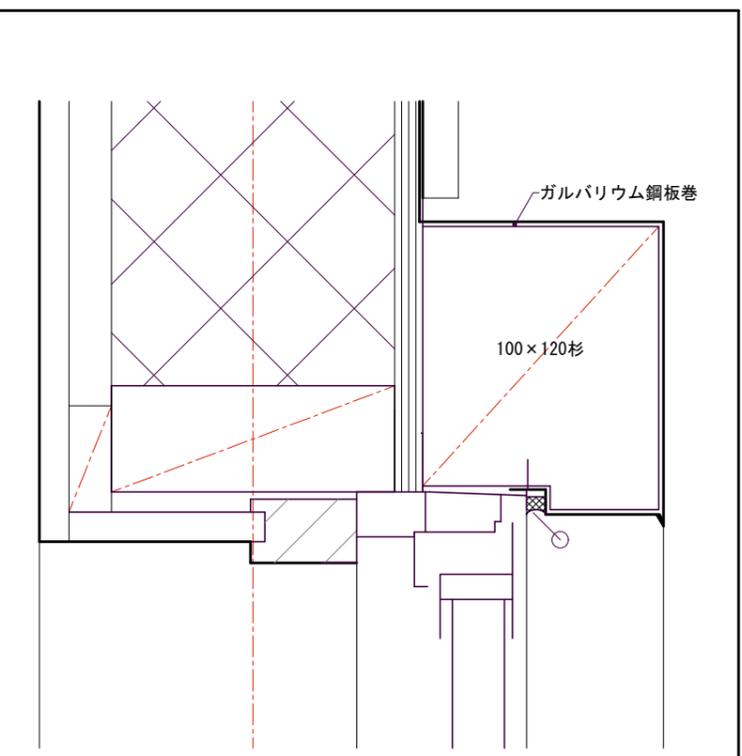
コーナー水切詳細図



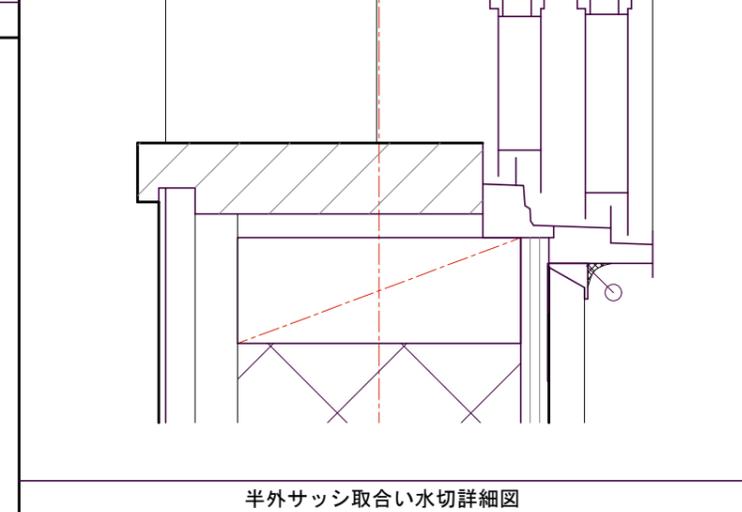
半外サッシ取合い水切詳細図



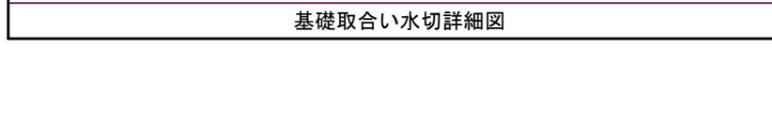
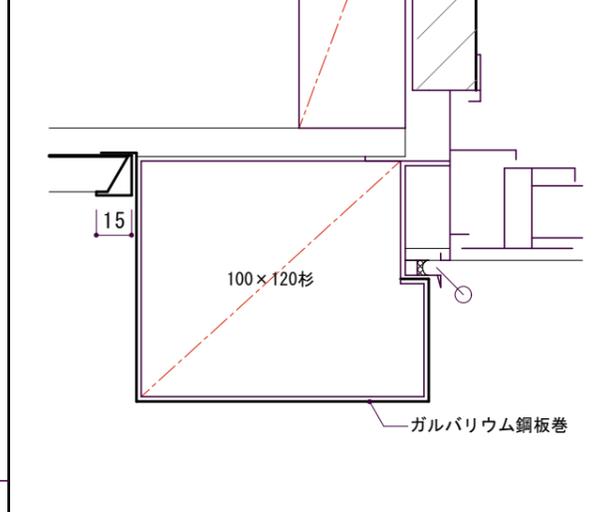
サッシ廻り額縁取合い詳細図



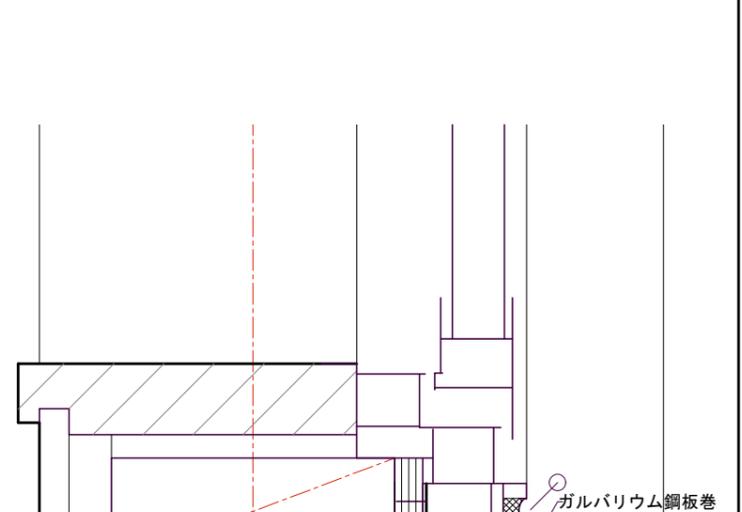
基礎取合い水切詳細図



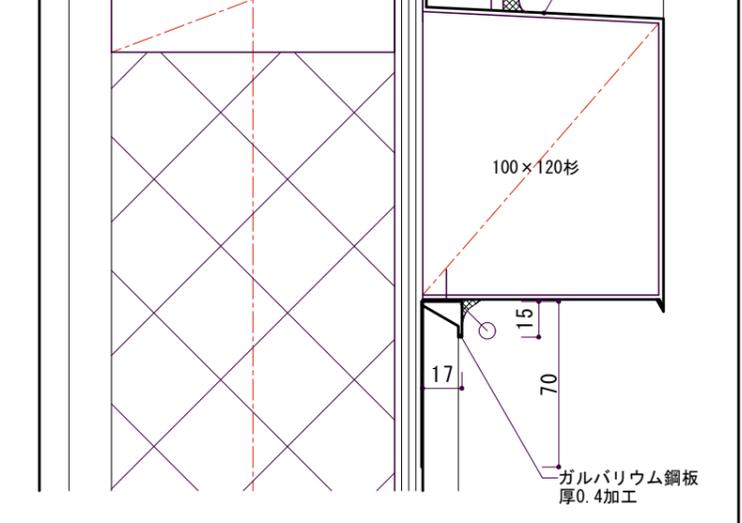
ポーチ垂れ壁下端水切詳細図



基礎取合い水切詳細図



サッシ廻り額縁取合い詳細図



構造関係共通事項

1. 1 適用範囲
 (1) 構造関係共通図 (配筋標準図) は、鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。
 (2) 構造関係共通図 (鉄骨標準図) は、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。
 (3) 構造関係共通図 (配筋標準図、鉄骨標準図) 以外については、図面及び監督職員の指示による。

1. 2 優先順位
 (1) 設計図書間で配筋方法に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。
 1. 建築工事特記仕様書 (構造関係)
 2. 図面
 ├── 2-1 下記2-2以外の図面
 └── 2-2 構造関係共通図 (配筋標準図、鉄骨標準図)
 3. 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (平成28年版)」

1. 3 特記仕様
 項目は、番号に○印のついたものを適用する。
 特記事項は、◎の付いたものを適用する。
 ○印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。
 ○印と◎印の付いた場合は共に適用する。

1. 4 用語の定義
 (1) 設計図とは、建築構造図のうち特記仕様書、構造関係共通図以外の図面をいう。
 (2) 異形鉄筋の径 (本文、図、表において「D、d」で示す) は、呼び名に用いた数値とする。
 (3) 長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。

1. 5 記号等
 設計図中で使用する記号は、表1~表8、図1を標準とする。

表1 鉄筋の断面表示

区分	径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築		○	×	∅	○	○	○	⊗	◎

表2 各階伏図における記号

記号	説明	記号	説明
◎	スラブの配筋種別	⊕	杭の位置
◇	スラブ厚さ	⊕	試験杭の位置
○	階段の配筋種別	▨	打増しの範囲
◎	土間コンクリート	⊗	スラブ開口
▨	コンクリートブロック壁 (CB壁)	⊕	ポーリング位置
▨	梁・スラブの上がり下りりの範囲	(±)	FLからの上がり下がり
EW○○ EK○○ ER○○	耐力壁の種類		

表3 梁貫通孔記号

区分	径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建築		⊕	×	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+

表4 スリプ材質の凡例

管名	鋼管	溶融亜鉛めっき鋼板	硬質塩化ビニル管 (薄肉管)	つば付き鋼管 (黒管)
記号 (建築用)	SP (白管)	GA	VU	RS

表5 高力ボルト径の記号

区分	径	M12	M16	M20	M22	M24
高力ボルト (FIOT、S10T)		○	⊕	⊕	⊕	※
溶融亜鉛めっき高力ボルト (F8T相当)		○		+	+	※

表6 普通ボルト径の記号

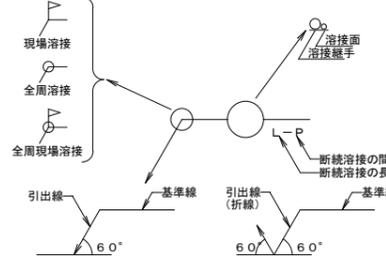
区分	径	M12	M16	M20	M22	M24
普通ボルト		○	⊕	⊕	⊕	※

表7 溶接方法、溶接継手及び溶接面の分類記号

溶接継手	完全溶込み溶接		突合わせ継手	記号
			T型継手	
溶接面	隅肉溶接		かど継手	T
	部分溶込み溶接			L
	フラア溶接			F
溶接面	片面溶接			P
	両面溶接			FL
				1
				2

表8 溶接の補助記号

区分	補助記号
現場溶接	△
全周溶接	○
全周現場溶接	△
断面溶接の長さ及び間隔	L-P



※特記無き限り、完全溶込み溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。
 図1 溶接記号の記載例

項目 特記事項

構-2 総則

1. 建物概要等

建物概要	備考
工事名称	屋生小学校区放課後児童クラブ建設工事
工事場所	三重県亀山市中庄町 地内
建築面積	(90.41) m ²
延べ面積	(85.99) m ²
階数	地上 (1) 階 地下 () 階 階数に算入しない階 塔屋 () 階 ・無し ・有り ()
高さ関係	高さ (5.567) m 軒高 (3.540) m
工事種別	○新築 ・増築 ・改築 ・移転 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替

2. 構造設計条件等

構造概要	備考
構造種別	地上 (1)階~(1)階(木)造 ()階~()階()造 地下 ()階~()階()造 ()階~()階()造
架構形式	X方向 () 構造 Y方向 () 構造
耐震構造	○耐震構造 ・制振構造 方式 ・免震構造 (免震層の位置 ・基礎下免震 ・中間免震 () 階) ○直接基礎 (・独立 ・連続 ○べた)
基礎方式	・杭基礎 (・場所打ちコンクリート杭 ・既設コンクリート杭)
耐震設計の種	・I類 (1.5) ○II類 (1.25) ・III類 (1.0)

3. 地盤調査資料

計算方法	X方向	Y方向	備考
許容応力度計算 (令第82条各号+令第82条の4) 【ルート1】	○	○	
許容応力度等計算 【ルート2】			
保有水平耐力計算 【ルート3】			X方向、Y方向の適用する
限界耐力計算			計算法に○を記載する
その他の計算法 ()			
特別な検証法 (特別に応答解析による)			
大臣認定 (認定番号)			
指定性能評価機関名 ()			
評価 ・ 高層評価 ・ 免震評価 ・ その他			
(評価番号)			

4. 液状化対策

外力等	備考
地震力	設計用一次固有周期 (0.14) 秒 地震地域係数 (Z) Z= ○1.0 ・ 0.9 ・ 0.8 ・ 0.7 地盤の種類 第 (2) 種地盤 Tc= (0.6) 秒 標準せん断力係数 X方向 Y方向 一次設計 Qp= (0.25) Qp= (0.25) 二次設計 Qp= () Qp= ()
風圧力 (施行令第87条)	地表面粗度区分 基準風速 (Vo) 速度圧 (q) ・ I ・ II ○III ・ IV (34) m/s 828
風圧力 (施行令第82条の4)	地表面粗度区分 基準風速 (Vo) 平均速度圧 (q) ・ I ・ II ・ III ・ IV () m/s
積載荷重	区域 ・ 多雪区域 ○多雪区域以外 設計積雪積雪量 (40) cm 単位荷重 (200) N/m ² cm 積雪積雪量の低減 ・ 低減する ○低減しない

調査報告書
 ・当該敷地の既往調査報告書のみによる
 ・当該敷地の既往調査報告書及び今回工事に含まれる地盤調査報告書による
 ※工事着手前に当該敷地内で () 図に示す地盤調査を行う
 調査内容 (既往調査内容含む)
 ○サウンディング
 ※標準貫入試験
 ○スウェーデン式サウンディング試験
 ・オランダ式二重管コーン貫入試験
 ・土質試験
 ・物理的性能試験
 (・ 土粒子密度試験 ・ 含水比試験 ・ 粒度試験 ・ 液性限界、塑性限界試験
 ・ 細粒分含有率試験 ・ 湿潤密度試験 ・
 ・ 力学的性能試験
 (・ 一軸圧縮試験 ・ 圧密試験 ・ 直接せん断試験 ・ 三軸圧縮試験
 ・ 振動三軸試験 ・ 中空ねじりせん断試験)
 ・ 現場浸水試験
 ・ 孔内水平載可試験
 ・ 弾性波速度検層
 ・ 常時微動測定
 ・ 平板載荷試験
 ・
 ・ 有り
 範囲 ・ 工法 ・ 仕様 ・ 計測 ・ 試験等
 ※図示による ()
 ○無し

項目 特記事項

構-3 あらかじめの検討

1. 軽微な変更への対応 (あらかじめの検討)

施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等 (位置の変更)
 施工誤差を考慮して構造耐力上支障がない検討が行われている部分 (変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更のない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る)

- ・ くいのおずれを考慮した検討
許容誤差 ()
あらかじめの検討範囲
※図示による () ・
- ・ 小ばりの位置の変更を見込んだ大ばり等の検討
位置の変動寸法 ()
あらかじめの検討範囲
※図示による () ・
- ・ 大きな変更を見込んだスラブ等の検討 (屋根床版含む)
許容される大きさ、荷重の条件 ()
あらかじめの検討範囲
※図示による () ・
- ・ はり貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討
大きさに変動寸法 ()
位置の変動寸法 ()
あらかじめの検討範囲
※図示による () ・
- ・ 壁開口の位置の変更を見込んだ検討
開口の移動範囲 ()
ただし構造計算及びモデル化において耐力壁の剛性・耐力が変わらず、荷重が増加しない移動範囲に限る
あらかじめの検討範囲
※図示による () ・
- ・ スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討
開口の移動範囲 ()
ただし構造計算及びモデル化においてスラブの断面及び配筋、開口補強が変わらず、荷重が増加しない範囲に限る
あらかじめの検討範囲
※図示による () ・
- ・ 間柱の位置の変更を見込んだ検討
位置の変動寸法 ()
あらかじめの検討範囲
※図示による () ・

構-4 施工方法等計画書関連等

1. コンクリートの単位水量測定

(1) 単位水量の測定は、150mmに1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。
 (2) 単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(2)(iii)による。
 (3) 単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。
 1) 測定した単位水量が、配合計画書の設計値 (以下、「設計値」という。) ±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま打設する。
 2) 測定した単位水量が設計値±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、その運搬車の生コンは打設してよいが、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
 3) 測定した単位水量が設計値±20を超える場合は、その運搬車は打込までに持ち帰らせるとともに、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、単位水量が設計値±20kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行い、更に設計値±15kg/m³以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
 4) 3) の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。
 (4) 単位水量管理についての記録を書面 (配合計画書、製造管理記録、打ち込み時の外気温、コンクリート温度等) と写真により提出する。
 (5) 単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法 (電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

構造関係共通事項（配筋標準図）

1.1 鉄筋の加工

鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は、表1.1を標準とする。

表1.1 鉄筋の折曲げ内法直径

折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径(D)		
		SD295A SD295B, SD345	SD390	
		D16 以下	D19 ～D38	D19 ～D38
180°		3d以上	4d以上	5d以上
135°				
90°				
135° 及び 90° (幅止め筋)				

- (注) 1. 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長を4d以上とする。
2. 90°未満の折曲げの内法直径は特記による。

2.1 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。

- (1) 柱及び梁（基礎梁を除く）の出隅部

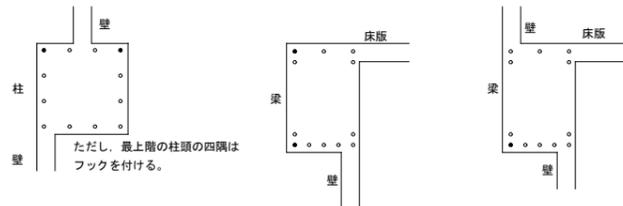


図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋（●印）

- (2) 煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
(3) 杭基礎のベース筋
(4) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋

3.1 継手及び定着

- (a) 鉄筋の重ね継手
(1) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
(2) 鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。

表3.1 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm ²)	直線定着の長さ		フックあり定着の長さ	
		L ₁ (フックなし)	L ₂ (フックあり)	L ₁ (フックなし)	L ₂ (フックあり)
SD295A SD295B	18	45d	35d	35d	30d
	21	40d	30d	30d	25d
	24, 27, 30, 33, 36	35d	25d	25d	20d
SD345	18	50d	35d	35d	30d
	21	45d	30d	30d	25d
	24, 27, 30, 33, 36	40d	25d	25d	20d
SD390	21	50d	35d	35d	30d
	24, 27	45d	30d	30d	25d
	30, 33, 36	40d	25d	25d	20d

- (注) 1. L₁、L₂：フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL₂は、図3.1に示すようにフック部分【】を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

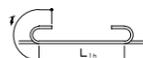


図3.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

- (3) 鉄筋の重ね継手の長さとは、フックありなしにかかわらず40d以上（軽量骨材を使用する場合は50d以上）と表3.1の重ね継手の長さのうち大きい値とする。

- (4) 隣り合う継手の位置は、表3.2による。

ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。

表3.2 隣り合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合	a = 0.5L ₁	
		L ₁	L ₂
フックなしの場合	フックなしの場合	L ₁	L ₂
		a = 0.5L ₁	a = 0.5L ₁
溶接継手	溶接継手・溶接継手	a	a ≥ 400mm
機械式継手	カブラー	a	a ≥ 400mm, かつ, a ≥ (b+40)mm

- (b) 鉄筋の定着

- (1) 鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。

表3.3 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm ²)	直線定着の長さ				フックあり定着の長さ			
		L ₁		L ₂		L ₁		L ₂	
		小梁	スラブ	小梁	スラブ	小梁	スラブ	小梁	スラブ
SD295A SD295B	18	45d	40d	35d	30d	35d	30d	30d	25d
	21	40d	35d	30d	25d	25d	20d	25d	20d
	24, 27, 30, 33, 36	35d	30d	25d	20d	25d	20d	25d	20d
SD345	18	50d	40d	35d	30d	35d	30d	30d	25d
	21	45d	35d	30d	25d	30d	25d	30d	25d
	24, 27, 30, 33, 36	40d	35d	30d	25d	30d	25d	30d	25d
SD390	21	50d	40d	35d	30d	35d	30d	35d	30d
	24, 27	45d	40d	35d	30d	35d	30d	35d	30d
	30, 33, 36	40d	35d	30d	25d	30d	25d	30d	25d

- (注) 1. L₁、L₂：2. 以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
2. L₁、L₂：割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
3. L₁：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。（基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く）
なお、片持小梁及び片持スラブの場合は、20d及び10dを25d以上とする。
4. L₂：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。
5. フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分【】を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

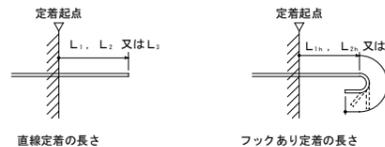


図3.2 直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

- (2) 梁主筋の柱内折曲げ定着又は小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図3.3により、次の(i)、(ii)及び(iii)をすべて満足するものとする。
(i) 全長は表3.3に示す直線定着の長さ以上
(ii) 余長は8d以上
(iii) 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さは表3.4に示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

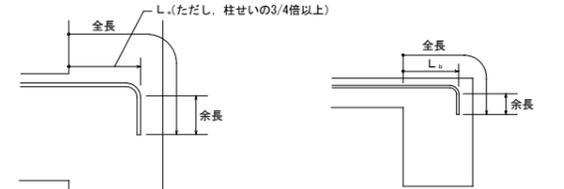


図3.3 折曲げ定着の方法

表3.4 鉄筋の投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm ²)	L ₁	L ₂
SD295A SD295B	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27, 30, 33, 36	20d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

- (注) 1. L₁：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。（基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。）
2. L₂：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

- (3) 溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。

なお、L₁は表3.1に、L₂及びL₃は表3.3による。

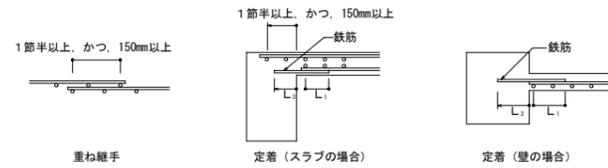


図3.4 溶接金網の継手及び定着

- (4) スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による。

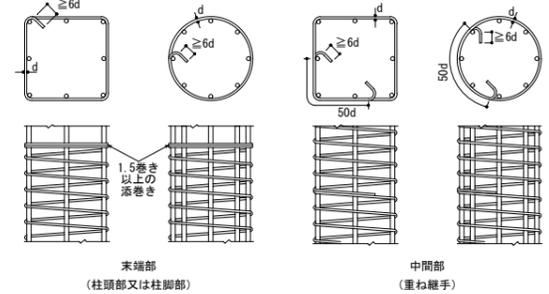


図3.5 スパイラル筋の継手及び定着

4.1 最小かぶり厚さ

- (a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ（単位：mm）

構造部分の種別	最小かぶり厚さ			
	仕上げあり	仕上げなし		
土に接しない部分	スラブ、耐力壁以外の壁	20		
	柱、梁、耐力壁	仕上げあり	30	
		屋内	仕上げあり	30
		屋外	仕上げあり	30
擁壁、耐圧スラブ	仕上げなし	40		
土に接する部分	柱、梁、スラブ、壁	*40		
	基礎、擁壁、耐圧スラブ	*60		
煙突等高熱を受ける部分		60		

- (注) 1. *印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は特記による。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上げ塗材、塗装等）のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含めない。
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。

- (b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。
(c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
(d) 鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。
(1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
(2) 25mm
(3) 隣り合う鉄筋の平均径（呼び名の数値）1.5倍

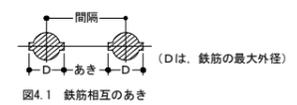


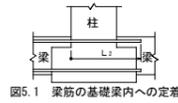
図4.1 鉄筋相互のあき

- (e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは(d)による。

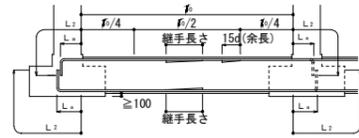
- (f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは(c)による。

5.1 基礎梁

- (a) 一般事項
 (1) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合は図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部等では折り曲げて定着する。
 (2) 梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(b) (4)による。



- (b) 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。



- (注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
 2. 印は、継手及び余長位置を示す。
 3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
 4. 梁主筋のみ込み長さ (柱せいの3/4倍以上)

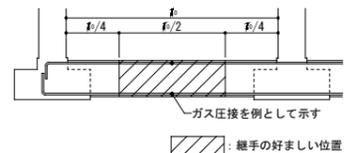
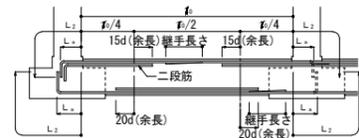


図5.2 主筋の継手、定着及び余長 (その1)

- (c) 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.3による。ただし、耐圧スラブが付く場合は、(d)による。



- (注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
 2. 印は、継手及び余長位置を示す。
 3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
 4. 梁主筋のみ込み長さ (柱せいの3/4倍以上)

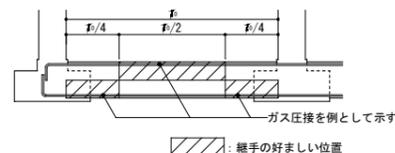
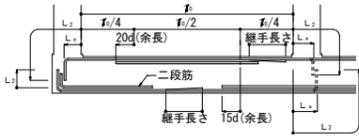


図5.3 主筋の継手、定着及び余長 (その2)

- (d) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。



- (注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
 2. 印は、継手及び余長位置を示す。
 3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
 4. 梁主筋のみ込み長さ (柱せいの3/4倍以上)

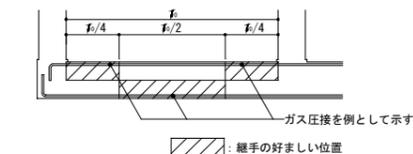


図5.4 主筋の継手、定着及び余長 (その3)

5.2 基礎梁のあばら筋

- (a) 一般事項
 (1) あばら筋の径及び間隔は、特記による。
 (2) あばら筋組立の形及びフックの位置は、7.2(b)による。ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図5.5によることができる。



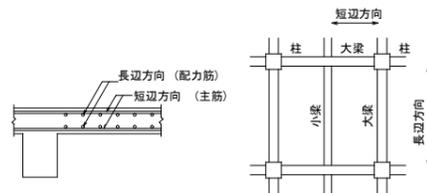
- (b) 腹筋及び幅止め筋は、7.2による。ただし、梁せいが1.5m以上の場合は特記による。
 (c) あばら筋の割付けは、7.2(c)による。

6.1 スラブ

- (1) スラブ及び土間コンクリートの上がり下がり、FLを基準とした寸法値とする。
 (2) 土間スラブ下の砂利地床厚さ及び捨てコンクリート厚は、特記による。
 (3) 土間コンクリート補強筋 (D₀) の配筋及びコンクリート厚さは、特記による。
 (4) スラブの配筋 (S形配筋) は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、特記による。

配筋種別	短辺方向 (主筋)		長辺方向 (配力筋)		配筋種別	短辺方向 (主筋)		長辺方向 (配力筋)	
	全域	全域	全域	全域		全域	全域	全域	全域
S 1	D13-100#	D13-100#	S 8	D10, D13-150#	D10-150#	S 2	D10, D13-150#	D10-200#	D10-200#
S 2	同上	D13-150#	S 9	同上	D10-200#	S 3	D10, D13-150#	S10	D10, D13-200#
S 3	同上	D10, D13-150#	S10	D10, D13-200#	D10, D13-200#	S 4	D13-150#	S11	同上
S 4	D13-150#	D13-150#	S11	同上	D10-200#	S 5	同上	S12	同上
S 5	同上	D10, D13-150#	S12	同上	D10-250#	S 6	同上	S13	D10-200#
S 6	同上	D10-150#	S13	D10-200#	D10-200#	S 7	D10, D13-150#	S14	同上
S 7	D10, D13-150#	D10, D13-150#	S14	同上	D10-250#				

- (注) 上端筋、下端筋とも同一配筋とする。



- (5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
 (6) 鉄筋の重ね継手長さは、L₁とする。

- (7) 定着長さ及び受け筋は、図9.2による。ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

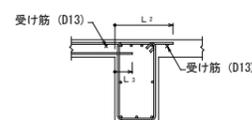


図9.2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋 (その1)

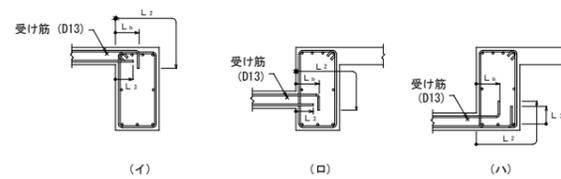


図9.3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋 (その2)

6.2 スラブ等の補強

- (a) スラブ開口部の補強
 スラブ開口部の補強は、特記による。
 (1) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合、図9.8により、開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13 (r=2L₁) シングルを上下筋の内側に配筋する。

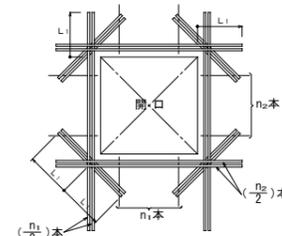


図9.8 スラブ開口部の補強配筋

- (ii) スラブの開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることで、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

- (b) 屋根スラブの補強
 屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

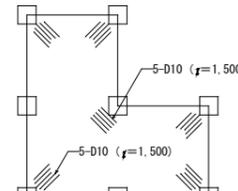


図9.9 出隅及び入隅部の補強配筋

- (c) 土間スラブの打継ぎ補強
 基礎梁とスラブを一体打ちとしない、打継ぎを設ける場合の補強は、図9.10による。ただし、土間スラブとは、土に接するスラブでS形の配筋によるものをいう。

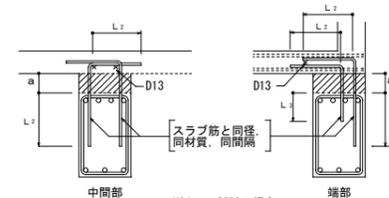


図9.10 打継ぎ補強配筋

- (d) 土間コンクリート補強
 土間コンクリートの補強筋は、特記による。なお、基礎梁との接合部は図9.11による。

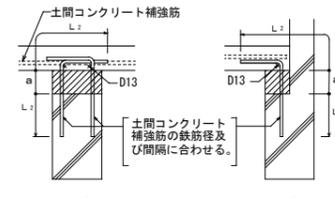


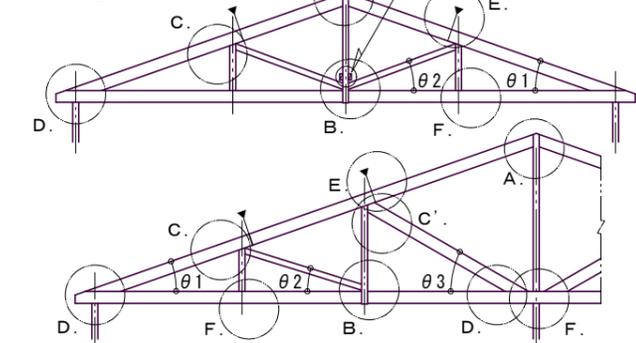
図9.11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

木造軸組接合部標準図(5)

9. 小屋組標準トラス -A. キングポストトラス および 片流れトラス

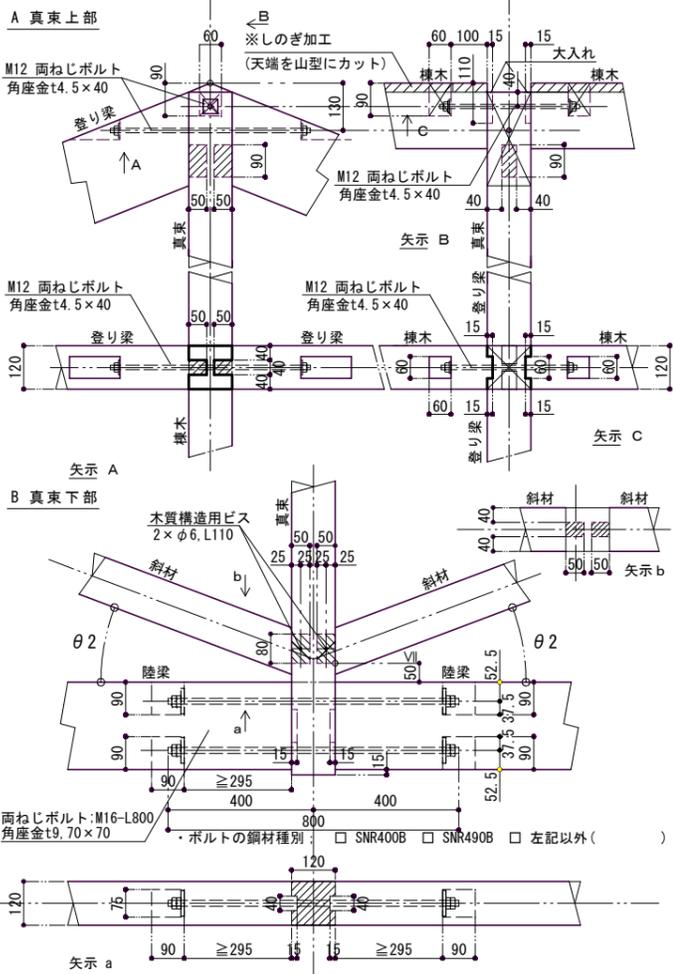
JIS A 3301-2015 木造校舎の構造設計標準 に準じた仕様的小屋組トラス

(1) 共通事項及びキーフレーム ※振れ止め材
▼:継手位置を示す。

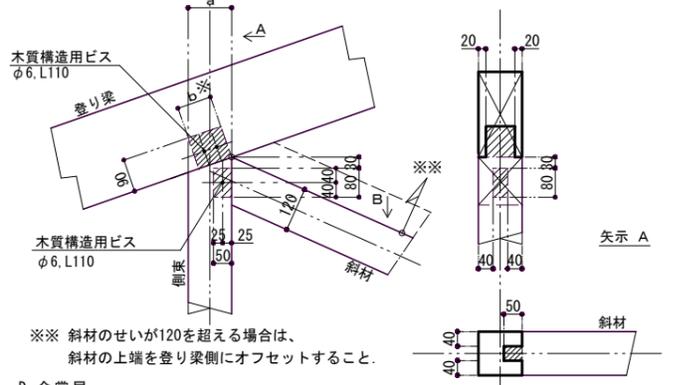


- ・θ1, θ2は共に3.0~4.5寸勾配(16.7°~24.2°)程度、θ3は3.0寸以上の勾配とする。
- ・陸梁と側束、又は合掌尻側の束との取合は、トラスのスパンが12m以内の場合は陸梁勝ち、12mを超える場合は側束、又は合掌尻側の束勝ちとする。
- ・登り梁は合掌尻から割付け、継手を設ける位置は側束より真東側とする。(側束側面より、真東側に50~250の範囲に腰掛鎌継ぎの鋼付面を設けること。ただし、屋根水平構面の母屋の仕口の位置と干渉しないように注意。)
- ・登り梁の横座屈を防止するため、登り梁に対して母屋を15mm程度の大入れによって900~1,000mm 間隔で落とし込み、計算で求めた水平構面の仕様(釘径、長さ、ピッチ)によって厚24mm以上の構造用合板張り、四周釘打ちとする。
- ・トラスのスパンが12mを超える場合、陸梁の継手位置に振れ止め材を入れること。

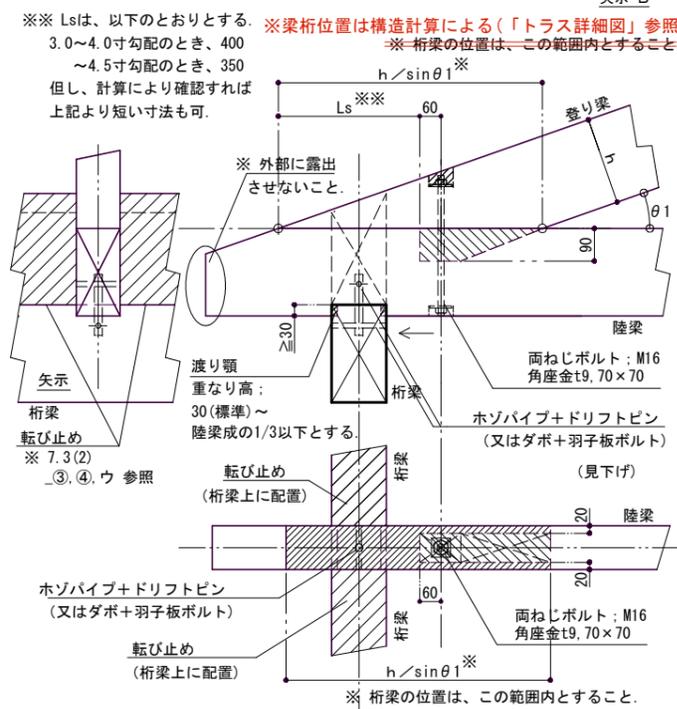
(2) 継手仕口



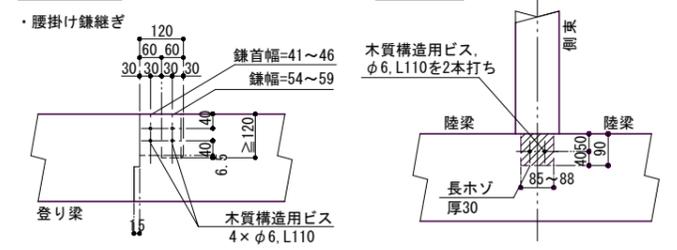
C 斜材・側束上部 ※登り梁に差す側束上部のホソの見付け幅(図中b)は、側束の見付け幅(図中a)の中で得られる最大寸法とすること。



D 合掌尻 ※Lsは、以下のとおりとする。 ※梁桁位置は構造計算による(「トラス詳細図」参照) ※桁梁の位置は、この範囲内とすること。



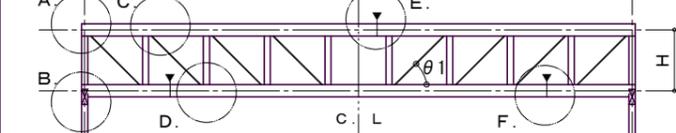
E 登り梁継手・腰掛鎌継ぎ



-B. 平行弦トラス

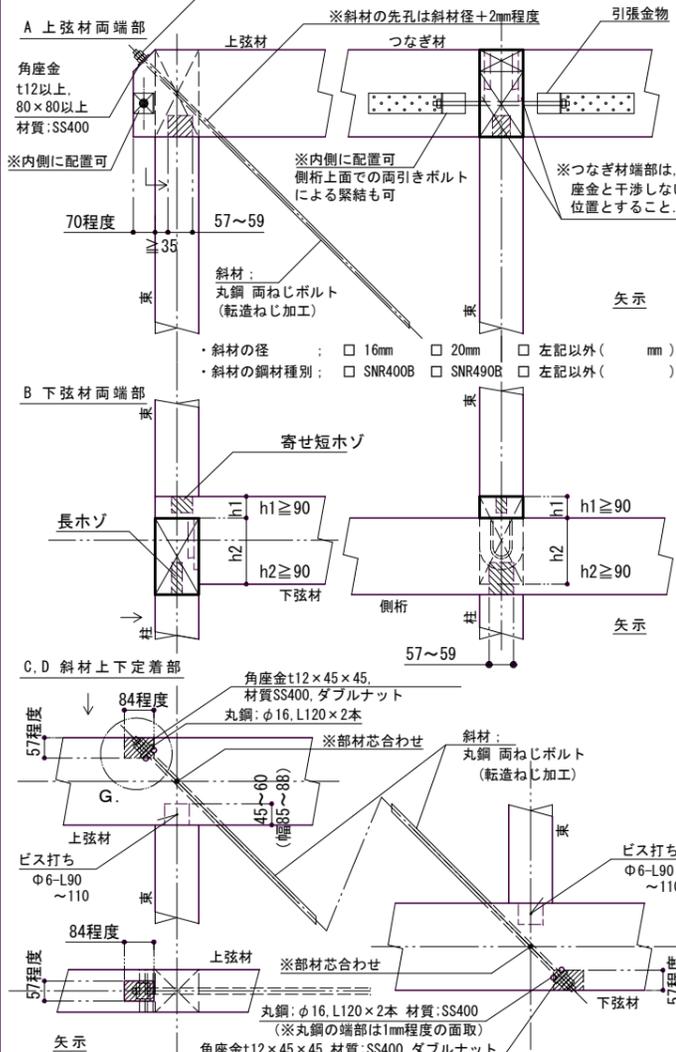
(1) 共通事項及びキーフレーム

▼:継手位置を示す。

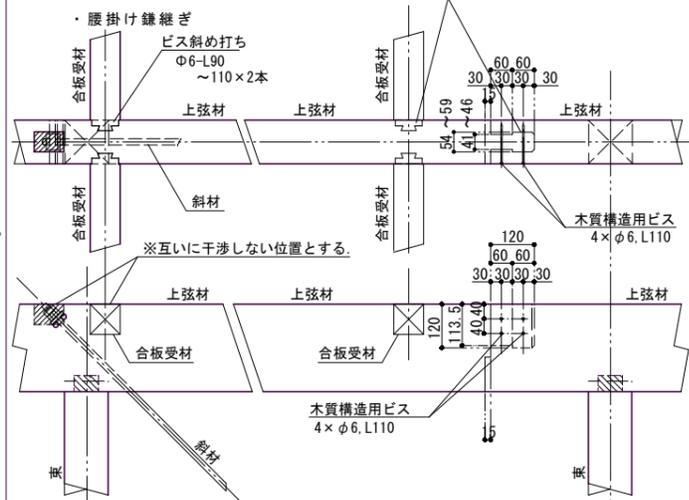


- ・トラスの形状は、スパン中央線に対し左右対称形とする。
- ・ $H \geq L/11$, $\theta 1=45^\circ$ を基本とし、グリッドの縦横の比率は 4:3~3:4の範囲とする。また、グリッドの数は 7, 9, 11, 13 のいづれかとする。
- ・束材は、均等にグリッドを割付けた位置とし、スパン中央線を含むグリッドには斜材を配置しないものとする。但し、スパン中央部のグリッドの幅は、適宜、下弦材の斜材定着部どうしが干渉しない程度に縮めることは可とする。
- ・上下弦材の断面寸法は120×240以上とする。特に、下弦材には長尺の集成材を用い、可能な限り長い材を用いる。
- ・上弦材の継手は、中央グリッド内に設け、合板受材の仕口と重なる位置を避ける。下弦材の継手は、スパン中央部に長尺の材を左右対称に配置して決まる位置とする。
- ・上弦材の横座屈を防止するため、上弦材に対して合板受材を腰掛け等によって910~1,000mm 間隔で落とし込み、計算で求めた水平構面の仕様(釘径、長さ、ピッチ)によって厚24mm以上の構造用合板張り、四周釘打ちとする。
- ・桁行方向の鉛直構面は、トラス最外端部の束の両脇に添え材を設けた上でこれを受材として構造用合板張り鉛直構面を設け、小屋組耐力壁とする。
- ・下弦材の継手の近傍の束の位置には、振れ止め材を設ける。

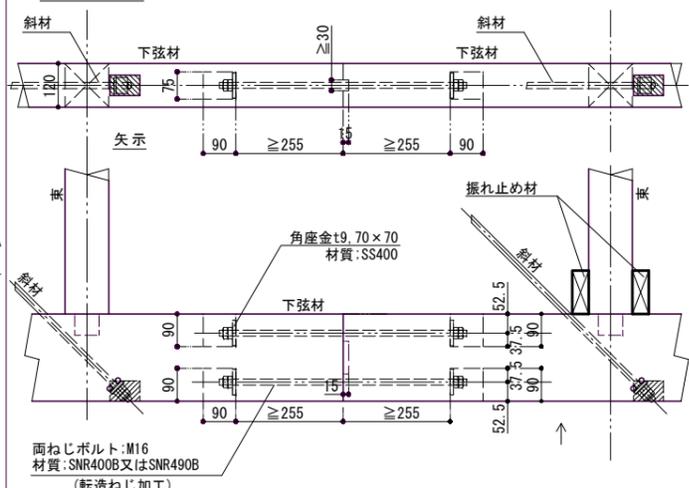
(2) 継手仕口



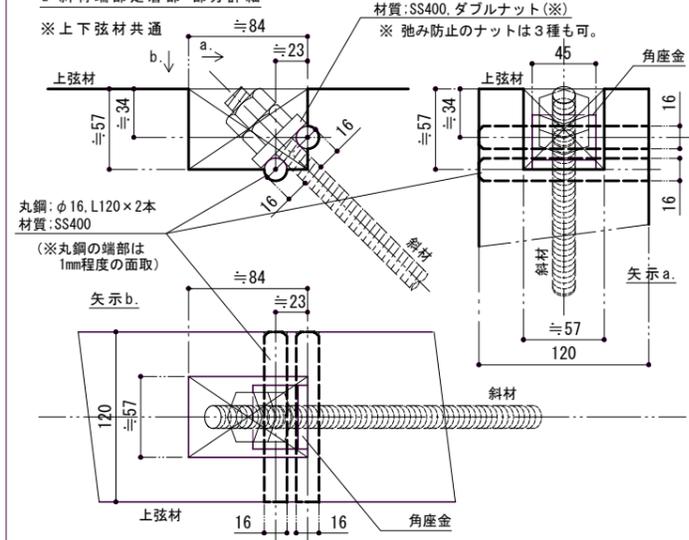
E 上弦材継手 ※互いに干渉しない位置とする。



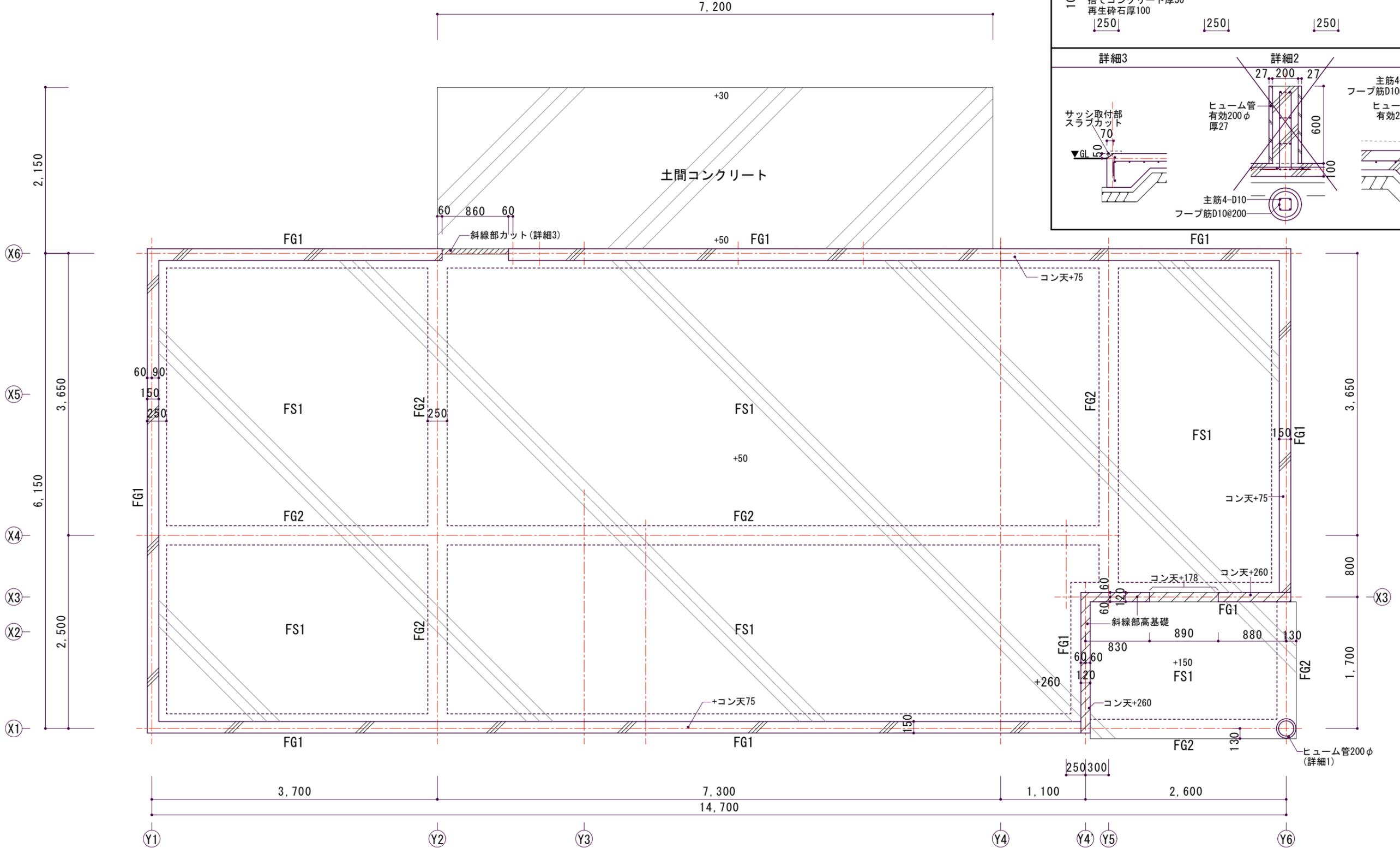
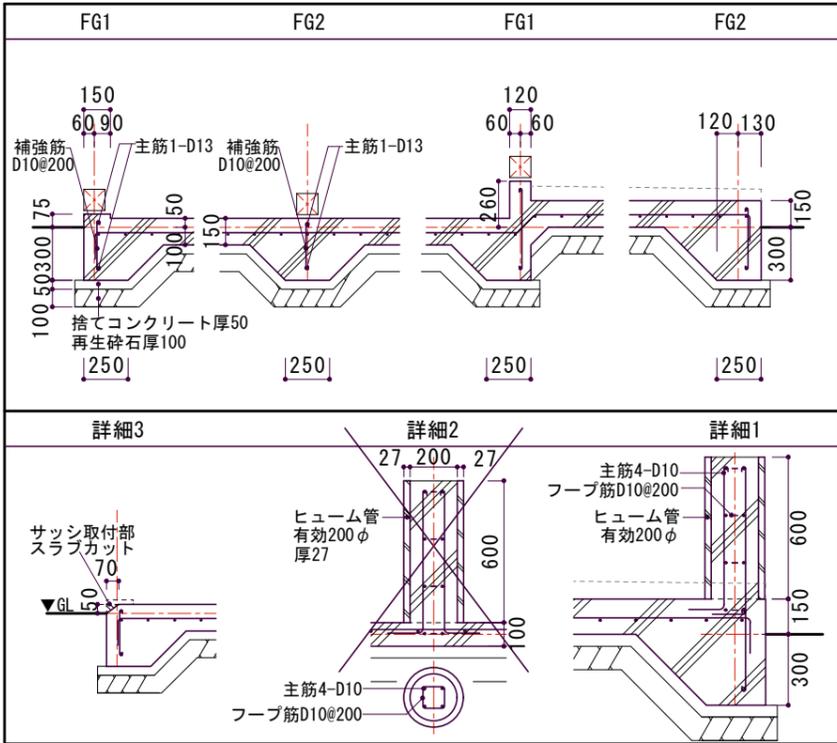
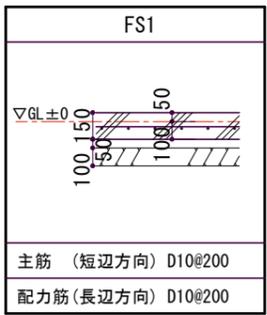
F 下弦材継手

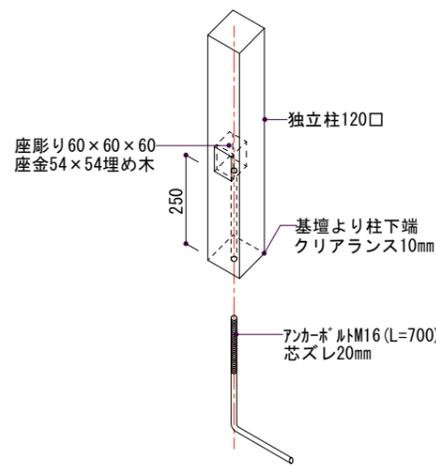


G 斜材端部定着部部分詳細



平成30年4月5日改訂 一般社団法人 中大規模木造プレカット技術協会

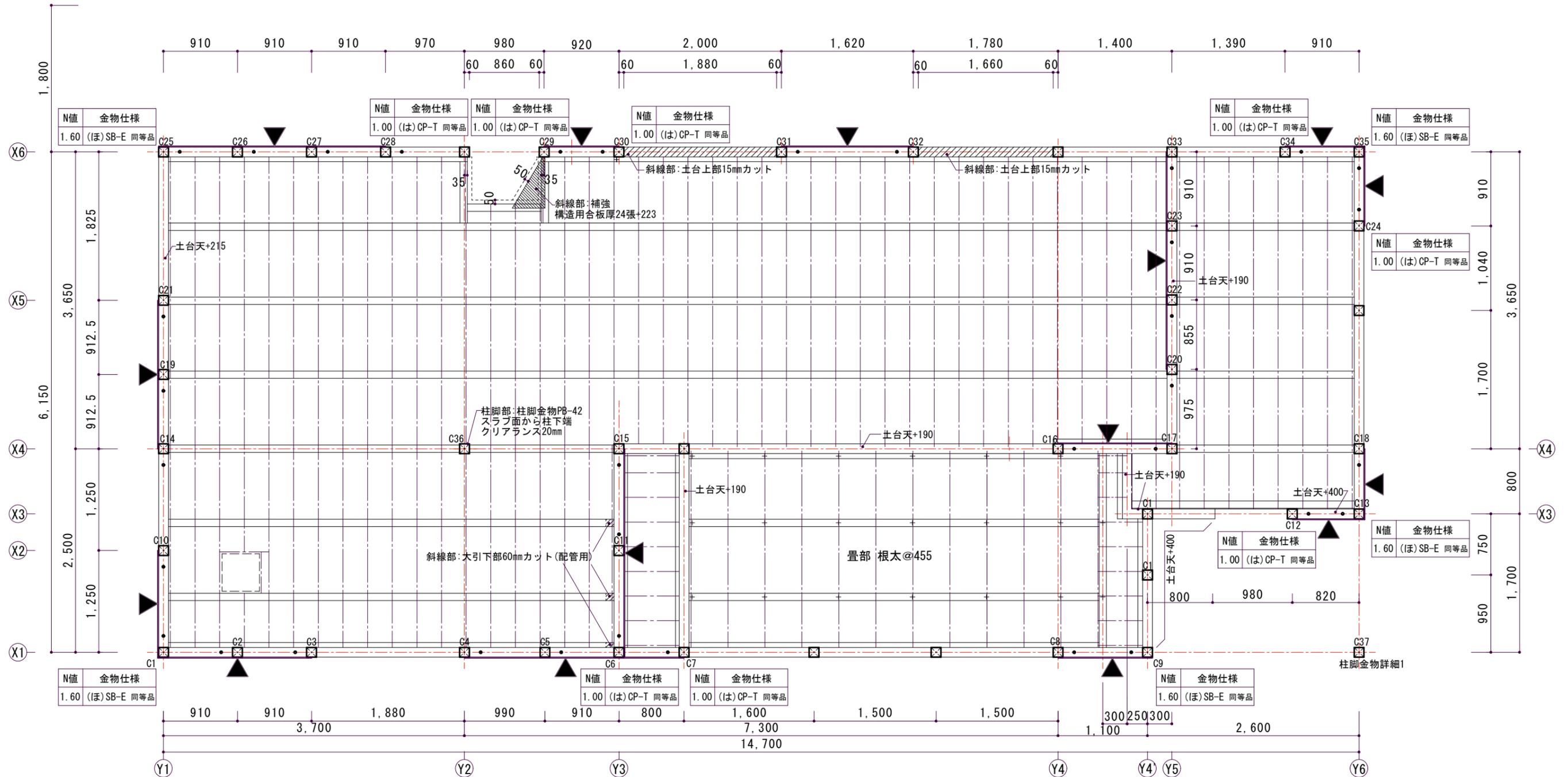




柱脚金物詳細1

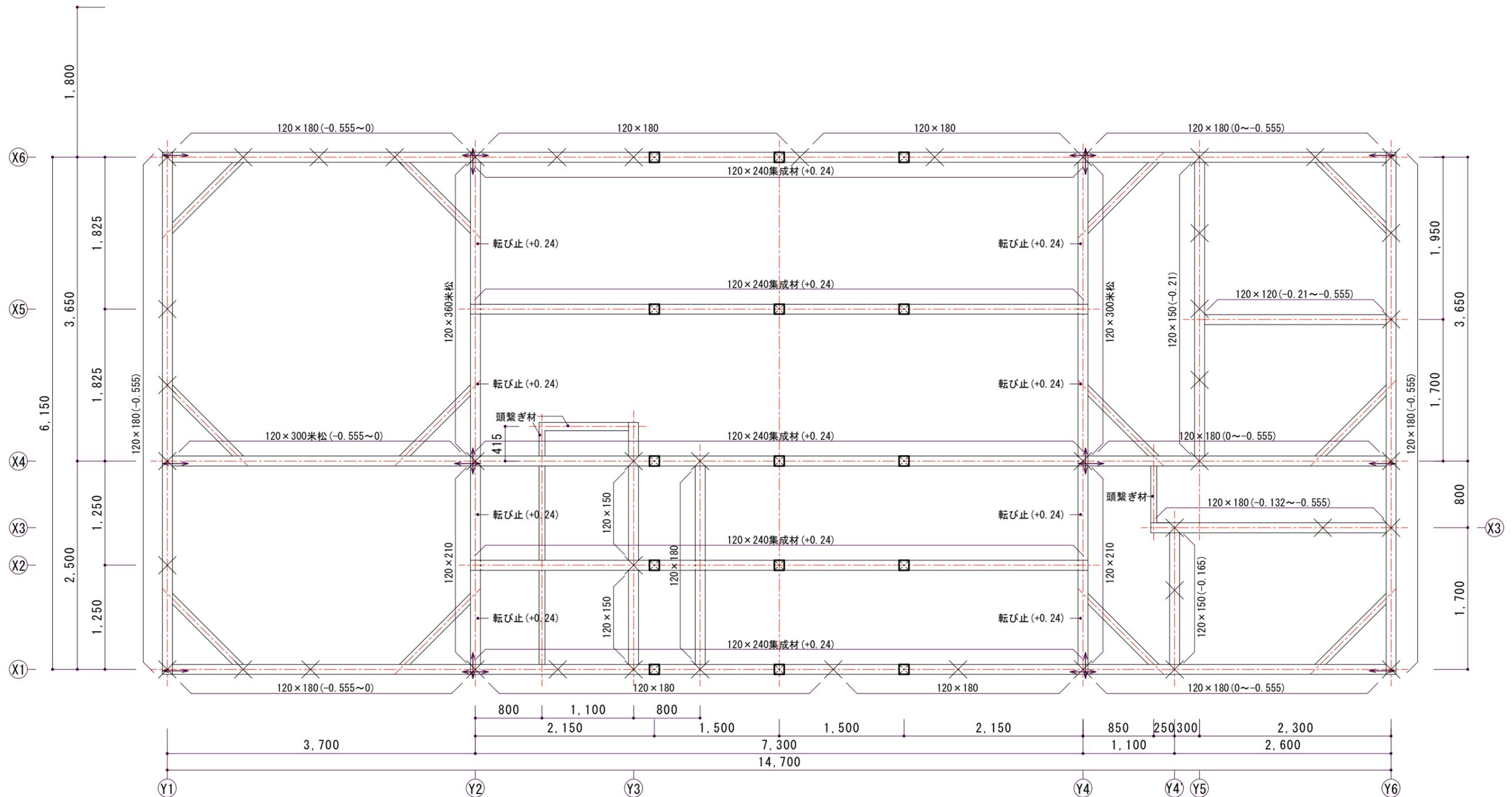
記号	部位	仕様	備考
☒	柱	120×120 桧 一等	
☒	独立柱	120×120 桧 特一等	サンダー掛
—	土台	120×120 桧 一等	基礎パッキン厚20敷き
—	大引	90×90 桧 一等	@ 910
+	束	束	@ 910
—	根太	45×60 桧 一等	@ 303 (特記以外)
●	アンカーボルト	M12 L400 定着250上	(記載無き部分L2.7m以内設置) 角40口厚4.5
▶	耐力壁	構造用合板厚12(特類)倍率2.5	

※特記無き柱脚、柱頭金物は告示1460号表三(ろ)以上を採用のこと。
※畳コーナー、押入エリア以外の大引下は土台パッキン(換気用)とする。

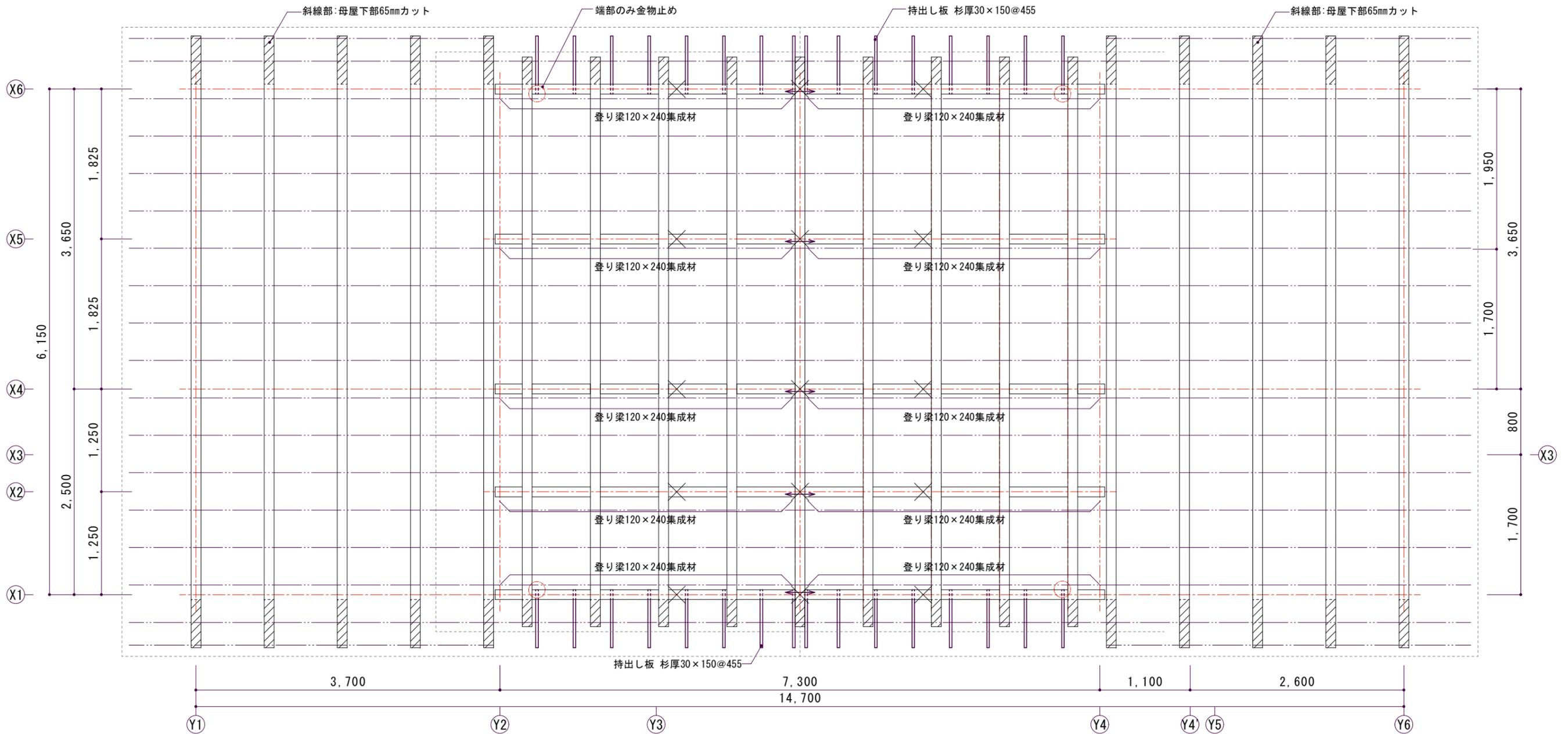


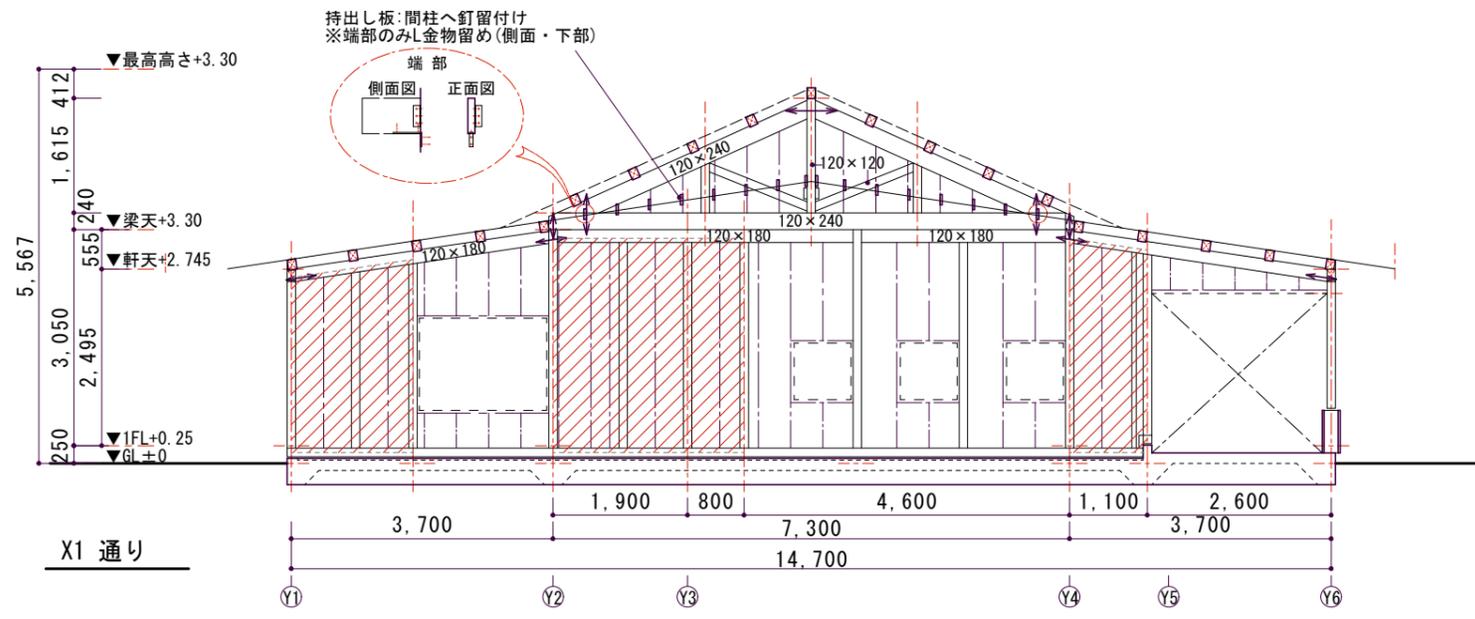
記号	部位	仕様	備考
☒	束	120×120 桧 特一等	サンダー掛
×	下部柱		
—	梁	図面記載 特記無きは杉 一等	現し部分はサンダー掛
—	火打梁	90×90以上 杉 一等	
↔	横架材接合	引きボルトM12-1 座金40×40	トラス部分は標準図(5)による

※特記：構造用木材120×210程度までは亀山市産材とする。
 ※特記：外部に現しとなる柱等は、防腐剤加圧注入処理(透明)を施すこと。

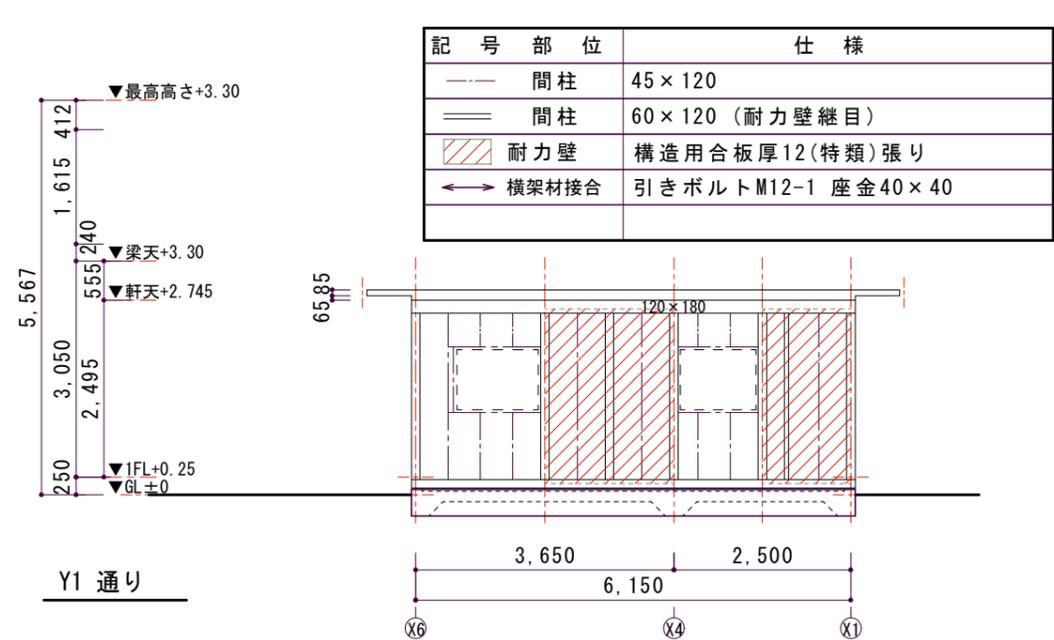


記号	部位	仕様	備考
—	母屋	120×150 杉 一等	@910
×	下部束		
—	垂木	60×90 杉 一等	@455
←→	横架材接合	引きボルトM12-1 座金40×40	トラス部分は標準図による
—	登り梁	120×240 集成材	現し部分はサンダー掛



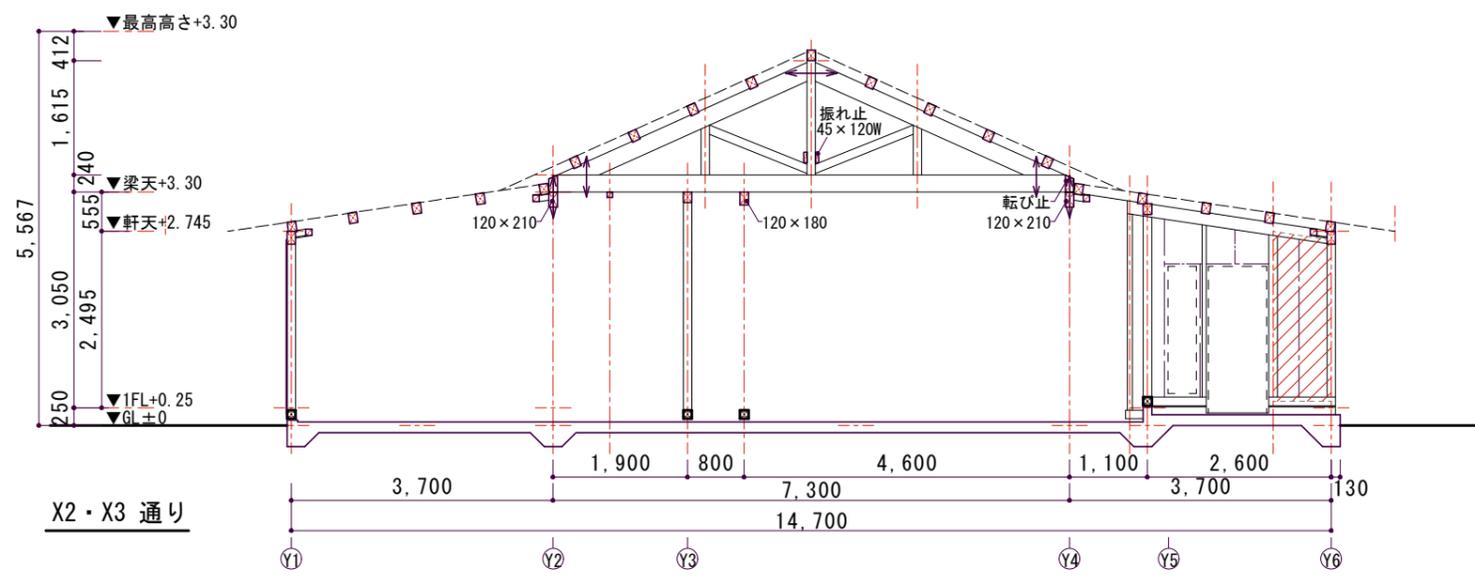


X1 通り

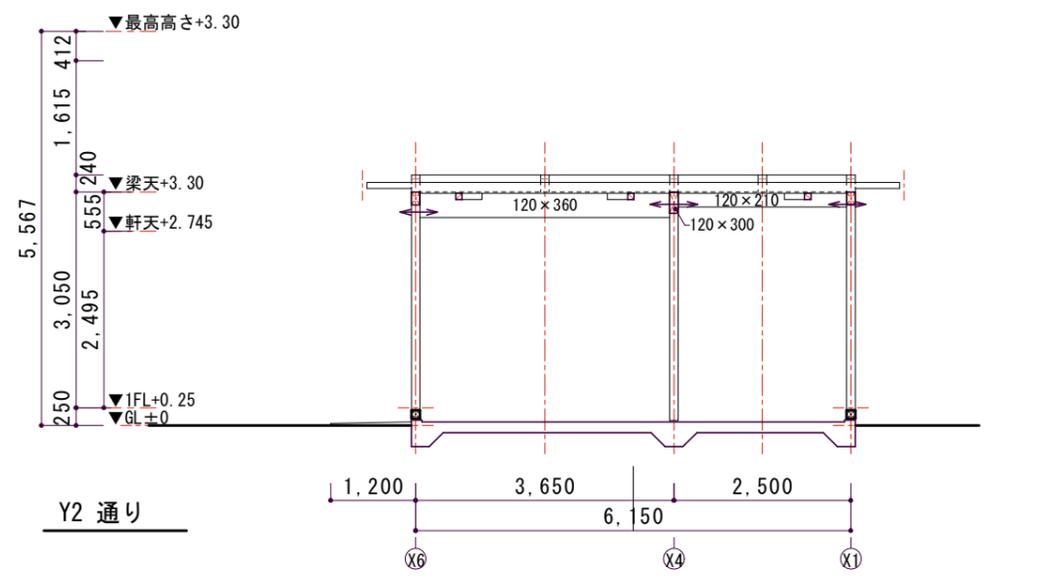


Y1 通り

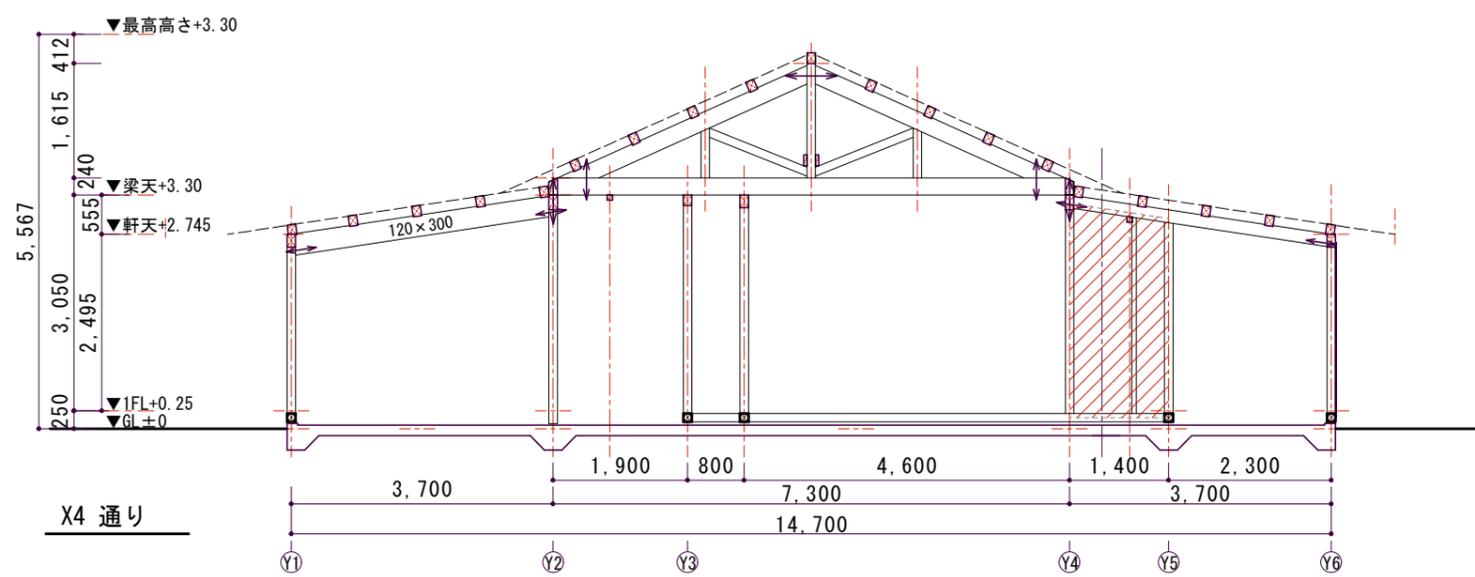
記号	部位	仕様
---	間柱	45×120
==	間柱	60×120 (耐力壁継目)
///	耐力壁	構造用合板厚12(特類)張り
←→	横架材接合	引きボルトM12-1 座金40×40



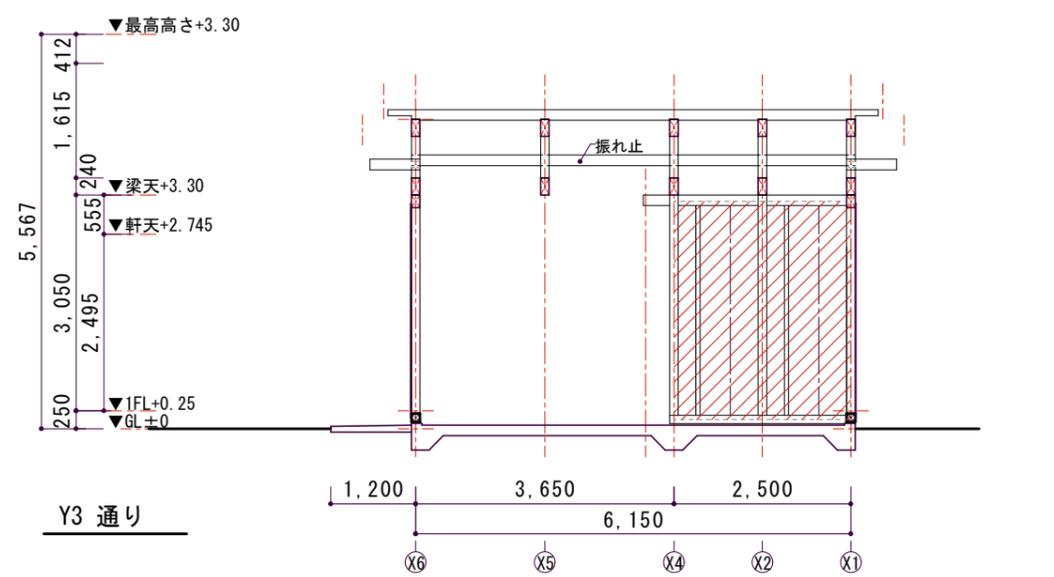
X2・X3 通り



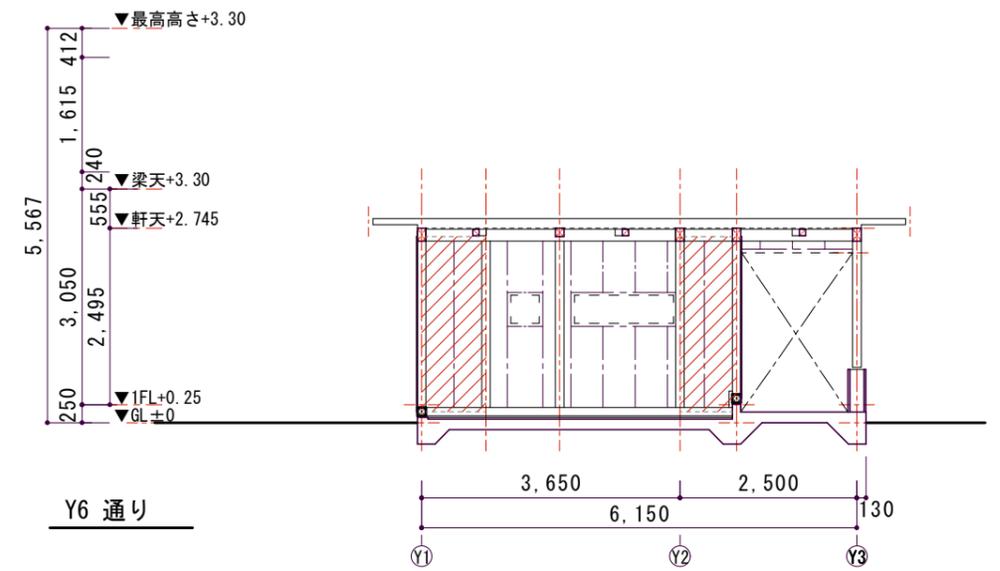
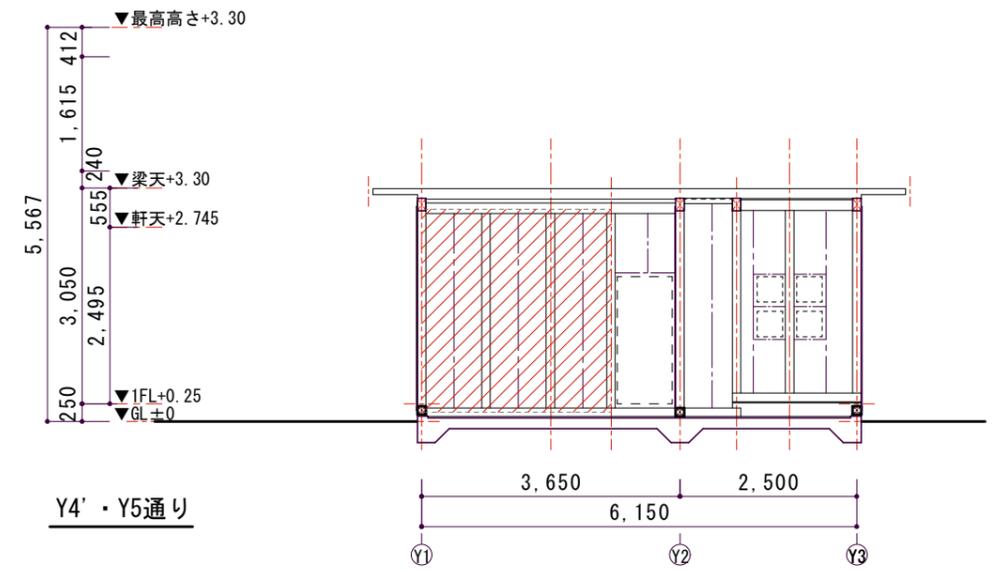
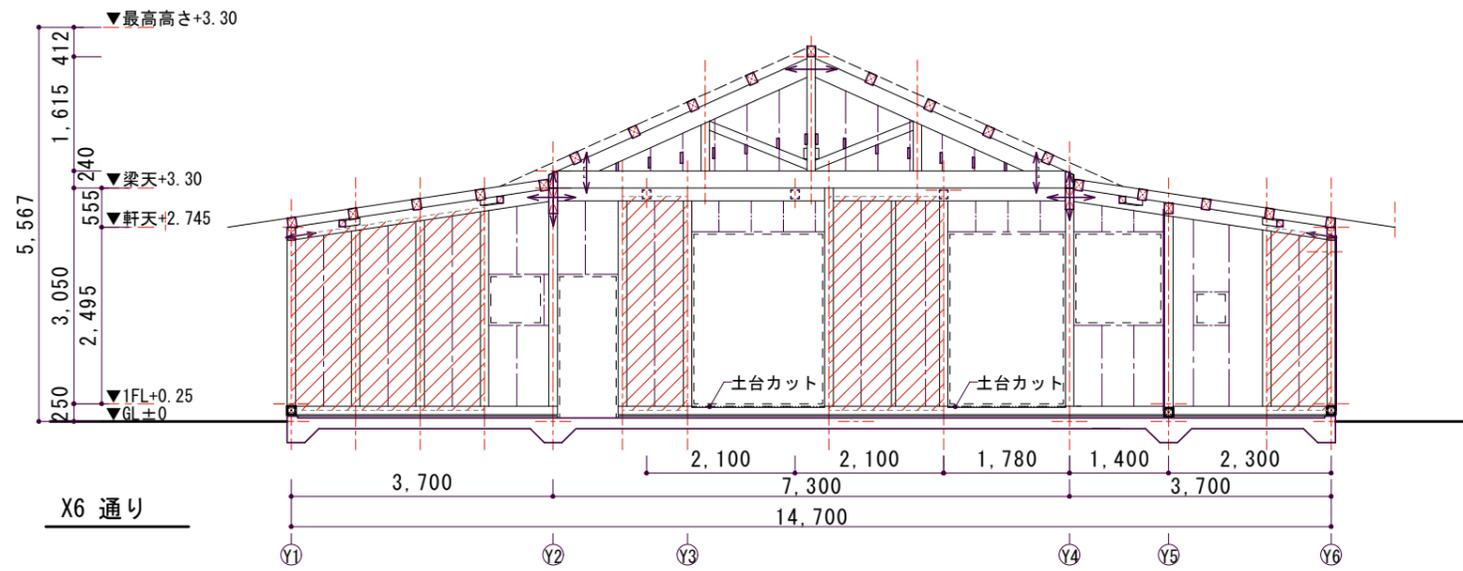
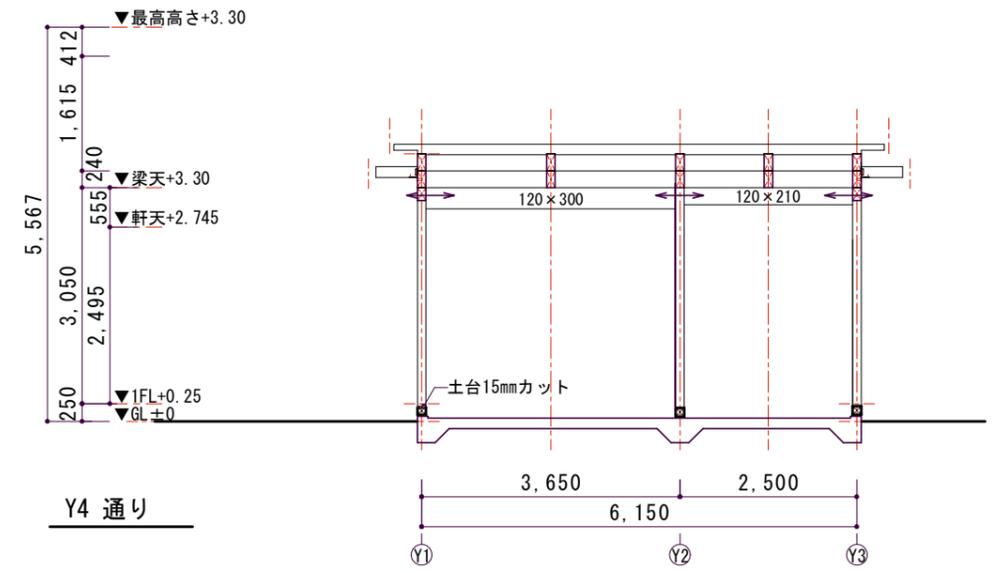
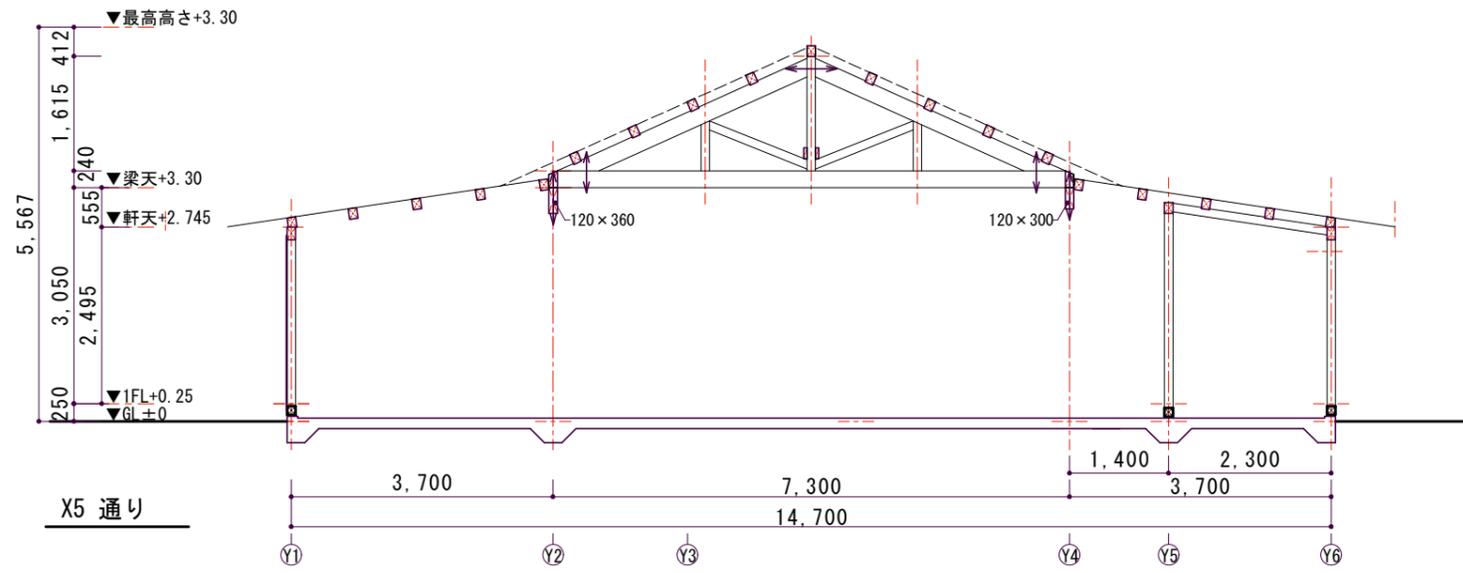
Y2 通り



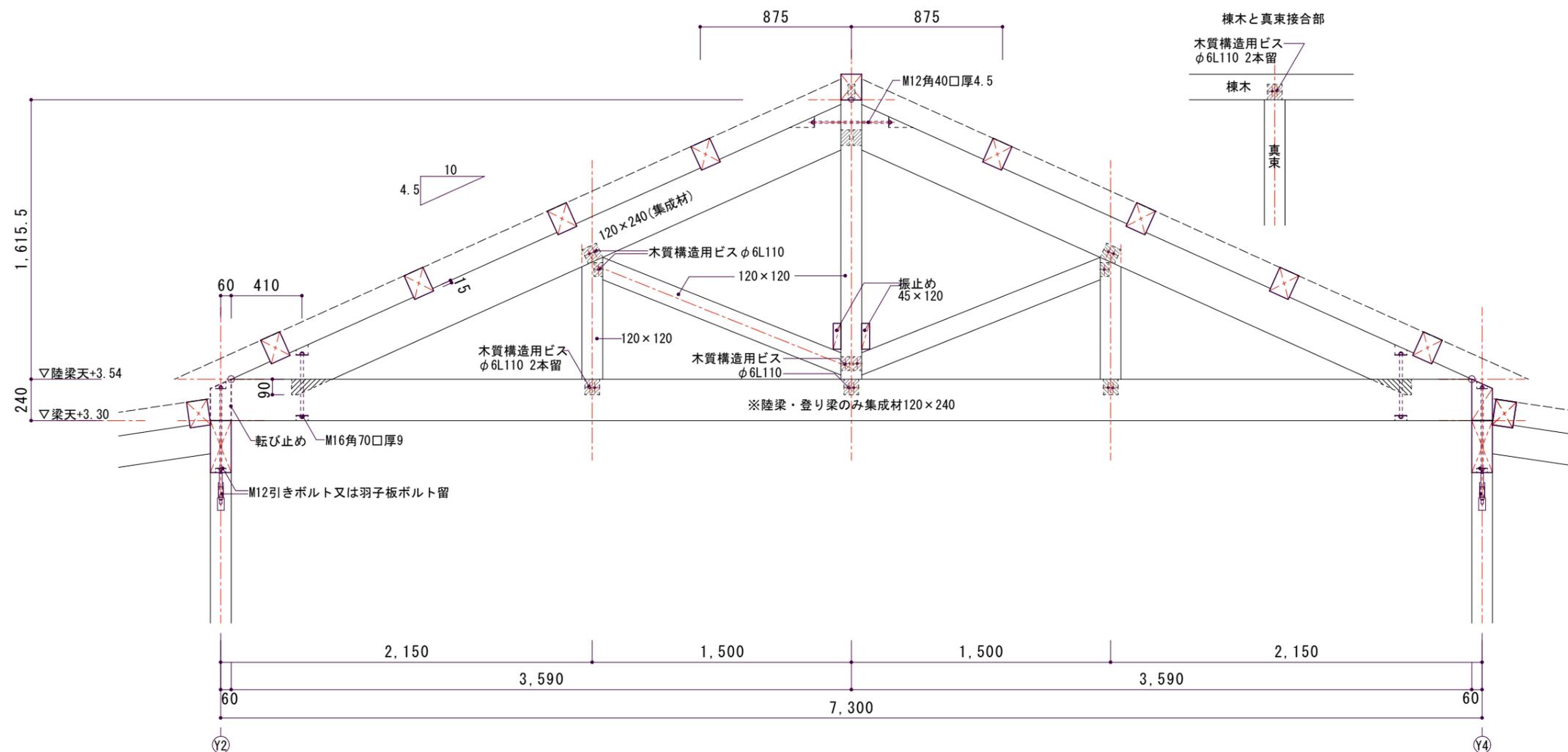
X4 通り



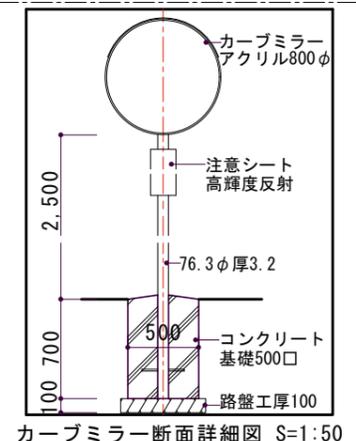
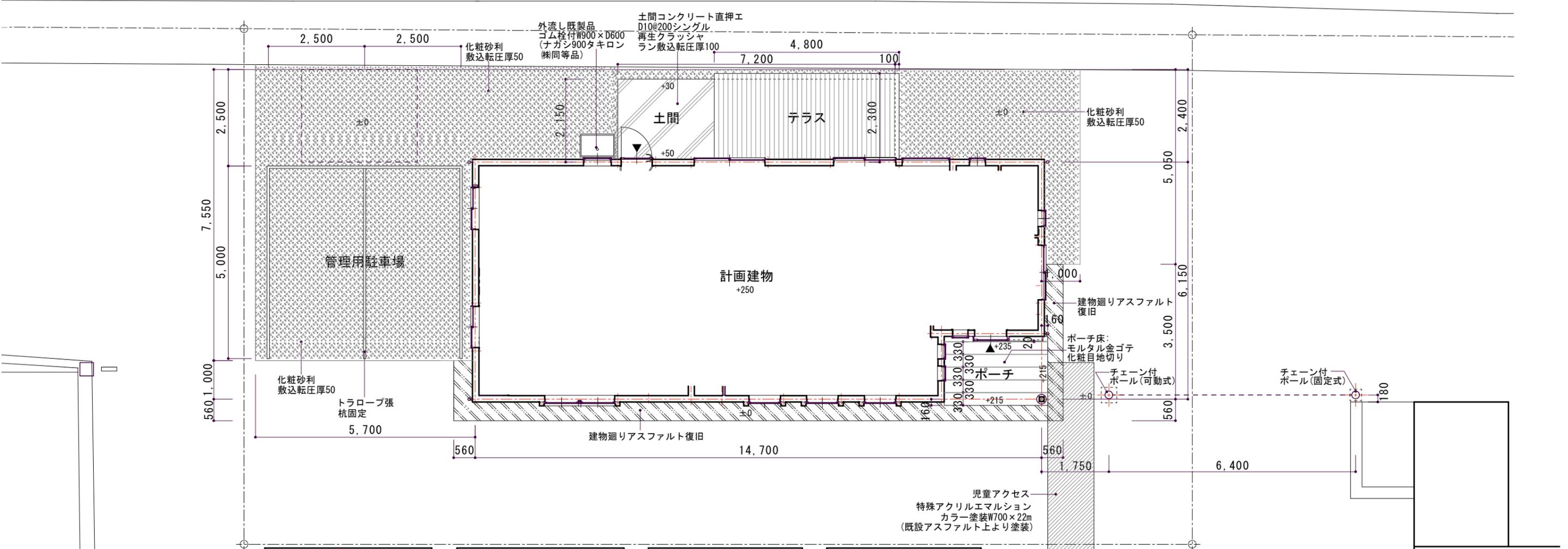
Y3 通り



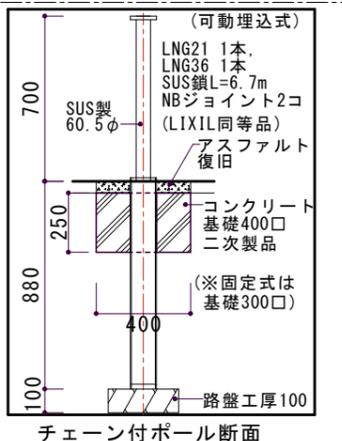
記号	部位	仕様
---	間柱	45 × 120
==	間柱	60 × 120 (耐力壁継目)
///	耐力壁	構造用合板厚12(特類)張り



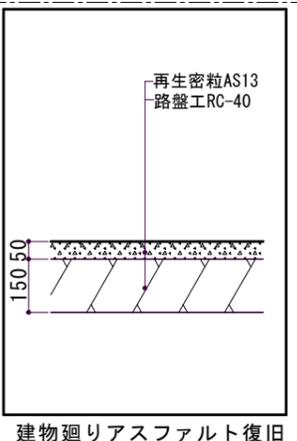
※各接合部詳細は「木造軸組接合部標準図 9. 小屋組標準トラス」による。



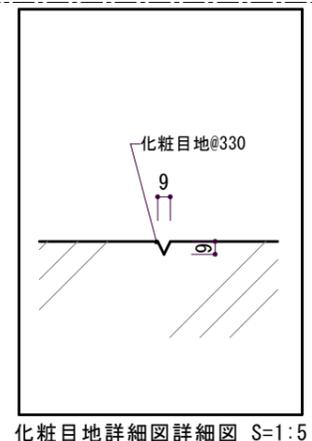
カープミラー断面詳細図 S=1:50



チェーン付ポール断面
詳細図 S=1:30



建物廻りアスファルト復旧
詳細図 S=1:20



化粧目地詳細図詳細図 S=1:5

特記仕様書		○ 一般共通事項																																																																																																																																									
<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事場所 三重県亀山市中庄町 地内</p> <p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法による延べ面積 (㎡)</th> <th>消防法施行令別表第一の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼生小学校区放課後児童クラブ</td> <td>木造</td> <td>1階建(地下階 塔屋階)</td> <td>85.99m²</td> <td></td> <td>新築</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 延べ面積は建築基準法による表記)</p> <p>3. 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物別及び屋外</th> <th colspan="2">工 事 種 別</th> </tr> <tr> <th>工 事 種 目</th> <th></th> <th>屋 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 電灯設備</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 動力設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 電気自動車用充電設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 電熱設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 雷保護設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 受変電設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 電力貯蔵設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 発電設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 構内情報通信網設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 構内交換設備</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 情報表示設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 映像・音響設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 拡声設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 誘導支援設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>● テレビ共同受信設備</td> <td>一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 監視カメラ設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 駐車場管制設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 防犯・入退室管理設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 火災報知設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 中央監視制御設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 構内配電線路</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 構内通信線路</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 指定設備 ● 無 ○ 有(対象部分)</p> <p>指定部分工期 年 月 日</p> <p>●印を採用する</p> <p>5. 県内企業優先使用 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を亀山市内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。</p> <p>6. 不当介入を受けた場合の措置 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第2条第1項第1項第10号)を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除処置要綱第2条第1項第1項第8号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。 なお、発注者への報告は文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>7. 総合評価方式 総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)、貴社の評価点において発注工事の技術評価点(満点)の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点(満点)を減点する。</p> <p>8. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 (国総建第74号 平成21年6月30日 国土交通省総合政策局建設課長) (1)現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 (2)検査終了後の期間 工事完成後検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。</p>		建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考	昼生小学校区放課後児童クラブ	木造	1階建(地下階 塔屋階)	85.99m ²		新築																															建物別及び屋外	工 事 種 別		工 事 種 目		屋 外	● 電灯設備	一式		○ 動力設備			○ 電気自動車用充電設備			○ 電熱設備			○ 雷保護設備			○ 受変電設備			○ 電力貯蔵設備			○ 発電設備			○ 構内情報通信網設備			● 構内交換設備	一式		○ 情報表示設備			○ 映像・音響設備			○ 拡声設備			○ 誘導支援設備			● テレビ共同受信設備	一式		○ 監視カメラ設備			○ 駐車場管制設備			○ 防犯・入退室管理設備			○ 火災報知設備			○ 中央監視制御設備			○ 構内配電線路			○ 構内通信線路			○			○			○			○			○			○			○			<p>● 一般事項</p> <p>工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおり施工することで将来不具合が発生しうると判断される場合には、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書と通りの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p> <p>● 施工体制台帳等の提出</p> <p>工事を施工するために下請け契約を締結した場合、下請け契約の代金の金額に係らず施工体制台帳、施工体系図を提出する。</p> <p>● 施工中の安全確保及び環境保全</p> <p>● 工事保険等</p> <p>(1)建設業退職金共済に加入 1) 建設共済制度の発注者用掛金収納書を契約後1ヶ月以内に契約者に提出する。 2) 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。 3) 未加入下請業者に対して加入を指導する。 (2)建設労災補償共済に加入 建設労災補償制度への加入証明書等を契約後1ヶ月以内に契約者に提出する。</p> <p>● 足場</p> <p>○ 別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場(○ 種 ○ 種) ○ 外部足場(○ 種 ○ 種)</p> <p>● 三重県産業廃棄物税</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合には完成年度書を添付した翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明で当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。</p> <p>● 電気工作物の種類</p> <p>・一般電気工作物 ・ 家用電気工作物 ・ 事業用電気工作物</p> <p>● 電気工事士</p> <p>電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が50kV以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。</p> <p>○ 有資格者の配置</p> <p>(1)非常用予備発電設備の工事別責任者は、発電設備自家用発電設備専門技術者据付工事部門(K)の有資格者とする。 また、非常用予備発電工事に従事する者は、非常用予備発電装置の工事に係る「特殊電気工事資格者認定証」の交付を受けた者とする。 (2)太陽光発電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光発電システム設置工事に関する研修事業(一般社団法人太陽光発電協会)の受講及び太陽光発電設備の製造者が実施する施工士の資格を有する者とする。 (3)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (4)電話設備、その他施工に資格が必要なものについては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。</p> <p>● 電気工事業の業務の適正化に関する法律</p> <p>● 電気主任技術者との調整</p> <p>家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。</p> <p>● 現場事務所等に備え付ける図書</p> <p>下記の図書(最新版のもの)を備え付ける。 ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編) ③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ④国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤工事写真の撮り方―建築設備編― ⑥その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要図書</p> <p>● 施工計画等</p> <p>受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工程別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器、重量機器、3kg超吊り器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書、幹線計算書等 ⑤照度分布図、センサー動作範囲図など</p> <p>● 品質計画</p> <p>品質計画については、監督員の承諾を受けること。</p> <p>● 測定機器の校正等</p> <p>試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。</p> <p>● 機材等</p> <p>工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ①使用機材届出書 ②機器明細図 仕様機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。 ③各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。 ④機材の品質・性能証明 機器及び材料等の選定にあたっては後述の「電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト」、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」又はこれらと同等以上のものとする。 なお、設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料(「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」(社)公共建築協会)による場合は評価書の写し)</p>	<p>を監督員に提出する。 また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。 (認定製品の品名：)</p> <p>下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名： 間伐材製工用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス・)</p> <p>● 機器類の能力等</p> <p>機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とする。</p> <p>○ 鋼材検査証明書</p> <p>本工事に使用する鋼材は鋼材検査証明書を提出すること。</p> <p>● 工程表</p> <p>関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には理設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。</p> <p>● 工事写真</p> <p>建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(改訂第3版)―建築設備編―」によるほか、監督員の指示により撮影し電子納品及び以下のものを提出する。なおC/Dの提出部数は「電子納品」を参照とする。 ①全写真をサムネールにて印刷。(A4版用紙に両面印刷にて15枚程度/ページ) 1部 ②代表写真(不可視部分や材料、寸法写真、拡大写真、撤去処分品、搬出状況等)を抽出し判相当サイズで印刷。(A4版用紙に両面印刷にて3枚/ページ) 1部 ③黒板抜き完成写真を判相当サイズで印刷。(A4版用紙に両面印刷にて3枚/ページ) 1部</p> <p>● 施工条件</p> <p>監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり 指定日(・施設の休業日 ・打ち合わせによる ・その他()) 2) 施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり 指定時間(・()時～()時 ・打ち合わせによる ・その他()) 3) 概成工期 ・適用する(工事期日より()日前) ・適用しない 4) その他()</p> <p>○ 埋蔵文化財調査</p> <p>埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ・発見された場合、発掘調査等の実施あり</p> <p>● 部分引渡し等</p> <p>部分引渡し等がある場合は協力すること。 ・部分引渡しへの予定あり ・部分使用の予定あり 該当部分()</p> <p>● 事故の発生時</p> <p>工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。</p> <p>● 建設副産物</p> <p>(1)請負額500万円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に纏じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額500万円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。</p> <p>● 発生材の処理等</p> <p>(1)引き渡を要するもの() (上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。) (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器 ・コンデンサ ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は受注者にて含有の確認を行い、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他() (4)再資源化を図るもの ・アスファルトコンクリート塊 ・セメントコンクリート塊 ・建設発生木材 (5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B2、D票は監督員に提示し、E票は写しを提出する)</p> <p>(1)工事写真は電子媒体も提出すること。 提出部数 ・2部 ・()部 (2)工事完成図書は電子媒体も提出すること。 提出部数 ・2部 ・()部 (3)竣工図・施工図のCADデータ(オリジナルと「d x f」または「p 2 1」)及びPDFを格納する。 また、機器完成図と取扱説明書のPDFを格納すること。</p> <p>● 官公署への手続き</p> <p>工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他()</p>	<p>○ 防火対象物使用開始届等</p> <p>(1)消火器の設置届については、電気設備にて設置届を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて届出すること。ただし、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合は機械設備に含めるものとする。 (2)防火対象物使用開始届については書類の作成(電気設備図面の用意及び電気設備に関する部分の記述)を行うこと。</p> <p>● 既設との取合い</p> <p>本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工及び改造は、本工事とする。</p> <p>○ 工事用仮設備</p> <p>構内への設置 ・できる(施設管理者と協議) ・できない</p> <p>● 工事用電力、水、その他</p> <p>(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料も本工事に含まれる。 また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。</p> <p>○ 工事中等の保安管理</p> <p>新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。</p> <p>○ 搬入計画</p> <p>大型機器、重量物等の搬入期に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、推進機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。</p> <p>● 製品確認</p> <p>発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。</p> <p>● 機材等の検査及び試験</p> <p>検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。</p> <p>● 完成確認及び完成検査時の電源確保</p> <p>機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。</p> <p>○ 完成時の操作説明</p> <p>オートリフター、タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて簡易な操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。</p> <p>● 不正軽油の使用の禁止</p> <p>市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>● その他</p> <p>設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>○ 他工事又は他工種との取合い</p> <p>図面に記載がない場合は、工事区分表による。</p>
建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考																																																																																																																																						
昼生小学校区放課後児童クラブ	木造	1階建(地下階 塔屋階)	85.99m ²		新築																																																																																																																																						
建物別及び屋外	工 事 種 別																																																																																																																																										
工 事 種 目		屋 外																																																																																																																																									
● 電灯設備	一式																																																																																																																																										
○ 動力設備																																																																																																																																											
○ 電気自動車用充電設備																																																																																																																																											
○ 電熱設備																																																																																																																																											
○ 雷保護設備																																																																																																																																											
○ 受変電設備																																																																																																																																											
○ 電力貯蔵設備																																																																																																																																											
○ 発電設備																																																																																																																																											
○ 構内情報通信網設備																																																																																																																																											
● 構内交換設備	一式																																																																																																																																										
○ 情報表示設備																																																																																																																																											
○ 映像・音響設備																																																																																																																																											
○ 拡声設備																																																																																																																																											
○ 誘導支援設備																																																																																																																																											
● テレビ共同受信設備	一式																																																																																																																																										
○ 監視カメラ設備																																																																																																																																											
○ 駐車場管制設備																																																																																																																																											
○ 防犯・入退室管理設備																																																																																																																																											
○ 火災報知設備																																																																																																																																											
○ 中央監視制御設備																																																																																																																																											
○ 構内配電線路																																																																																																																																											
○ 構内通信線路																																																																																																																																											
○																																																																																																																																											
○																																																																																																																																											
○																																																																																																																																											
○																																																																																																																																											
○																																																																																																																																											
○																																																																																																																																											
○																																																																																																																																											
<p>II. 工事仕様</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、 ●印の付いたものを適用する。 ●「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下「標準仕様書」という。) ●「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下「改修標準仕様書」という。) ●「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成28年版)」(以下「標準図」という。) 2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。 なお、機械設備工事の特記仕様書は()図、建築工事の特記仕様書は()図による。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。</p>																																																																																																																																											

<p style="text-align: center;">景 設 計 室</p> <p style="text-align: center;">三重県亀山市栄町 1481-10</p> <p style="text-align: center;">Tel:0595-82-3736 Mail:ksekkei-shitsu@almond.ocn.ne.jp</p>	平成30年度		電気設備特記仕様書1	scale S = N	NO.
	昼生小学校区放課後児童クラブ建設工事	一級建築士 第312324号 竹内 裕子			date 18.08.31.

<p>● 施工仕様</p> <p>○ 既設設備等の調査</p> <p>(1) 地中埋設管路</p> <p>1) 項目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他 ()</p> <p>2) 調査範囲 ・埋設ルート ・その他 ()</p> <p>(2) 貫通及びはつり</p> <p>1) 項目 ・鉄筋 ・配管 ・その他 ()</p> <p>2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他 ()</p> <p>(3) 既設との取合い</p> <p>1) 項目 ・接続箇所 ・増設箇所 ・その他 ()</p> <p>2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他 ()</p> <p>○ 施工前の測定等</p> <p>改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に、監督員に報告すること。</p> <p>○ 耐震措置</p> <p>設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。</p> <p>(1) 設計用水平地震力</p> <p>機器の重量 [kN] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <p>なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。</p> <p>設計用標準水平震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">○ 特定の施設</th> <th colspan="2">○ 一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>機器 2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器 2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類 2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>機器 1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器 1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類 1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>地下、1階</td> <td>機器 1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器 1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類 1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】 ・上層階とは2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は3階、13階以上の場合は上層4階とする。</p> <p>・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの</p> <p>重要機器は次のものを示す。</p> <p>○ 配電盤 ○ 発電装置 (防災用) ○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置</p> <p>○ 交換機 ○ 自動火災報知受信機 ○ 中央監視制御装置 ○</p> <p>(2) 設計用鉛直地震力</p> <p>設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>(3) 重量が100kg以下の軽量な機器 (標準仕様書の運用を受けるものは除く) については、取付下地を念に 施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行うこと。</p> <p>(4) 地域係数は1.0とする。</p> <p>○ はつり</p> <p>既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。</p> <p>はつり工事は、事前に以下の調査を行い、監督職員に報告を行うこと。</p> <p>(○定査式埋設物調査 ○X線調査 (費用は別途とする))</p> <p>○ インサート</p> <p>インサートの取付けに使用した釘等は除去し、錆止め塗装を行う。</p> <p>○ あと施工アンカー</p> <p>(1) 種類 ・接着系アンカー (・カプセル方式 ・注入方式)</p> <p>・金属系アンカー (・打込み方式 ・棒付け方式)</p> <p>・その他のアンカー類 ()</p> <p>(2) 性能及び施工確認 ・行う ・行わない</p> <p>○ 基礎の配線ビット</p> <p>基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法はふ設するケーブル径の最大のものの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。</p> <p>● 防火区画等の貫通</p> <p>防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。</p> <p>● 管路等の外壁貫通</p> <p>外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。</p> <p>○ 引込部の耐震処置</p> <p>建物への配管引き込み部の耐震処置 ・行う ・行わない</p> <p>○ 最上層の埋込配管</p> <p>最上層のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。</p> <p>● 露出配管</p> <p>(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。</p> <p>(2) 附属品は、ねじ込み形を使用する。</p> <p>(3) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分 (2m以下) の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。</p> <p>(4) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。</p> <p>(5) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。</p> <p>○ 屋上の露出配管等</p> <p>屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。</p> <p>● 合成樹脂管</p> <p>(1) 合成樹脂管の管端には、フッシングを取り付ける。</p> <p>(2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P管)</p> <p>○ 金属製電線管等の塗装</p> <p>(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。</p> <p>1) 屋外、屋内 (電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。</p> <p>2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。</p> <p>3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内部には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場合は除く。)</p> <p>4) 仮付貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。</p> <p>(2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて割合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。</p> <p>● 屋外ボックスへの配管接続</p> <p>屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。</p>	機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器 2.0	1.5	1.5	1.0		防振支持の機器 2.0	2.0	2.0	1.5		水槽類 2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器 1.5	1.0	1.0	0.6		防振支持の機器 1.5	1.5	1.5	1.0		水槽類 1.5	1.0	1.0	0.6	地下、1階	機器 1.0	0.6	0.6	0.4		防振支持の機器 1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類 1.5	1.0	1.0	0.6	<p>○ 予備配管等</p> <p>(1) 埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は (PF22) を1本、5回路以上は (PF22) を2本施工する。</p> <p>スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。</p> <p>また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。</p> <p>(2) 防火主装置、自動火災報知受信機、MDF、警報盤等の間に移転のための空配管を行う。</p> <p>長さ1m以上の入線しない電線管等には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。</p> <p>● 呼び線</p> <p>○ 予備スリーブ</p> <p>梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。</p> <p>位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。</p> <p>● ボックス類</p> <p>● 軽量間仕切のボックス</p> <p>● プルボックス</p> <p>(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの (一辺が600mm以上のもの) は、製作図を提出すること。</p> <p>(2) 屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。</p> <p>(3) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。</p> <p>● ボルト・ナット類</p> <p>屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの</p> <p>○ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ</p> <p>● 環境に配慮した電線の採用</p> <p>● ケーブル及び配線</p> <p>(1) 表示</p> <p>下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札 (ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を表示。) を取り付ける。</p> <p>① ケーブルがスラブを貫通する部分</p> <p>② ケーブル分岐部分</p> <p>③ 変電所内のケーブル引出し部分</p> <p>④ 分電盤、実験盤、端子盤、拡声アンプ及び防災盤等の引込み部分</p> <p>⑤ 屋内の直線部分は、30mごと</p> <p>⑥ プルボックス内</p> <p>⑦ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと</p> <p>⑧ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分</p> <p>⑨ マンホール及びハンドホールごと</p> <p>(2) ケーブル余長</p> <p>1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数</p> <p>・2箇所 ・4箇所 ・() 箇所</p> <p>2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数</p> <p>・2箇所 ・4箇所 ・() 箇所</p> <p>● 開口部布設のケーブル保護</p> <p>貫通穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行うこと。</p> <p>○ 高圧ケーブル端末処理</p> <p>高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板 (屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。) を取り付ける。</p> <p>● 配線器具の設置</p> <p>(1) 配線器具 (コンセント、スイッチ等) には電圧、用途などの表示を行う。</p> <p>なお、表示内容については、監督員と調整を行う。</p> <p>(2) 特殊コンセントはプラグ付とする。</p> <p>(3) 電源の種類により色を区別する。</p> <p>(4) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイドスイッチとする。</p> <p>(5) 配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。</p> <p>(6) プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。</p> <p>(7) カバープレートは、原則として新金属製とする。</p> <p>なお、器具を突装しない位置ボックスには用途表示をすること。</p> <p>(8) フロアプレートは、水平高低調整型 (空転防止リング付) とする。</p> <p>● 照明器具の設置</p> <p>(1) コードペンダント以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してよい。(乾燥した場所のコンパクト形器具 (27W以下) を除く。)</p> <p>(2) 接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯 (緑色) を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線 (緑線) を添えることもできる。</p> <p>(3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。</p> <p>(4) 照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形AA級とする。</p> <p>(5) 天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。</p> <p>(6) 照明器具には、製造年及び安定器の種類を表示を行う。</p> <p>例 [2010年 初期補正型] → [2010/PK]</p> <p>(7) バイブ用照明器具は振れ止めを施工する。</p> <p>● 照明制御装置の設置</p> <p>照明器具の光センサー制御を行う部屋には、注意プレートを設置する。</p> <p>○ 換気扇</p> <p>手や物が届く箇所やカーテン等が付く箇所には、格子ガードを付けること。</p> <p>また、金属製パネルに設置する場合は、絶縁棒等を使用する。</p> <p>○ 分電盤、制御盤、キュービクル等</p> <p>(1) 図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。</p> <p>また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。</p> <p>(2) 屋外キャビネット等で露出配管をボックスに接続する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。</p> <p>○ 受変電設備、発電設備の設置場所</p> <p>(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。</p> <p>(2) 屋内に設置する場合は、床の強度計算書、換気計算書等を監督員に提出する。</p> <p>(3) 屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。</p> <p>なお、地盤改良を行う場合は、工法について監督員と協議する。</p> <p>(4) 基礎の高さは周囲の状況を考慮する。</p> <p>(5) 電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。</p> <p>○ 発電設備の燃料配管</p> <p>(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。</p> <p>(2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。</p>	<p>○ 非常放送設備のスピーカー設置</p> <p>(1) 放送区域の各部からスピーカーまでの水平距離は10m以内とする。</p> <p>(2) 階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。</p> <p>(3) 増幅器からスピーカーまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は行わない。</p> <p>○ 電波関係の計算及び測定</p> <p>(1) 計算書の提出</p> <p>電界強度測定結果による計算書を提出</p> <p>・施工前 ・躯体上がり時 ・その他 ()</p> <p>(2) 測定の実施</p> <p>1) 項目</p> <p>全受信チャンネルの電界強度、受信面質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。</p> <p>2) 測定時期</p> <p>・施工前 ・躯体上がり時 ・施工後 ・その他 ()</p> <p>3) 報告書提出部数</p> <p>・2部 ・() 部</p> <p>● 土工事</p> <p>(1) 掘削、埋戻し</p> <p>1) 掘削 ・機械掘り ・手掘り</p> <p>2) 埋戻し ・山砂 ・根切り土 (良質土を使用、配管周りには山砂)</p> <p>・A種 ・B種 ・C種 ・D種</p> <p>(2) 特記なき地中埋設配管の深さは、G-600mm以上とする。</p> <p>(3) 根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。</p> <p>(4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。</p> <p>○ ハンドホール、マンホール</p> <p>1) 地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。</p> <p>2) 地耐力</p> <p>①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。</p> <p>②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。</p> <p>3) 高さ900mmを超えるものについては、タラップ付とする。</p> <p>なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。</p> <p>○ 地中配線路の表示札</p> <p>下記の箇所に、地中配線路の表示札を設置する。</p> <p>① 建物への引込口及び送出口付近</p> <p>② マンホール・ハンドホール付近</p> <p>③ 地中線路の曲折箇所</p> <p>④ 道路横断面所</p> <p>⑤ 直線部分では30m程度に1個</p>	<p>○ 機器仕様</p> <p>【電力設備】</p> <p>● 電灯設備</p> <p>(1) 電気方式</p> <p>1) 種別</p> <p>①幹線 ○単相3線式 (200/100V)</p> <p>②分岐 ○単相2線式 (200/100V)</p> <p>2) 周波数 60Hz</p> <p>(2) 既設等との取合い ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・電源供給 ・その他 ()</p> <p>(3) 機器類</p> <p>○一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯 (単独設置)</p> <p>○コンセント等 ○分電盤、制御盤等</p> <p>・その他 ()</p> <p>(4) 一般照明器具 1) 形式 ○公共型 ・一般型</p> <p>2) 灯具 ○Hf蛍光灯 ○LED灯 ・HID灯 ・その他 ()</p> <p>3) 用途 ○屋内用 ○屋外用 ・防災用</p> <p>4) 環境 ○普通地域 ・塩害地域</p> <p>5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。</p> <p>6) 蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。</p> <p>7) HIDランプを使用する下面開放器具及びランプの破損による飛散により怪我等を恐れるある場合は、飛散防止を施したランプとする。</p> <p>(5) 照明制御装置</p> <p>1) センサー類 ・明るさセンサー ・人感センサー ・タイマー ・調光スイッチ</p> <p>・その他 ()</p> <p>2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON/OFF制御</p> <p>・その他 ()</p> <p>(6) 外灯 (単独設置)</p> <p>1) 照明用ポール</p> <p>①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他 ()</p> <p>②配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。</p> <p>2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()</p> <p>3) 灯具 ・水銀灯 ・ナトリウム灯 ・Hf蛍光灯 ・LED灯</p> <p>・その他 ()</p> <p>4) 安定器 ・一般形高力形 (BH) ・低始動電流形 ・その他 ()</p> <p>5) 電源 ・商用電源 (60Hz) (・200V ・100V)</p> <p>・単独電源 (・太陽電池式 ・風車式)</p> <p>(点灯時間 () 時間、不日照保証日数 () 日)</p> <p>・その他 ()</p> <p>6) 制御 ・Eスイッチ ・タイマー ・その他 ()</p> <p>7) 接地 ・単独接地 (・本工事 ・別途工事 ・既設利用) ・共用</p> <p>・その他 ()</p> <p>(7) コンセント等 ○一般型 ・防水型</p> <p>○ハイテンションアウトレット (・固定型 ○上下動型 (アップ式を含む))</p> <p>(8) 分電盤、制御盤等</p> <p>1) 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。</p> <p>2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上 (キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。) とする。</p> <p>3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。</p> <p>4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。</p> <p>5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。</p> <p>6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。</p> <p>○ 動力設備</p> <p>(1) 電気方式</p> <p>1) 種別</p> <p>①幹線 ・三相3線式 (・200V ・() V)</p> <p>②分岐 ・三相3線式 (・200V ・() V)</p> <p>2) 周波数 60Hz</p> <p>(2) 既設との取合い ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他 ()</p> <p>(3) 機器類 ・分電盤、制御盤等 ・その他 ()</p> <p>(4) 負荷設備 ・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機</p> <p>・その他 (ホイストクレーン)</p> <p>(5) 負荷設備への接続 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。</p> <p>(6) 電動機等の接地 ・専用接地 ・金属管接地 (7.5kV以下)</p> <p>(7) 電動機等の力車の 本工事を含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。</p> <p>改善</p> <p>(8) 保護継電器 過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。</p> <p>(9) 分電盤、制御盤等</p> <p>1) 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。</p> <p>2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上 (キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。) とする。</p> <p>3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。</p> <p>4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。</p> <p>5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。</p> <p>6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。</p> <p>7) 電流計は赤指針付 (定格電流指示) とする。</p> <p>○ 雷保護設備</p> <p>(1) 避雷針</p> <p>1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物</p> <p>2) 避雷導線 ・引下げ導体 ・建築構造体利用</p> <p>3) 接地極 ・接地埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極</p> <p>4) 接地抵抗の測定</p> <p>①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法</p> <p>②測定回数 ・3回 ・() 回</p> <p>5) 接地埋設標を設置する。</p> <p>(2) 雷サージ保護</p> <p>1) 耐サージトランス ・設置 (・単相用 ・動力用) ・設置しない</p> <p>2) SPD ・低圧用 (・クラスI ・クラスII)</p> <p>・通信用 (・カテゴリC ・カテゴリD)</p> <p>(3) 電源回路の保護</p> <p>1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。</p> <p>2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。</p> <p>(4) 通信回線の保護 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。</p> <p>● 接地設備</p> <p>(1) 接地工事</p> <p>1) 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ○D種</p> <p>2) 施工 ○各種単独 ・共有有り ()</p> <p>(2) 接地抵抗の測定</p> <p>1) 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法</p> <p>2) 測定回数 ・3回 ○() 回</p> <p>(3) 接地埋設標等 接地には接地埋設標等を施工し、接地極の位置がわかるようにする。</p>	<p>scale S = N</p> <p>date 18.08.31.</p> <p>NO. E-2</p>
機器種別		○ 特定の施設		○ 一般の施設																																																						
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																						
上層階、屋上及び塔屋	機器 2.0	1.5	1.5	1.0																																																						
	防振支持の機器 2.0	2.0	2.0	1.5																																																						
	水槽類 2.0	1.5	1.5	1.0																																																						
中間階	機器 1.5	1.0	1.0	0.6																																																						
	防振支持の機器 1.5	1.5	1.5	1.0																																																						
	水槽類 1.5	1.0	1.0	0.6																																																						
地下、1階	機器 1.0	0.6	0.6	0.4																																																						
	防振支持の機器 1.0	1.0	1.0	0.6																																																						
	水槽類 1.5	1.0	1.0	0.6																																																						

<p>○ 【受変電設備】 受変電設備</p> <p>(1) 電気方式 1) 種別 ・三相3線式(・6.6kV ・200V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(100V) 2) 周波数 60Hz (2) 既設との取合い ・無し ・改造(機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 ・その他() (3) 機器類 ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・低圧電磁接触器 ・高圧空中開閉器 ・その他() (4) 盤類 1) 形式 ・閉鎖型(・キュービクル配電盤(JIS)) ・高圧閉鎖配電盤(JEM)(・CW ・PW ・MW) ・開放型 ・壁面型 2) 中通路 ・有 ・無 3) 特記事項 () (4) 交流遮断器 1) 真空遮断器(VCB) ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し 2) 主遮断器の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。 (5) 断路器 1) 種数 ・3極 ・単極 2) 形式 ・双投 ・単投 (6) 変圧器 1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置 ・屋外型 ・屋内型 3) その他 ・温度計付(・置き指針付 ・置き指針なし) ・温度計なし (7) 進相コンデンサ 1) 形式 ・低圧 ・高圧 3) その他 ・警報接点付 ・警報接点なし (8) 直列リアクトル 1) 形式 ・放電抵抗 ・放電コイル(力率制御がある場合は必須) 2) 容量 ・6%リアクトル ・13%リアクトル 3) その他 ・警報接点付 ・警報接点なし (9) 配線用遮断器 定格遮断容量は、短絡電流値以上のものとする。 (10) 低圧電磁接触器 低圧進相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、 コンデンサ定格電流の1.5倍以上とする。 (11) 高圧空中開閉器 1) 制御電源用変圧器及び避雷器内蔵 2) 開閉器及び地絡方向継電器外箱 ・ステンレス製 ・鋼板製 3) 定格電流 ・200A ・()A 4) 定格投入遮断電流 ・12.5kA ・()A (12) 設備不平衡 高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が3%以下 となるようにする。 (13) キュービクル等 1) 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は壁内の作業のしやすい場所に設ける。 (14) 基礎 ・本工事(・21N/mm² ・18N/mm²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他() (15) 配線ビット及び蓋 1) 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他() 2) ビット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。 (16) 設置場所 ・屋内 ・屋外(・地上 ・屋上) (17) 消火器 ・有(ABC10型 取納箱共) ・無 ・その他()</p>	<p>○ 太陽光発電設備</p> <p>(1) 機器 ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料配管 ・その他() (4) 発電装置 1) 発電装置の選定にあたっては、設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。 2) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 3) 形式 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式(・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 4) 始動時間(停電検出後) ・10秒以内 ・40秒以内 ・()秒以内 5) 連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・24時間以上 ・72時間以上 ・その他() 6) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式(・6.6kV ・200V ・()V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(・100V ・200V ・()V) ②定格周波数 60Hz ③定格出力 ()kVA 7) 原動機 ①定格出力 ・()kW以上 ・()ps以上 ②冷却方式 ・ラジエーター方式 ・冷却水循環式 ・その他() (5) 燃料 1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他() 2) 引渡燃料 ・満タン ・指定なし ・その他() (6) 燃料槽 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク()リットル ・燃料小出槽()リットル ・主燃料槽()リットル 2) 燃料小出槽 ・屋外型(・ステンレス製 ・鋼板製) ・屋内型(・ステンレス製 ・鋼板製) 3) 主燃料槽 ①設置場所 ・屋内 ・屋外(地上) ・地下埋設(・タンク室内埋設 ・直埋設) ②形式 ・二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他() ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・その他() ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他() (7) 給油ボックス 1) 材質 ・ステンレス製 ・鋼板製 ・その他() 2) 油量指示計 ・有 ・無 (8) 基礎 ・本工事(・24N/mm² ・18N/mm²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他() (9) 消火器 ・有(ABC10型 取納箱共) ・無 ・その他()</p> <p>(1) 機器 ・太陽電池アレイ ・パワーコンディショナ ・情報処理装置 ・その他() (2) 太陽電池アレイ 1) 発電能力 公称出力()kW 2) 架台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。 (3) パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 1) 電気方式 ・三相3線式(・200V ・()V) ・単相2線式(・200V ・100V ・()V) 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() 4) 設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他() 5) 機能 ・系統連系(・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系) ・自立運転 ・その他() 6) 系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。 (4) 情報処理装置 1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・気温計 ・日射計 ・その他() 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他() (5) 仕様詳細 仕様詳細については「太陽光発電設備特記仕様書」による。</p>	<p>○ 風力発電設備</p> <p>(1) 機器 ・風車 ・制御盤 ・系統連系保護装置 ・情報処理装置 ・その他() (2) 風車 1) 発電能力 定格出力()kW 2) 架台は、積載荷重、風圧荷重等に耐えるものとする。 (3) 制御盤 1) 電気方式 ・三相3線式(・200V ・()V) ・単相2線式(・200V ・100V ・()V) 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() 4) 設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他() 5) 機能 ・系統連系(・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系) ・自立運転 ・その他() 6) 系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。 (4) 情報処理装置 1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 ・その他() 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他() (5) 仕様詳細 仕様詳細については「風力発電設備特記仕様書」による。</p> <p>【通信・情報設備】 ○ 構内情報通信網設備</p> <p>(1) 伝送速度 ・10BASE ・100BASE ・1000BASE ・その他() (2) 機器 ・リピータ ・スイッチ ・HUB ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイアーウォール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・無線LAN ・機器収納ラック ・アウトレット ・その他() (3) ネットワーク網 ・広域網(WAN) ・構内網(LAN) (4) ケーブル 1) 幹線系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル ・その他() 2) 支線系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル ・その他() 3) フロア系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・その他()</p>	<p>● 構内交換設備</p> <p>(1) 機器 ・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ○アウトレット ・その他() (2) 交換装置 1) 種別 ・構内交換装置(・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ) ・その他() 2) 方式 ・ボタン電話装置 ・多機能電話機 ・分散中継台方式 ・ダイヤルイン方式 3) 停電保障時間 ・30分以上 ・()時間以上 4) 本配電盤(MDF) ・自立フレーム(・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型 ・一般電話機 ・多機能電話機 ・コードレス電話機 ・PHS (3) 電話機 ・一般電話機 ・多機能電話機 ・コードレス電話機 ・PHS (4) 端子盤類 1) 端子盤 ・中継端子盤(IDF) ・室内端子盤 2) 中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には1OP以上の接続端子板スペースを見込む。 (5) アウトレット ・ローテーションアウトレット(・固定型 ○上下動型(アップ式を含む)) ○壁コンセント</p> <p>○ 情報表示設備</p> <p>(1) 設備 ・マルチサイン装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置 (2) マルチサイン装置 1) 機器 ・情報表示盤 ・操作制御装置 ・その他() 2) 情報表示盤 ・発光ダイオード式 ・プラズマ式 ・液晶式 3) 操作制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。 4) 通信方式 ・専用通信線 ・TCP/IP ・その他() (3) 時刻表示装置 1) 機器 ・親時計 ・子時計 ・電源装置 ・単独時計 ・その他() 2) 親時計 ①形式 ・壁掛型 ・自立型 ・ラックマウント型(ラック架組込) ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() ③時刻修正 長波標準電波受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ・その他() ④回線数 ()回線 ④機能 ・電子チャイム()曲 ・時報 ・プログラムタイマー(・年間 ・週間) (引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。) 3) 子時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() 4) 電源装置 運転可能時間(・10時間 ・()時間) 5) 単独時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() ③時刻修正機能 ・有り ・無し (4) 警報等表示装置 1) 機器 ・表示盤 ・検出装置 ・その他() 2) 表示盤 ①表示方式 ・表示窓式 ・その他() ②施工 ・本工事 ・別途施工 ・既設使用 ・その他() 3) 検出装置 ①検出方式 ・電極 ・無電圧接点 ・その他() ②施工 ・本工事 ・別途施工 ・既設使用 ・その他() 4) 図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。</p> <p>○ 映像・音響設備</p> <p>(1) 設備 ・映像機器 ・音響機器 ・操作装置 (2) 映像機器 1) 表示機器 ・プロジェクタ(・前面投射式 ・背面投射式) ・スクリーン(・反射マトリクス形 ・反射ストライプ形 ・透過形 ・その他()) ・スクリーン巻上装置(・電動式 ・手動式) ・プラズマディスプレイ ・液晶ディスプレイ 2) 付属機器 ・録音再生装置(・HDD ・DVD ・VHS ・その他()) ・テレビチューナー(・UHF ・BS ・CS ・その他()) ・カメラ ・パソコン ・その他の機器() (3) 音響機器 1) 増幅器 ①出力 ()W ②方式 ・ステレオ ・モノラル ③出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 2) 付属機器 ・グラフィックイコライザー ・オーディオミキサー ・電源制御器 ・録音再生装置(・CD ・カセットテープ ・その他()) ・ラジオチューナー(・FM ・AM ・その他()) ・マイクロホン(・コード式 ・ワイヤレス式) ・その他() 3) スピーカー ・天井分散配置方式 ・集中配置方式 ・併用方式 ・その他() (4) 操作装置 1) 形状 ・卓型 ・キャビネットラック型 ・その他() 2) 設置 ・固定式 ・可動式 ・その他() (5) 拡声設備 1) 機器 ・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカー ・その他() (2) 増幅器 ・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) ・専用 出力()W 出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 (3) 付属機器 ・オーディオミキサー ・リモコンマイク ・電源制御器 ・録音再生装置(・CD ・カセットテープ ・その他()) ・アナウンスレコーダ(・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイマ ・その他())</p>	<p>○ 誘導支援設備</p> <p>(1) 設備 ・音声誘導装置 ・インターホン ・トイレ等呼出装置 (2) 音声誘導装置 1) 検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他() 2) 設置場所 ・屋外(防雨形) ・屋内 3) 機能 ・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他() 4) 機器 ・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他() 5) 制御装置 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他() 6) 送信機 ・壁掛型 ・卓上形 ・埋込形 ・その他() 7) 受信機 ・スピーカー式 ・イヤホン式 ・その他() (3) インターホン 1) 用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他() 2) 機能 ・音声通話 ・映像モニター 3) 通話網 ・親子式 ・相互式 ・複合式 4) 通話方式 ・同時通話式 ・交互通話式 ・その他() 5) 機器 ・親機 ・子機 ・その他() 6) 親機 ①形状 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他() ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他() 7) 子機 ①形状 ・壁掛型 ・卓上形 ・埋込形 ・その他() ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他() (4) トイレ等呼出装置 1) 用途 ・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・ナースコール ・その他() 2) 機器 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他() 3) 親機 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他() 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他() 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・ベル ・その他()</p> <p>● テレビ共同受信設備</p> <p>(1) 受信放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ○CATV ・その他() (2) 機器 ○増幅器 ・混合器 ・分波器 ○分岐分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他() (3) アンテナ 1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他() 2) マスト ・地上波用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他()) ・衛星用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他()) ・その他() 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他()</p> <p>○ テレビ電波障害 防除設備</p> <p>(1) 対象戸数 ()戸 (2) 機器 ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・ヘッドエンド装置 ・その他() (3) アンテナ 1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他() 2) マスト ・地上波用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他()) ・衛星用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他()) ・その他() 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他()</p> <p>○ 監視カメラ設備</p> <p>(1) 機器 ・カメラ ・モニタ装置 ・録画装置 ・その他() (2) カメラ 1) 色方式 ・白黒 ・カラー 2) 駆動方式 ・固定式 ・遠隔可動式 3) 撮影条件 ・昼間 ・薄明時 ・夜間 4) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() (3) モニタ装置 1) 色方式 ・白黒 ・カラー 2) モニタ ・液晶 ・プラズマ ・PC ・その他() 3) 設置 ・自立型 ・卓上型 ・壁掛型 ・その他() (4) 録画装置 1) 記録媒体 ・ビデオテープ ・ビデオディスク ・ハードディスク ・その他() 2) 録画時間 ①時間 ()時間 ②間隔 ・連続 ・間欠(()分間隔) 3) 機能 ・時刻修正機能 ・その他() (5) 伝送方式 ・アナログ伝送方式 ○ネットワーク伝送方式 ・その他()</p> <p>○ 駐車場管制設備</p> <p>(1) 機器 ・管制盤 ・検知器 ・信号警報灯 ・発券機 ・カーゲート ・カードリーダー ・その他() (2) 管制盤 1) 機能 ・入場管理 ・退場管理 ・発券管理 ・その他() 2) 形式 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・その他() (3) 検知器 1) 方式 ・赤外線式 ・ループコイル式 ・アンテナ式 ・その他() 2) 検知器外箱 ・ステンレス製 ・鋼板製 3) 検出対象車両 ・普通車 ・大型車 ・その他() 4) 検出対象速度 ()km以下 (4) 信号警報灯 1) 信号灯 ・発光ダイオード ・その他() 2) 警報灯 ・回転灯 ・表示灯 ・その他() 3) 警報音 ・音声 ・ブザー ・その他() 4) 外箱 ・ステンレス製 ・鋼板製 (5) 発券機 1) 発行券 ・磁気式 ・ICカード式 ・パンチカード式 ・RF-ID式 ・その他()</p>	<p>○ 【電力貯蔵設備】 ○ 直流電源設備</p> <p>(1) 用途 ・非常用照明器具電源 ・受変電設備制御電源 ・その他() (2) 容量 ()kVA (3) 整流装置 1) 入力電圧 ・三相3線式(・200V ・()V) ・単相2線式(・100V ・200V ・()V) 2) 入力周波数 60Hz 3) 出力電圧 直流(・12V ・24V ・48V ・()V) 4) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して 選定する。 (4) 蓄電池 1) 種類 ・鉛蓄電池(・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池(・AH ・AMH) 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・()℃ ○ 交流無停電電源設備</p> <p>(1) 用途 () (2) 容量 ()kVA (3) 給電方式 ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 ・その他() (4) 整流装置等 1) 入力電圧 ・三相3線式(・200V ・()V) ・単相2線式(・100V ・200V ・()V) 2) 入力周波数 60Hz 3) 出力電圧 ・三相3線式(・200V ・()V) ・単相2線式(・100V ・200V ・()V) 4) 出力周波数 60Hz 5) 整流装置、インバータ装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 (5) 蓄電池 1) 種類 ・鉛蓄電池(・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池(・AH ・AMH) ・その他() 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・()℃ ○ 【発電設備】 ○ 燃料系発電設備</p> <p>(1) 用途 ・防災電源専用(防災認定品) ・防災電源兼用(防災認定品) ・一般用 (2) 区分 ・常用 ・非常用 (2) 設置場所 ・屋内 ・屋外(・普通地域 ・塩害地域)</p>
---	---	---	--	---	---

電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト				
分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等	
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線・ケーブルを優先使用)	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	・JIS規格適合品 ・JCS(日本電線工業会規格)規格適合品	
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品	
耐火、耐熱電線		耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関(社)電線総合技術センター)または指定認定機関(社)日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定業務委員会)により認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの	
		圧着端子 挿入差スリーブ	一般配線工事に使用するもの ・JIS規格適合品	
電線保護物類	金属管、VE、PF、HIVE、FEP、CD、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品 ・JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品	
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品 ・JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品	
照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)		・JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	非常用照明器具		・指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証、を受けたもの ・(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、JIL501の適合マークが貼付されたもの	
	誘導灯		・登録認定機関(社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの	
	その他の照明器具		・JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品	
安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器 上記以外のもの		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による ・JIS規格適合品 ・(社)日本電球工業規格(JEL)適合品	
照明制御装置	センサ、照明制御器等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
換気扇	窓用換気扇		・JIS規格適合品	
雷保護装置	避雷針設備(突針、支持管、引下導線、試験用接続端子箱、他)		・JIS規格適合品	
サージ保護デバイス	アレスタ(避雷器)	低圧用SPD	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		通信用SPD	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
盤類	分電盤、実験盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
制御盤	制御盤		・(社)日本電機工業規格(JEM)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目	・登録認定機関(財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、非常通報装置等の消防防災用設備機器の性能認定対象品目	・(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、認定証票が貼付されたもの	
高圧機器	高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		断路器	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品	
遮断器	高圧交流遮断器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		配線用遮断器、漏電遮断器	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電機工業規格(JEM)適合品のトランス型変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		特定機器以外の変圧器	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品	
コンデンサ	高圧送相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		低圧送相コンデンサ	直列リアクトルを含む ・JIS規格適合品	

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力重計(無検定、検定付)、他		・JIS規格適合品
継電器	保護継電器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等予備電源	・登録認定機関(社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置(UPS)	定格出力30kVA以下のもの	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ディーゼル機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業規格(JEM)の適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ガスタービン)はJIS規格又は(社)日本電機工業規格(JEM)の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等予備電源	・登録認定機関(社)日本内燃力発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力10kW未満のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品
	太陽電池アレイ(太陽電池モジュール及びアレイ接続箱)	出力10kW以上のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	架台		・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が同等と認められたもの ・上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関(財)電気通信端末機器審査協会(JATA)等の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同	アンテナ、ブースター、受信装置 混合器、分岐器、分配器 テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・NHK共同受信施設使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・JEITAデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、DHマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による パナソニック(株)・TOA(株)・(株)JVCケンウッド
自動火災報知装置	知器、発信機、中継器 装置、受信機、漏電火災警報器		・登録認定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホール ハンドホール	蓋	鋳鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿(機械設備機材評価名簿・鋳鉄製ふた)」による
		樹脂	レディミクスコンクリート、セメント
電柱	コンクリート柱		・JIS規格適合品

注 ・「JIS規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示(製品・包装の外面、容器の外面、結束帯れごとの納品書にJISマーク表示、またはJIS規格証明書等の添付)のあるものをいう。
・「設備機材等評価名簿」とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。
・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。
・特殊仕様の資機材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承諾が得られた場合のみ使用できるものとする。

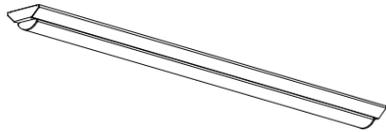
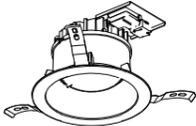
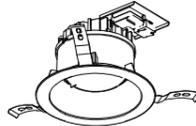
完成書類		引渡し時には下記の書類を提出する。	
名称	完成書類	部数	
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本)	1部	
	施工図(製本)	1部	
	完成図(原図サイズA4折り)	ファイル綴	1部
	完成図(A3版縮小二つ折り)	竣工図(製本)	2部
機器完成図	ファイル綴	2部	
	システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・各種計算・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考者一覧表 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類の写し(表紙のみ) ・その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。		
保全に関する資料	ファイル綴	2部	
制御システム図 ・システム系統図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器銘板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考者一覧表 ・その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。			
工事に関する書類	ファイル綴	1部	
工事計算書 ・工事計算書 ・施工計画書 ・施工要領書 ・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し ・施工体制台帳及び施工体系図 ・総合評価方式技術提案履行確認協議書及び確認書 ・工事進捗状況報告書 ・各種計画書及び報告書 ・排出ガス対策型建設機械使用報告書 ・工事日報 ・工事打合簿 ・段階確認書 ・工事事故報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材届出書 ・工事材搬入報告書 ・機器明細図 ・機材の品質及び性能証明書 ・各種計算・検討書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・計測機器類校正証明書又は精度保証書の写し ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 ・産業廃棄物処理集計表 ・マニフェストE票の写し ・現場発生品調書 ・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ・再資源化等完了報告書(特定建設資材廃棄物) ・工事写真(サムネール及び代表写真) ・足場施工写真 ・完成写真 ・検査立会者名簿 ・指示事項履行報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督員の指示するもの *各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。			
官公庁手続き書類 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類(本冊)	ファイル綴	1部	
電子納品		2部	
完成検査写真		1部	
工事事務引渡書		3部	
引渡目録 工事書類預かり書			
注 ・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。 ・改修工事等は既存の完成図を修正すること。 ・白焼き(青焼き不可)で文字濃れのないこと。表紙(可能な範囲で背表紙にも)に「年度、工事名、工期、竣工図(又は施工図)、請負者名」を印字(シール不可)すること。 ・作成しがたい場合は、監督員との協議による。 ・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。 ・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。 ・ファイルはチューブファイル以上とする。 ・完成書類の著作権にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。			

機器標準取付高さ					
名称	測点	取付高 [mm]	名称	測点	取付高 [mm]
電力共通	積算計器	地上~窓中心 1,800~2,000	壁掛形観時計	床下~中心	1,500 (上端1,900以下)
	引込開閉器	地上~中心 1,800~2,200		時計	床下~中心
分電盤	床上~中心 (上端1,900以下)	1,500	時時計	"	(天井高)×0.9
スイッチ	床上~中心	1,300	壁付アッテネータ	"	1,300
"	"	1,000	壁付発信機	"	1,300
コンセント(一般)	"	400	壁付押しボタン(一般)	"	1,300
"	"	150	"	"	
"	"	900	"	"	
ブラケット(一般)	"	2,100~2,300	"	"	
"	"	150	"	"	
壁掛形制御盤	床上~中心 (上端1,900以下)	1,500	機器収容箱	天井下~上端	200
制御用スイッチ	"	1,300	"	"	150
端子室(室内)	床上~下端	300	集合保安器箱	天井下~上端	200
"	"	1,300	受信機・副受信機	床上~操作部	800~1,500
"	"		機器収容箱	"	800~1,500
"	"		発信機	床上~中心	800~1,500
"	"		警報ベル	"	2,300
"	"		表示灯	"	2,100
"	"		液化石油ガス検知器	床上~上端	300

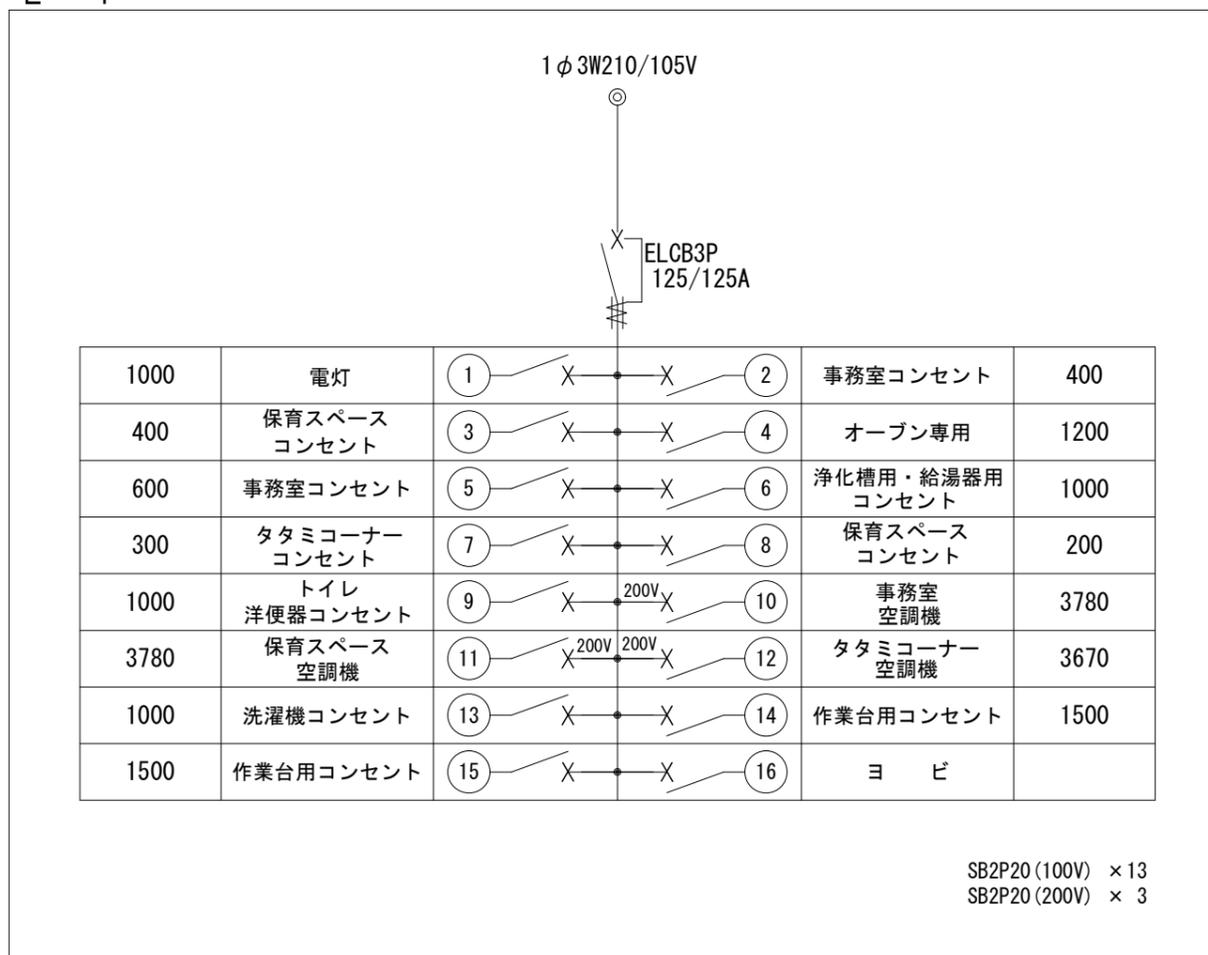
注) 天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
○ 共同接地	E _{A・B・C・D}	Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一組
○ 共同接地	E _{A・C・D}	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一組
○ A種	E _A	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一組
○ B種	E _B	Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一組
○ C種	E _C	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一組
○ D種	E _D	100Ω以下	EB(D=10, L=1,000 又は W=30, L=900)×1
○ E種	E _E	Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一組
○ 高圧避雷器用	E _{LH}	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一組
○ 交換装置用	E ₁	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一組
○ 通信用(10Ω)	E _{A1}	10Ω以下	EB(D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一組
○ 通信用(100Ω)	E ₀₁	100Ω以下	EB(D=10, L=1,000 又は W=30, L=900)×1
○ 電話引込口の保安器	E _{L1}	100Ω以下	EB(D=10, L=1,000 又は W=30, L=900)×1
○ 測定用	E ₀	Ω以下	EB(D=10, L=1,500 又は W=30, L=1,200)×1

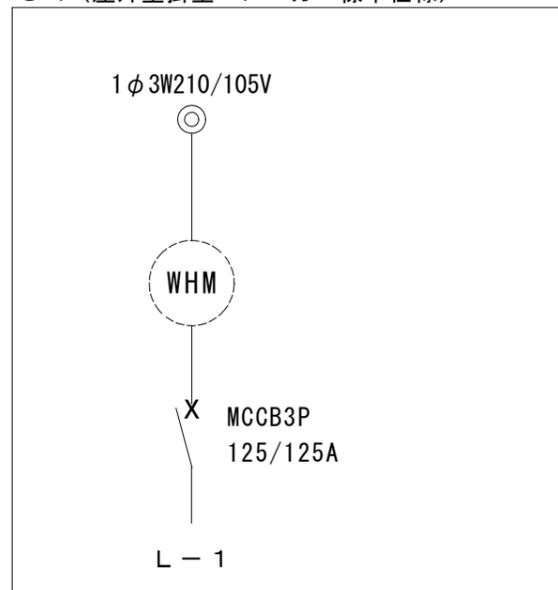
照明器具姿図

 <p>消費電力 100V 43.0W</p>		 <p>消費電力 100V 21.6W</p>	
A	LEDベースライト 公共品番 : LSS9-6800LM	B	LEDベースライト 公共品番 : LSS9-3200LM
 <p>消費電力 100V 7.6W</p>		 <p>消費電力 100V 15.9W</p>	
C	LEDダウンライト 公共品番 : LRS1-850LM	D	LEDダウンライト 公共品番 : LRS1RP-1700LM

L-1

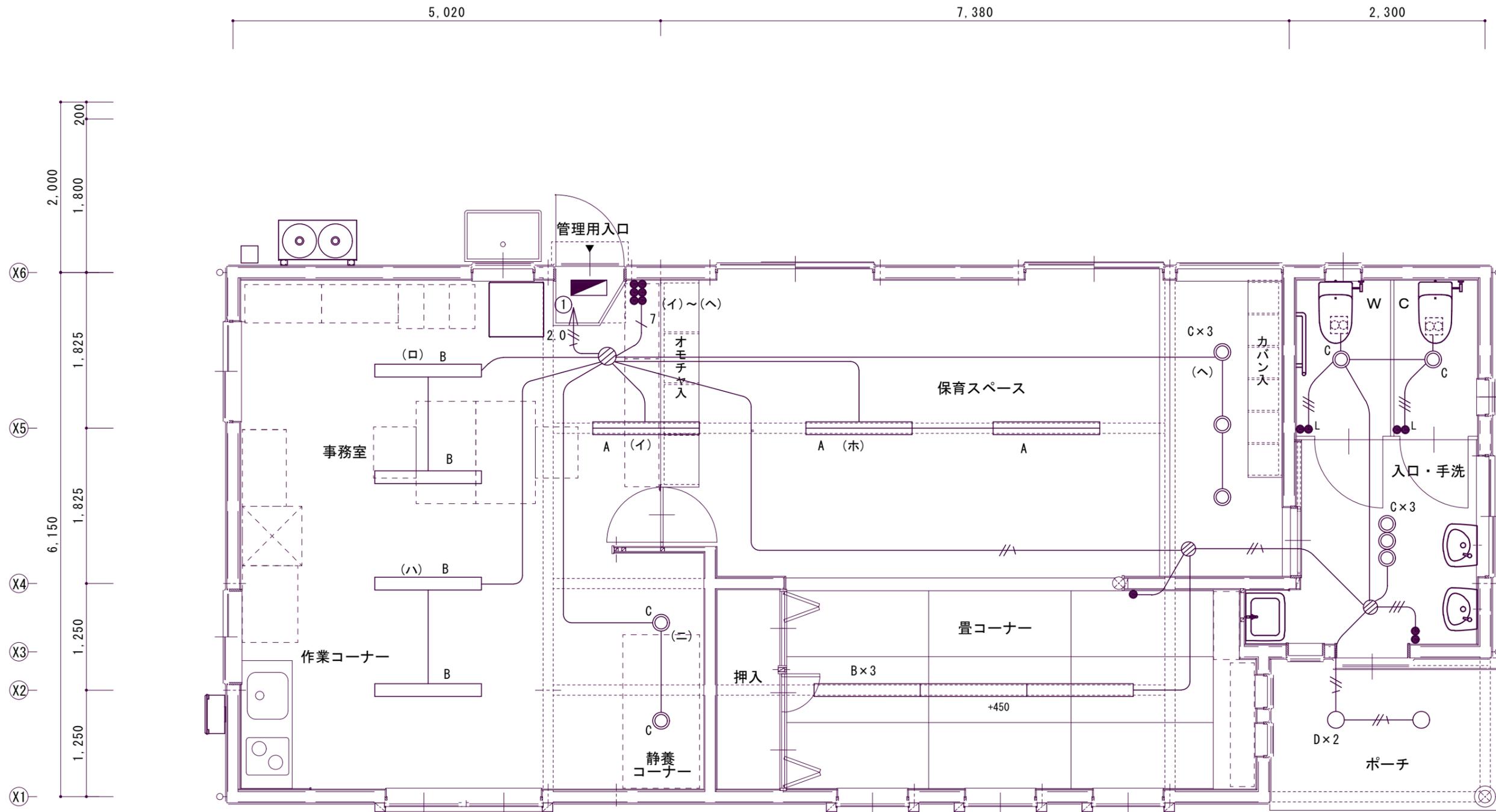


S-1 (屋外壁掛型・メーカー標準仕様)



凡例表

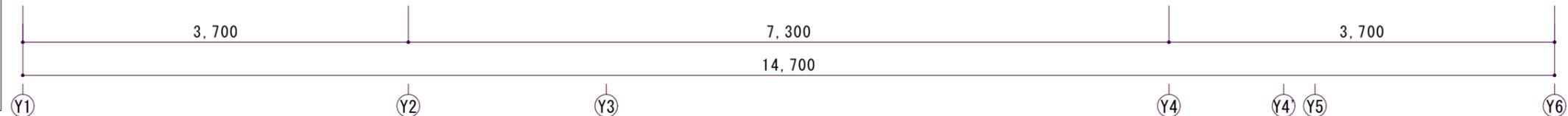
記号	名称	備考
	照明器具 天井付 LED	
	照明器具 壁付け LED	
	照明器具 埋込用 LED	
	埋込スイッチ(新金属プレート共)	1P15A×1
	埋込スイッチ(新金属プレート共)	1P15A×1+L×1
	ジョイントボックス	
	埋込コンセント(新金属プレート共)	2P15A×2
	埋込コンセント(新金属プレート共)	2P15A×2E+ET
	防水コンセント	2P15A×2E+ET
	電灯分電盤	

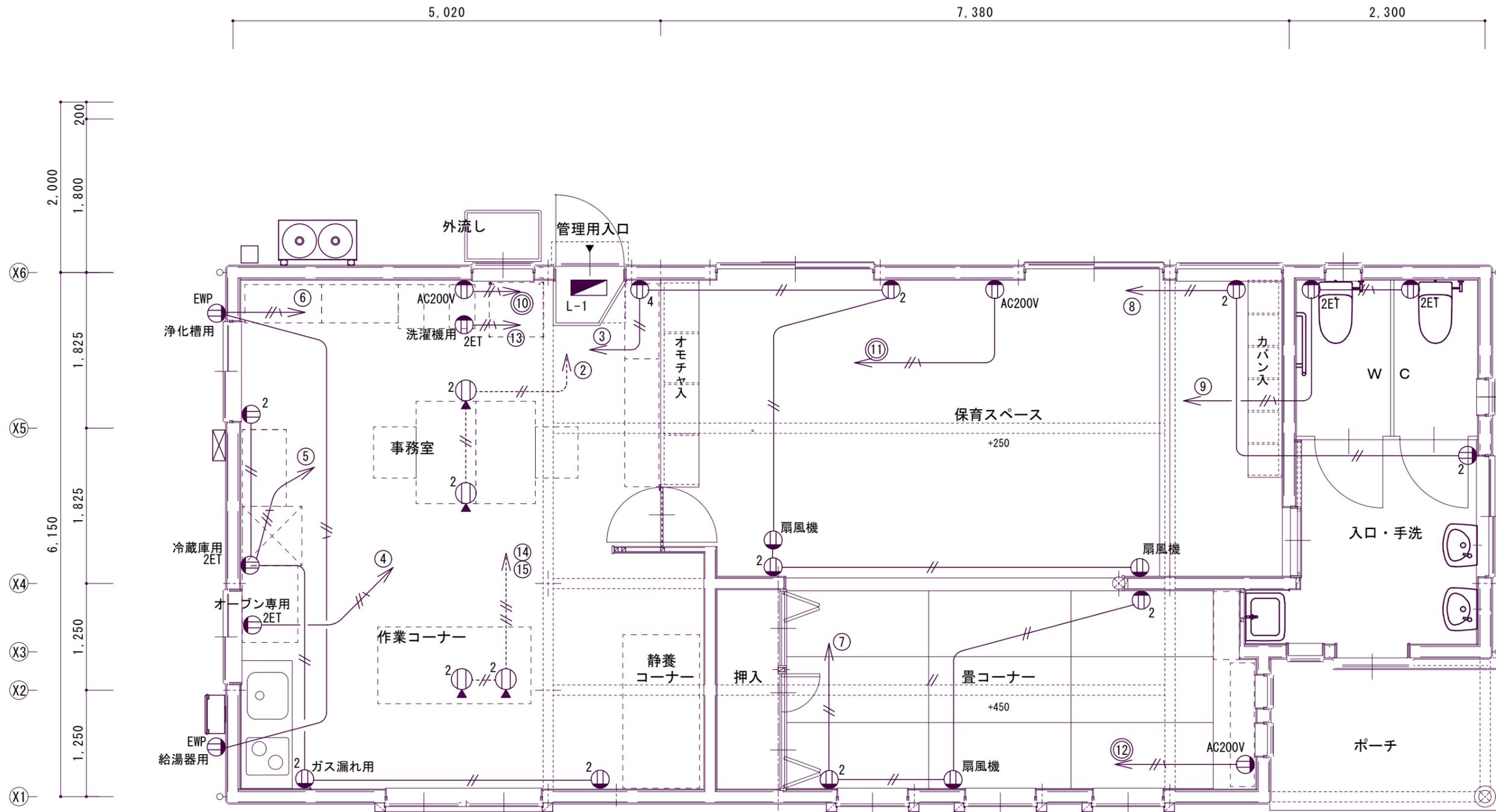


記入なき配線は下記による

- EM-EEF 1.6-2C
- EM-EEF 1.6-3C
- EM-EEF 1.6-3C
- ^{2.0} EM-EEF 2.0-3C
- ^{2.0} EM-EEF 1.6-2C×8

壁内配線はPF管にて保護のこと。

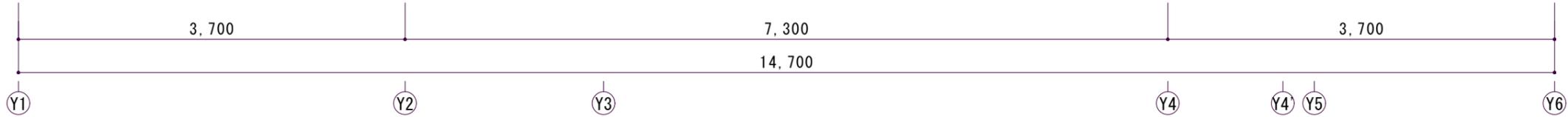




記入なき配線は下記による

- //—— EM-EEF 2.0-2C
- //—— EM-EEF 2.0-3C
- //----- EM-IE 2.0×2 (PF16)
- //----- EM-IE 2.0×4 (PF22)

壁内配線はPF管にて保護のこと。

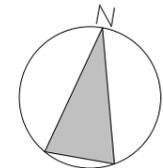


● 設計温度	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="6">屋 内 (調 整 目 標)</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <td>夏期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>26.0</td> <td>℃</td> <td>成行 %</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>20.0</td> <td>℃</td> <td>成行 %</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table>								外 気		屋 内 (調 整 目 標)						温度 (DB)	湿度 (RH)	夏期	℃	%	26.0	℃	成行 %	℃	%	℃	%	冬期	℃	%	20.0	℃	成行 %	℃	%	℃	%						
	外 気		屋 内 (調 整 目 標)																																									
温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																					
夏期	℃	%	26.0	℃	成行 %	℃	%	℃	%																																			
冬期	℃	%	20.0	℃	成行 %	℃	%	℃	%																																			
○ 鋼板製煙道	伸縮継手、溝口及びばいじん量測定口の位置は図示による。 鋼板厚 (O3.2mm O4.5mm)																																											
○ ダクト	○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) とする。 ○ 高圧1ダクト (適用範囲は図示による。) とする。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様は別図による。 取付け箇所は図示による。 (1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、大きさは図示による。 (3) ガラリに直接取付けるチャンパー及びホッパーは雨水の溜まりのないように施工する。																																											
○ 風量測定口	取付け箇所は図示による。																																											
○ チャンパー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、大きさは図示による。 (3) ガラリに直接取付けるチャンパー及びホッパーは雨水の溜まりのないように施工する。																																											
○ ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式 (○遠隔 ○)) 定格入力はDC24V、0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (○遠隔 ○)) 材料 炭素鋼 (黒) ○配管用炭素鋼管 (黒) (Sch40) 選管 ○圧力配管用炭素鋼管 (黒) (Sch80) ○配管用炭素鋼管 (黒) (3) 冷温水管 ○配管用炭素鋼管 (白) (4) 冷却水管 ○配管用炭素鋼管 (白) (5) 空調用排水管 ○配管用炭素鋼管 (白) ● 硬質塩化ビニル管 (VP) (6) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管は、配管用炭素鋼管 (白) とする。 (7) 冷媒管 ● 断熱材被覆鋼管 JIS又はJV (○SK ○10K (図示部分)) ○鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 ○ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (往・還) には、ボール弁を取付ける。 ○ファンコイルユニットには、○流量調整弁 を設置する。 取付け箇所は図示による。 取付け箇所は図示による。 図示の位置に取付ける。 なお、瞬間流量計 (○固定形 ○差形) はビト一管方式とし、止水コック付とする。 制御室には (○給油ポンプ制御 ○漏油警報 ○遠隔警報 ○漏えい検知警報 ○返油ポンプ制御 ○減油警報 ○) の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御室間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 図示の位置に取付ける。 ○還りダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○外気ダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。 ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ○冷媒管の保温仕様は次による。 屋内露出箇所 (●保温化粧ケース (材質:)) 屋外露出箇所 (●ステンレス鋼板))																																											
● 配管材料	(1) 蒸気管 給気管 ○配管用炭素鋼管 (黒) 選管 ○圧力配管用炭素鋼管 (黒) (Sch40) ○配管用炭素鋼管 (黒) (Sch80) (2) 油管 ○配管用炭素鋼管 (黒) (3) 冷温水管 ○配管用炭素鋼管 (白) (4) 冷却水管 ○配管用炭素鋼管 (白) (5) 空調用排水管 ○配管用炭素鋼管 (白) ● 硬質塩化ビニル管 (VP) (6) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管は、配管用炭素鋼管 (白) とする。 (7) 冷媒管 ● 断熱材被覆鋼管 JIS又はJV (○SK ○10K (図示部分)) ○鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 ○ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (往・還) には、ボール弁を取付ける。 ○ファンコイルユニットには、○流量調整弁 を設置する。 取付け箇所は図示による。 取付け箇所は図示による。 図示の位置に取付ける。 なお、瞬間流量計 (○固定形 ○差形) はビト一管方式とし、止水コック付とする。 制御室には (○給油ポンプ制御 ○漏油警報 ○遠隔警報 ○漏えい検知警報 ○返油ポンプ制御 ○減油警報 ○) の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御室間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 図示の位置に取付ける。 ○還りダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○外気ダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。 ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ○冷媒管の保温仕様は次による。 屋内露出箇所 (●保温化粧ケース (材質:)) 屋外露出箇所 (●ステンレス鋼板))																																											
○ 弁類	○鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 ○ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットと冷温水管の接続部 (往・還) には、ボール弁を取付ける。 ○ファンコイルユニットには、○流量調整弁 を設置する。 取付け箇所は図示による。 取付け箇所は図示による。 図示の位置に取付ける。 なお、瞬間流量計 (○固定形 ○差形) はビト一管方式とし、止水コック付とする。 制御室には (○給油ポンプ制御 ○漏油警報 ○遠隔警報 ○漏えい検知警報 ○返油ポンプ制御 ○減油警報 ○) の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御室間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 図示の位置に取付ける。 ○還りダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○外気ダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。 ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ○冷媒管の保温仕様は次による。 屋内露出箇所 (●保温化粧ケース (材質:)) 屋外露出箇所 (●ステンレス鋼板))																																											
○ 温度計	取付け箇所は図示による。																																											
○ 圧力計	取付け箇所は図示による。																																											
○ 瞬間流量計	図示の位置に取付ける。																																											
○ 油面制御装置	なお、瞬間流量計 (○固定形 ○差形) はビト一管方式とし、止水コック付とする。 制御室には (○給油ポンプ制御 ○漏油警報 ○遠隔警報 ○漏えい検知警報 ○返油ポンプ制御 ○減油警報 ○) の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御室間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 図示の位置に取付ける。 ○還りダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○外気ダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。 ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ○冷媒管の保温仕様は次による。 屋内露出箇所 (●保温化粧ケース (材質:)) 屋外露出箇所 (●ステンレス鋼板))																																											
○ 絶縁継手	図示の位置に取付ける。																																											
● 保温及び消音内貼	○還りダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○外気ダクトの保温 範囲は (○ ○)) ○膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。 ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ○冷媒管の保温仕様は次による。 屋内露出箇所 (●保温化粧ケース (材質:)) 屋外露出箇所 (●ステンレス鋼板))																																											
● 換気設備	○ 低圧ダクト (○コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) とする。 ○ 高圧1ダクト (適用範囲は図示による。) とする。 ○ 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書第3編2.2.2のダクトの板厚の項より1番手厚いものを使用する。(範囲は図示による。) 取付け箇所は図示による。 空気調和設備の当該項目による。 ○浴室 (シャワー室、脱衣室を含む。) 系統 ○厨房系統 ○ 空気調和設備の当該項目による。 ○全熱交換ユニット用の外気ダクト (保温の厚さ25mm、範囲は図示による。) ○多温管系のダクトの保温要 (保温の厚さ50mm、範囲は図示による。) (○厨房 ○湯沸室) の排気ダクトの保温要 (保温の仕様及び範囲は図示による。)																																											
○ 排煙設備	○ 重鉛鉄板 ○ 普通鋼板 (厚1.6mm) ○ パネル (○天井取付 壁取付) ○ スリット形 (○天井取付 壁取付) ○ ダンパー形 (○天井取付 ○) ○ 電気式 (遠隔操作 ○要 ○不要) 建築設備定期検査業務基準書 平成24年版 (一財) 日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準ずる。																																											
○ 自動制御設備	○ 有り (○新設 ○既設) ○無し 図示による。 電線及びケーブルは、標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11 による。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。																																											
● 衛生器具設備	○ 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ○ 標記板 ○ 自動水栓の電源供給方式 ○ 衛生器具ユニット ● 洋風便器 洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ○個別感知フラッシュ方式 (一体型) 制御盤 (○要 ○不要) ○要 (材質:) (○大便器 ○小便器 ○) ○不要 ○A C電源 ○自己発電 ○ユニットの配管材料は、図示による。 タンク式は6.5L/回以下とする。																																											

● 配管材料	(1) 一般配管 ● 塩化ビニル管 (VA) ○ ステンレス鋼管 (SUS 304) (2) 地中埋設配管 ○ 塩化ビニル管 (VD) ● 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (HIVP) ○ ステンレス鋼管 (SUS 316) (3) 水道直結配管 ○ 引き込みは水道事業者の指定により、量水器以(1)の地中埋設配管は (○) とし、他の部分は(1)による。							
● 量水器	○ 観メーター (ハルス式) (○貸与品 ○)) ○ ゼメーター (ハルス式) (○買い取り ○)) ● 水道事業者指定品 (○貸与品 ○買い取り) ○標準図MC形 図示の位置に取付ける。 JIS又はJV ● 水道直結部分 (●10K ○)) ○ その他の部分 (○5K ○)) ○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 管の上端より原則として、一般敷地は (40 cm) 構内通路は (60 cm) 以上とする。 ○ 合成樹脂製 ○ アルミニウム合金製 ○ 人造石とぎ出し製 ○ ステンレス鋼製 標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) の (a) (b) (c) による。 ● 要 (●別途工事 ○本工事) ○不要							
● 量水器	○ 観メーター (ハルス式) (○貸与品 ○)) ○ ゼメーター (ハルス式) (○買い取り ○)) ● 水道事業者指定品 (○貸与品 ○買い取り) ○標準図MC形 図示の位置に取付ける。 JIS又はJV ● 水道直結部分 (●10K ○)) ○ その他の部分 (○5K ○)) ○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 管の上端より原則として、一般敷地は (40 cm) 構内通路は (60 cm) 以上とする。 ○ 合成樹脂製 ○ アルミニウム合金製 ○ 人造石とぎ出し製 ○ ステンレス鋼製 標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) の (a) (b) (c) による。 ● 要 (●別途工事 ○本工事) ○不要							
○ 絶縁継手	○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 管の上端より原則として、一般敷地は (40 cm) 構内通路は (60 cm) 以上とする。 ○ 合成樹脂製 ○ アルミニウム合金製 ○ 人造石とぎ出し製 ○ ステンレス鋼製 標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) の (a) (b) (c) による。 ● 要 (●別途工事 ○本工事) ○不要							
● 弁類	○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 管の上端より原則として、一般敷地は (40 cm) 構内通路は (60 cm) 以上とする。 ○ 合成樹脂製 ○ アルミニウム合金製 ○ 人造石とぎ出し製 ○ ステンレス鋼製 標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) の (a) (b) (c) による。 ● 要 (●別途工事 ○本工事) ○不要							
● 洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等の床下部分の配管は、ビニル管 (RF-VP) でもよい。 ○ 標準仕様書第2編2.4.8(f)による ○ 図示の箇所に取付ける。 ● 要 (●別途工事 ○本工事) ○不要							
○ 排水設備	(1) 屋 内 汚水管 ○ 排水用塩化ビニル管 (VP) ● 硬質塩化ビニル管 (VP) 雑排水管 ○ 排水用塩化ビニル管 (VP) ● 硬質塩化ビニル管 (VP) 通気管 ○ 配管用炭素鋼管 (白) ● 硬質塩化ビニル管 (VP) ポンプアップ管 ○ 排水用ノクターンエポキシ塗装鋼管 (2) 屋 外 第一樹まで ○ 排水用塩化ビニル管 (RF-VP) ○ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) 樹間 ○ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 (REP-VU) ● 硬質塩化ビニル管 (VP) 洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等の床下部分の配管は、ビニル管 (RF-VP) でもよい。 ○ 標準仕様書第2編2.4.8(f)による ○ 図示の箇所に取付ける。 ● 要 (●別途工事 ○本工事) ○不要							
● 洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等の床下部分の配管は、ビニル管 (RF-VP) でもよい。 ○ 標準仕様書第2編2.4.8(f)による ○ 図示の箇所に取付ける。 ● 要 (●別途工事 ○本工事) ○不要							
○ 排水設備	○ ステンレス鋼管 (SUS 304) JIS又はJV (○SK ○10K (図示部分)) ○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 湯沸器の給排気筒 (二重管) の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種類は標準仕様書第2編3.1.5 表2.3.5のh・イ)・ロ)とする。							
○ 給湯設備	(1) 屋内消火栓 一般 ○ ステンレス鋼管 (SUS 304) 地中 ○ ステンレス鋼管 (SUS 316) (2) 連絡送水管 一般 ○ 圧力配管用炭素鋼管 (白) (Sch40) 地中 ○ 圧力配管用炭素鋼管 (白) (Sch40) (3) ○ ○ 易操作性1号消火栓 ○ 1号消火栓 ○ 2号消火栓 ○ 10K 屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5 e)・(ハ)・VIIによる保温を行う。 ただし、防凍保温は共通事項による。							
○ 消火設備	図示による。 図示による。 概略寸法とする。							
○ 厨房設備	● 配管材料 ○ 都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ● 液化石油ガス (1) 一般 (2) 地中 別途 (●50kg ○ ○)) × 2本 標準図 (液化石油ガス容器配り配管要領) による 本組。 標準図 (液化石油ガス容器転倒防止施工要領) の (○ (a) (b)) による。 ○ 観メーター (○貸与品 ○)) ○ ゼメーター (○買い取り ○)) ○ 本工事 (図示による) ○ 別途工事) 外部警報端子 (○無 ○有) ○ 要 (○別途工事 ○本工事) ○ 不要 ○ 模型 ○ 堅型 (液化石油ガス貯蔵能力 kg) ○ 保温材、配管・ダクト等より分離する。 ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事で撤去する。 石綿含有分析調査 ○ 本工事 ○ 別途 撤去方法 ○ 図示による ○ ○ 金属類 (○機器類 ○ダクト ○配管 ○その他の金属) の処理は (○物品管理者に引き渡し ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 特別管理産業廃棄物 ○ () の処理は (○別途 ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物 ○ 配管用成形保温材 ○ フランジ用ガスケット) の処理は (○別途 ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 上記以外のもの () の処理は (○別途 ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 本工事 ○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券) の写し							
○ 厨房設備	図示による。 図示による。 概略寸法とする。							
● ガス設備	● 配管材料 ○ 都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ● 液化石油ガス (1) 一般 (2) 地中 別途 (●50kg ○ ○)) × 2本 標準図 (液化石油ガス容器配り配管要領) による 本組。 標準図 (液化石油ガス容器転倒防止施工要領) の (○ (a) (b)) による。 ○ 観メーター (○貸与品 ○)) ○ ゼメーター (○買い取り ○)) ○ 本工事 (図示による) ○ 別途工事) 外部警報端子 (○無 ○有) ○ 要 (○別途工事 ○本工事) ○ 不要 ○ 模型 ○ 堅型 (液化石油ガス貯蔵能力 kg) ○ 保温材、配管・ダクト等より分離する。 ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事で撤去する。 石綿含有分析調査 ○ 本工事 ○ 別途 撤去方法 ○ 図示による ○ ○ 金属類 (○機器類 ○ダクト ○配管 ○その他の金属) の処理は (○物品管理者に引き渡し ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 特別管理産業廃棄物 ○ () の処理は (○別途 ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物 ○ 配管用成形保温材 ○ フランジ用ガスケット) の処理は (○別途 ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 上記以外のもの () の処理は (○別途 ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 本工事 ○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券) の写し							
○ 換気工事	○ 保温材、配管・ダクト等より分離する。 ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事で撤去する。 石綿含有分析調査 ○ 本工事 ○ 別途 撤去方法 ○ 図示による ○ ○ 金属類 (○機器類 ○ダクト ○配管 ○その他の金属) の処理は (○物品管理者に引き渡し ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 特別管理産業廃棄物 ○ () の処理は (○別途 ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物 ○ 配管用成形保温材 ○ フランジ用ガスケット) の処理は (○別途 ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 上記以外のもの () の処理は (○別途 ○構外搬出適切処理) とする。 ○ 本工事 ○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票 (家電リサイクル券) の写し							
● その他	● 舗装工 車道への道路占用工事について。 給水床掘削500mm 舗装復旧については床掘削 +300mm × 2 (影響幅) とする。 また 土被り600mmを確保すること。							

指定資材及び参考見積りメーカー		
分類	資材名	規格・メーカー等 (アイウエオ順)
管	塩化ビニル管	「水」マーク表示品 WSP規格品
	配管用炭素鋼管	JISマーク表示品
	塩化ビニル管	JISマーク表示品 「水」マーク表示品
	リサイクル塩化ビニル管	JISマーク表示品 塩化ビニル管・継手協会規格品
給湯	給湯管	SHASE-S表示品
	冷媒用	銅イノックコーポレーション 銅コペルコマテリアル鋼管 住友軽金属工業 因幡電機産業 (株) または同等品以上
鋼管	ダクタイル鑄鉄管	「水」マーク表示品
	水道用	JISマーク表示品 「水」マーク表示品
ステンレス鋼管	耐火二層管	国土交通大臣認定品
	耐火二層管	JPF規格品 WSP規格品 JISマーク表示品
継手	ライニング鋼管継手	管端防食 フランジ WSP規格品 JISマーク表示品
	鋼管継手	管端防食 フランジ WSP規格品 JISマーク表示品
ビニル管継手	鋼管継手	因幡電機産業 (株) または同等品以上 銅イノックコーポレーション 東洋フイツテック
	耐火二層管継手	JISマーク表示品 SAS規格品
鋼管継手	耐火二層管継手	国土交通大臣認定品
	伸縮管継手 (ペローズ形、スリーブ形)	設備機材等評価名簿による
可とう継手	可とう継手	トーフレ鋼 東洋バルブ鋼 日立金属鋼 鋼ペン 鋼ヨシタケ または同等品以上
	可とう継手	JISマーク表示品
井	青銅弁・鑄鉄弁	鋼キッツ 東洋バルブ鋼 日立金属鋼 鋼ペン 鋼ヨシタケ または同等品以上
	その他弁類	JISマーク表示品
保温材	グラスウール保温材	JISマーク表示品
	ロックウール保温材	JISマーク表示品
ポンプ類	模型遠心ポンプ	設備機材等評価名簿による。
	水中モーターポンプ (汚水用、雑排水用、汚物用)	立形送水ポンプ
電動機	電動機	シンフォニアテクノロジー 柳 柳東芝 柳日立製作所 富士電機 富士電機 富士電機 三菱電機 柳明電舎 または同等品以上
	衛生器具	JISマーク表示品 設備機材等評価名簿による。
タンク	FRP製パネルタンク	設備機材等評価名簿による。
	密閉型隔膜式膨張タンク (空調用・給湯用) スチール鋼板製パネルタンク (浴槽組立形) スチール鋼板製パネルタンク (組立形)	設備機材等評価名簿による。
併	併類	公団型 協和コンクリート工業 桑名工業 柳ネオジオ (有) 丸八産業 または同等品以上
	塩化ビニル	日本下水道協会 排水設備用樹脂製マズ協会 規格対象品又は準規格品
鑄鉄製品	排水金物	柳オオタケフアンドリー カネソウ ダイドレ 柳中部コーポレーション 福西物産 柳ホウキャスト または同等品以上
	鑄鉄製産	マンホール蓋 弁類蓋 設備機材等評価名簿による。
量水器	量水器	愛知時計電機 阿ズビル金門 リコーエレクトリック または同等品以上
	ガス器具	伊藤工機 柳精工製作所 柳井合金製作所 富士工機 または同等品以上
ガス給湯器	都市ガス	ガス供給者の承認する製造者の製品
	LPGガス	「ガス事業法」 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき省令による証票を付したものである。
ガス警報	ガス警報システム	アズビル金門 富士工機 富士電機 パナソニック 矢崎総業 または同等品以上
	厨房機器	設備機材等評価名簿による。
濾過装置	濾過装置	オルガノ 栗田工業 サンエイ工業 柳三協 柳三進ろ過工業 柳タクマ 理水化学 または同等品以上
	減菌機	柳磯村 柳オーヤラックス 水道機工業 日本普連 または同等品以上
消火装置	消火栓類	柳立亮燈製作所 柳北浦製作所 柳村上製作所 柳根井製作所 または同等品以上
	消火栓ホース	日本消防検定協会の合格表示品 設備機材等評価名簿による。
浄化槽	合併浄化槽	RC造 (株) 神鋼環境ソリューション 柳ダイキアックス 柳西原ネオ フジグリーン工業 (株) 藤吉工業 (株) または同等品以上
	FRP	国土交通大臣型式認定品
簡易水栓	クリーントイレ	柳LIXIL 積水化学工業 柳ネボン 柳ハウステック パナソニック 柳 ロンシール機器 または同等品以上
	フロア	柳日機工業 柳アンレット 新明和工業 安永エ アポンポン または同等品以上
阻集器	阻集器	カネソウ 柳東本機工 下田エコテック 積水アキシステム または同等品以上
	特殊ガス	エア・ウォーター (株) 柳セントラルユニ 日融TAN AKA (株) 日本エア・リキード 柳 または同等品以上
計測機器	計測機器	柳島津製作所 電気化学工業 柳東重DKX 柳日立製作所 富士精密電機 柳河電機 または同等品以上
	化学実験装置	柳島津理化 柳ダルトン 柳ヤガミ ヤマト科学 柳 または同等品以上
製缶類	製缶類・熱交換	柳島倉鉄工 柳島倉鉄工 柳ベルテクノ 柳前田鉄工 柳松工業 または同等品以上
	真空式温水発生機 (鋼製・鑄鉄製) 無圧式温水発生機 (鋼製・鑄鉄製)	設備機材等評価名簿による。
温水発生機	電気温水器	愛知金属工業 柳東芝 柳日本イトミック パナソニック 三菱電機 または同等品以上

分類	資材名	規格・メーカー等 (アイウエオ順)
ボイラー	鋼製簡易ボイラー	設備機材等評価名簿による。
	鑄鉄製ボイラー 鋼製小型ボイラー 鋼製ボイラー	
冷凍機	チリングユニット	設備機材等評価名簿による。
	吸収冷凍水機 遠心冷凍機	
空気調和機	ユニット形空気調和機 ファンコイルユニット カセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機	設備機材等評価名簿による。
	「エッジ」・「ト」型空気調和機	
冷却塔	冷却塔	設備機材等評価名簿による。
	防振装置	防振材・防振装置 倉敷化工 柳特許機器 柳プリヂソン 柳明治ゴム化成 または同等品以上
加湿器	加湿器	ウェットマスター 柳 ピーエス工業 または同等品以上
	送風機	遠心送風機 (多翼形送風機) 斜流送風機 軸流送風機 消音ボックス付送風機
換気扇	換気扇類	テラルクリタ 柳 柳東芝 日立アプライアンス 柳 パナソニック 柳三菱電機 または同等品以上
	全熱交換器	全熱交換器 (回転形、静止形) 全熱交換ユニット
空気清浄装置	空気清浄装置	設備機材等評価名簿による。
	ダクト付製品	吹出口・吸込口 風量ユニット (定風量、変風量)
ダクト	重鉛鉄板	JIS規格品
	ステンレス鋼板	JIS規格品
フレキダクト	フレキダクト	大板ラセン管工業 柳 柳東本機工 (株) 新富士空調 フジモリ産業 柳 または同等品以上
	フレキダクト	アライ工業 柳 柳オーツカ 柳東本機工 または同等品以上
自動制御	自動制御システム	設備機材等評価名簿による。
【注記】 ① JISマーク、水マーク (JWWA 日本水道協会規格)、WSP (日本水道協会規格)、SHASE-S (空気調和・衛生工学会規格)、JPF (日本金属継手協会規格)、SAS (ステンレス協会規格) の番号については、「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工書編)」「公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工書編)」による。		
② JISマーク表示品と指定された資材は、工業標準化法施工規則に基づき、製品・包装の外面、容器の外面、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示のあるものとする。		
③ 設備機材等評価名簿とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿 (最新版) をいう。但し、評価名簿による場合、「納入地区及びアフターサービス地区」に中部地区が含まれていて、評価の有効期限内にある場合に有効とする。		
設計図書に関する情報 (以下工事に内容を適応修正のこと)		
建築士法第20条第5項の規定に基づく表示 ■ 建築設備の設計に建築設備士に意見を聴いていない □ 建築設備の設計に建築設備士に意見を聴いた (意見を聴いた者)		
【氏名】		
【資格】		
【勤務先】		
【登録番号】		
【意見を聴いた設計図書 (図面番号)】		



アスファルト舗装、カッター切断はつり撤去撤去所処分復旧 給水本管より引込み

側溝へ放流
露出配管

新設水道メーター20A

6.150

管理用駐車場

事務室

作業コーナー

管理入口

オモ子入れ

保育スペース

W C

入口・手洗

静養コーナー

押入

畳コーナー

ポーチ

計画建物
14.700

1.750

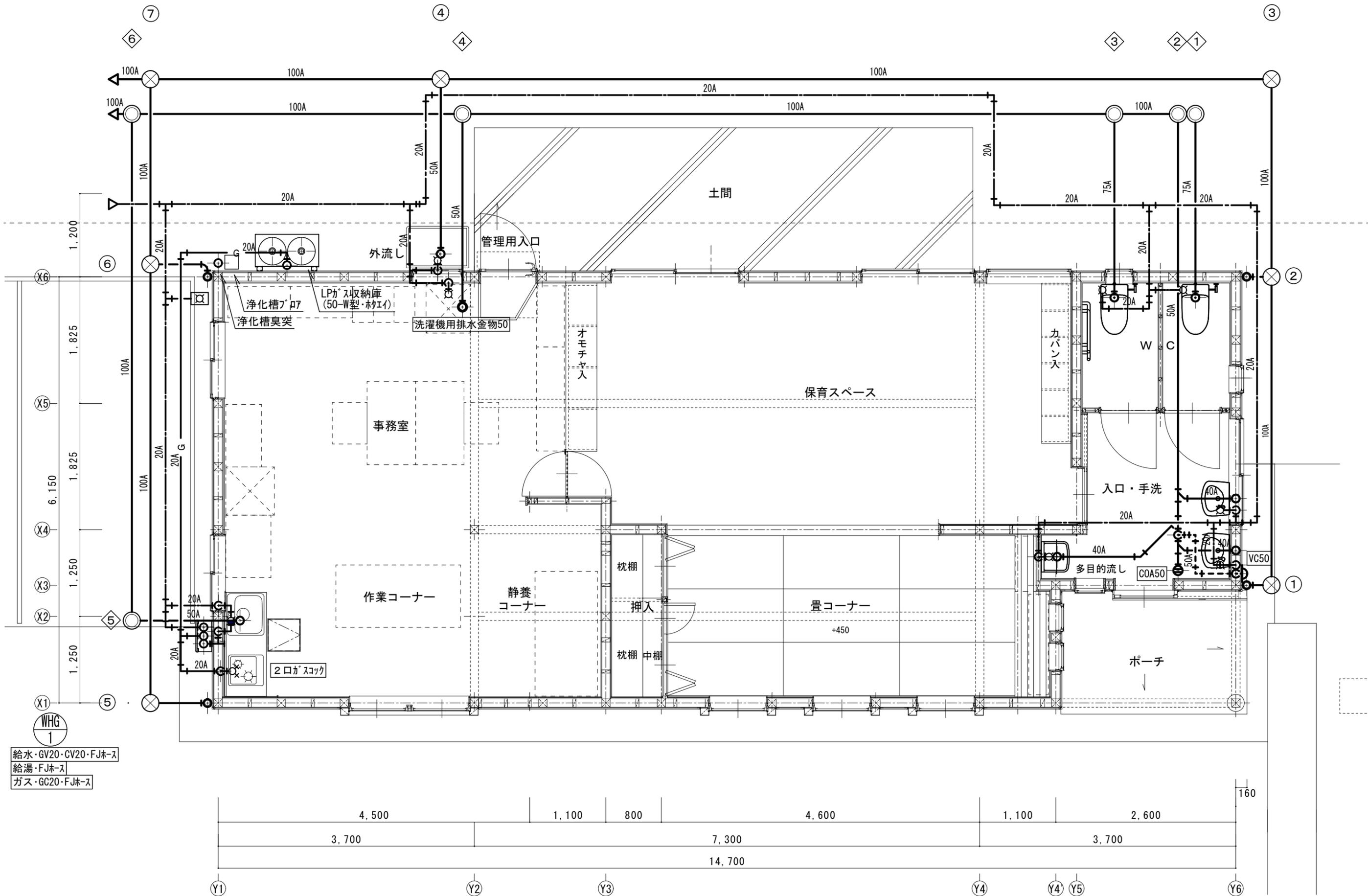
6.250

アクセス



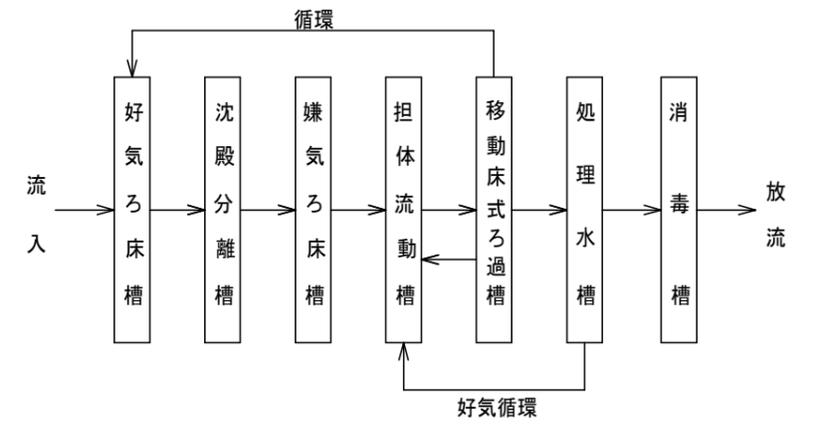
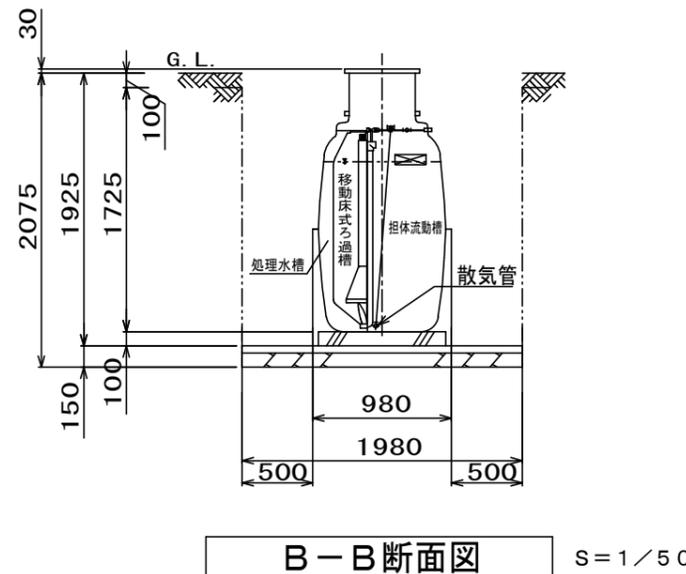
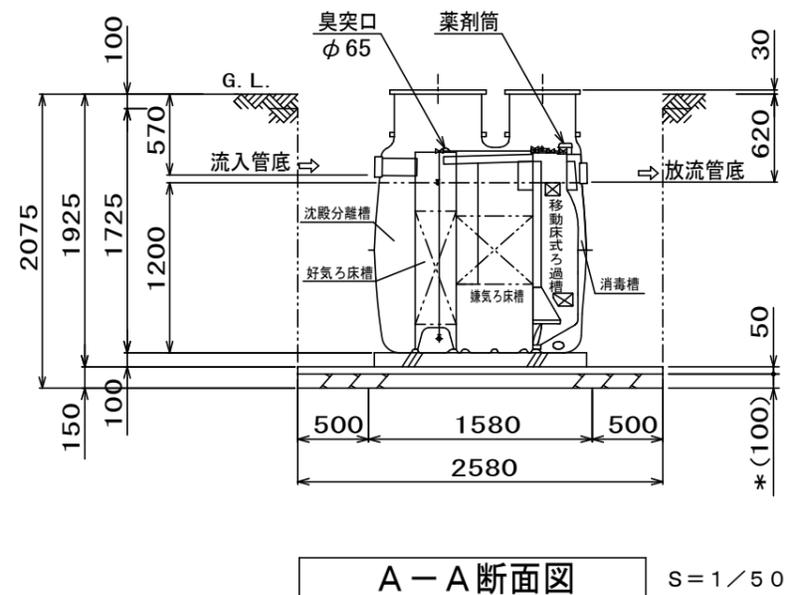
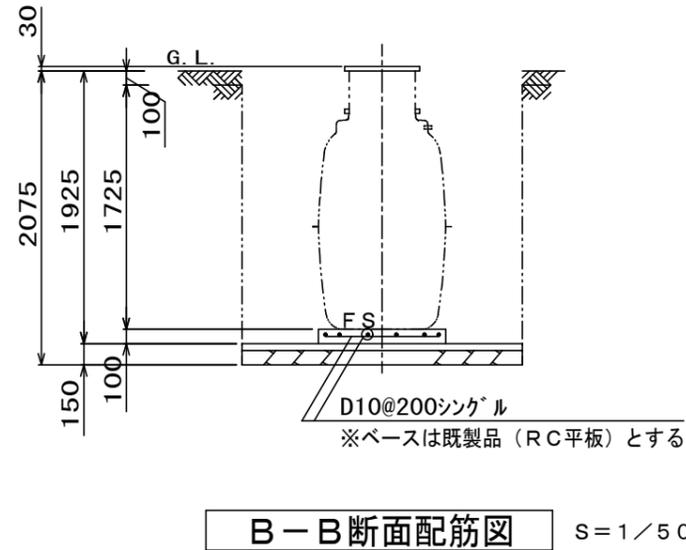
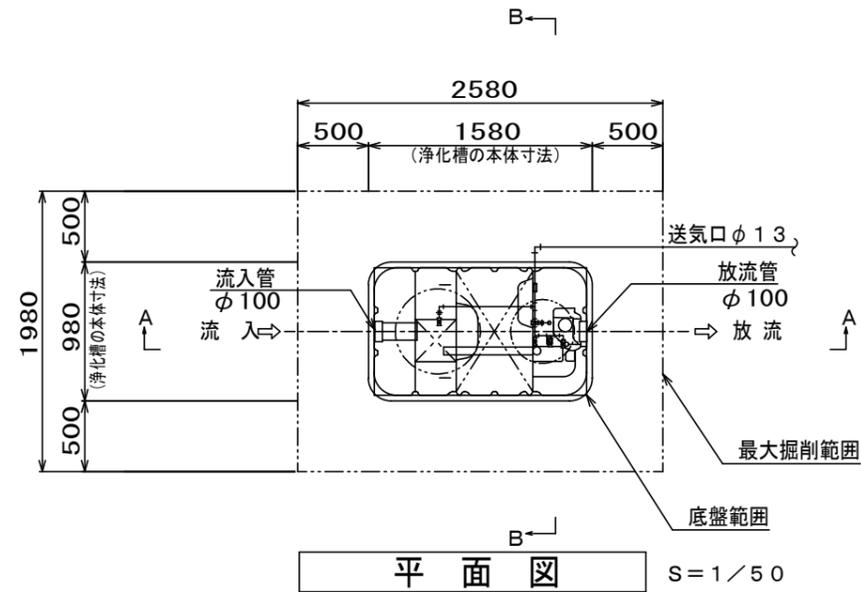
JIS A 3302-2000「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」より

表 1-1 浄化槽人員算定
 放課後児童クラブ
 類似用途別番号 8 学校施設関係 イ 小学校・中学校
 定員：小学生生徒20人
 合計=20人
 $n=0.20P$ より
 $n=0.20 \times 20 = 4$ 人
 \therefore 5人槽とする



給水・GV20・CV20・FJホース
 給湯・FJホース
 ガス・GC20・FJホース

WHG
1



仕様	
種類 / 型式	合併処理 / FKZ-5
処理方法	担体流動ろ過循環方式
処理対象人員	5人
一人当り汚水量	0.2 m ³ / 人・日
計画汚水量	1.0 m ³ / 日
流入水BOD濃度	200 mg/L
放流水BOD濃度	20 mg/L
BOD除去率	90%以上
流入水T-N濃度	45 mg/L
放流水T-N濃度	20 mg/L
T-N除去率	56%以上
流入水SS濃度	160 mg/L
放流水SS濃度	15 mg/L
SS除去率	91%以上
有効容量 m ³	
好気ろ床槽	0.105
沈殿分離槽	0.432
嫌気ろ床槽	0.528
担体流動槽	0.205
移動床式ろ過槽	0.067
処理水槽	0.054
消毒槽	0.015
総容量	1.406
電気機器仕様	
送風機	60L/分 (0.015MPa) 100V, 35W, 1台

特記事項	
使用材料	コンクリート FC=21-18(15)-20(25) 但し、捨てコン・無筋コンクリートは FC=18N/mm ²
	鉄筋 SD295A(規格品) 特記なき事項はJASS5による。
配筋事項	継ぎ手・定着長さ 全て40dとする
* 砕石厚サの条件 (本図は砕石100mmとする)	
地盤	土質 岩盤・土丹 砂礫・砂 シルト・粘土・ローム
	N値 N \geq 10 N<10 N \geq 10 N<2 N \geq 2
地業(砕石)	種別 地はだ 砂利 砂利 砂利 砂利
	厚さ(mm) 100 100 60 150 60
地耐力	必要地耐力 40kN/m ² (想定)
その他	・車両等の重量に耐える地盤に設置して下さい。 ・かさ上げが300mmを超えないようにして下さい。 ・本図はかさ上げ300mm取付済の最深施工図です。

空調設備 機器表

記号	名称	電源 (V)	冷房能力 (kW)	暖房能力 (kW)	消費電力		運転電流 最大 (A)	送風機出力 内/外 (W)	圧縮機出力 (W)	冷媒配管 液管/ガス管	台数	参考品番 (三菱電機)	設置箇所
					冷房/暖房 (W)								
AC 1	空冷ヒートポンプ ルームエアコン 壁掛型	単相 200	7.1 (0.6~ 7.3)	8.5 (0.6~ 11.6)	2,600 (105~ 2,910)	2,300 (105~ 3,780)	20.0	46/50	2,000	φ6.35/φ12.7	2	MSZ-JXV7118S	事務室 保育スペース
AC 2	空冷ヒートポンプ ルームエアコン 壁掛型	単相 200	4.0 (0.6~ 5.3)	5.0 (0.6~ 9.9)	965 (105~ 1,450)	1,090 (105~ 3,670)	20.0	46/50	1,100	φ6.35/φ9.52	1	MSZ-JXV4018S	畳コーナー

※ 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。但し該当しない機器については製造者標準仕様による。 ※ 室外機基礎タイガーベース。AC-1、2台は二段置架台に設置。
 ※ グリーン購入法調達基準適合品、2015年省エネ基準クリア品であること。
 ※ 冷暖房能力はJIS標準値とする。
 ※ 電源周波数は60Hzとする。電動機容量・消費電力等については参考値とする。

換気設備 機器表

記号	名称	有効換気量 強/弱 (m³/h)	静圧 強/弱 (Pa)	騒音 強/弱 (dB)	口径 (φ)	電源 (V)	消費電力 強/弱 (W)	付属品	台数	参考品番 (三菱電機)	設置箇所
FE 1	天井埋込型換気扇 (インテリダグタイプ)	100	40	28.5	100	1φ100	16.5	丸形フード (アルミ製・ガリリ・防虫網・ワイド水切板付)	2	VD-13ZC ₁₀ -C P-13KFAQ ₅	WC WC
FE 2	天井フードファン(建築工事) ダクト及びハイフード本工事				150			丸形フード (アルミ製・ガリリ・防虫網・ワイド水切板付)	1	本体建築工事 P-18KFAQ ₅	事務室
OA 1	給排気グリル (フィルター付)				150			丸形フード (アルミ製・ガリリ・防虫網・ワイド水切板付)	1	P-18GLF ₆ P-18KFAQ ₅	事務室

換気計算書

室名	面積 Af (m²)	高さ (m)	体積 (気積) (m³)	換気種別	24時間 換気計算				一般 換気計算				選定機器		
					設計換気量				換気回数より求めた換気量						
					必要換気量 (回)	排気機による換気量 (m³/h)	換気回数 (n)	換気経路	換気回数 (回)	換気量 (m³/h)	人員密度 (n)	人員換気量 (N)		換気量 (m³/h)	
1階	事務室	33.40	3.00	100.20	第3種	0.3	30.06		OA						FE-2
	保育スペース	26.80	3.70	99.16	第3種	0.3	29.75								
	畳コーナー	14.20	3.70	52.54	第3種	0.3	15.76								
	入口・手洗	6.21	2.30	14.28	第3種	0.3	4.28								
	WC	2.33	2.30	5.36	第3種	0.3	1.61	100.00		EA	15	80.40			FE-1
	WC	2.13	2.30	4.90	第3種	0.3	1.47	100.00		EA	15	73.50			FE-1
			276.44		0.3	82.93	200.00	0.72							

